

自治研 **ちば**

JICHIKEN CHIBA

vol.8

2012年6月

自然の法則・摂理を無視していた巨大広域開発への警鐘
～巨大地震が物語った液状化・流動化・地波現象と津波～
—自治研センター講演会から—



木更津市 東京湾アクアライン

一般社団法人 **千葉県地方自治研究センター**

〒260-0026 千葉県千葉市中央区千葉港4-4 千葉県労働者福祉センター5階

TEL.043-246-0511

自治研ちば vol.8 2012.6

• 巻頭言	理事 総武法律事務所 弁護士 小川 寛	2
• 自治研センター講演会 自然の法則・摂理を無視していた巨大広域開発への警鐘 ～巨大地震が物語った液状化・流動化・地波現象と津波～	茨城大学名誉教授 (日本地質汚染審査機構・医療地質研究所) 楡井 久	3
• 千葉市長を迎え 対談：大都市問題 ー大阪都構想・大都市制度ー	千葉市長 熊谷 俊人 東京自治研究センター 研究員 佐藤 草平 理事 千葉県議会議員 網中 肇	31
• 自治体当初予算検討の視点	理事長 井下田 猛	51
• 連載：「房総の自治脈」第8回	理事長 井下田 猛	58
• 大震災・福島第一原発事故から1年の被災地を歩く	ジャーナリスト 塚本 弘毅	63
• 公共の担い手 市民向け公開講座の運営と公共サービス民営化の受託	NPO法人ふれあい塾あびこ 副理事長 多田 正志	67
• シリーズ千葉の地域紹介 木更津市「ライジング木更津 笑顔の数が増えてゆく」		70
• 子ども達の未来のために	千葉県議会議員（君津市選挙区） 石井 宏子	72
• 佐倉市議会報告	佐倉市議会議員 井原 慶一	78
• 新聞の切り抜き記事から	研究員 鶴岡 美宏	82
• 今期の入手資料	編集部	85
• 一般社団法人 千葉県地方自治研究センターの概要（会員募集）		86
• 自治研ちば既刊案内		87
• 編集後記	事務局長 高橋 秀雄	88



主権者としての自覚と責務

千葉県地方自治研究センター 理事 小川 寛
 総武法律事務所 弁護士

一、昨年の大震災・原発事故により、改めて自然の脅威と人知の限界を思い知らされた。私達は、これまで当然と思っていた日常の生活や生き方、現代文明そのもののあり方自体を見直す必要があると思います。

各種の格差が拡大し続ける少子高齢社会に将来展望を見出せない市民は、閉塞感に囚われ既存政治家や政治団体に対し不平不満を募らせている。政権与党の民主党は党内紛争に明け暮れ誠に不甲斐ない。

かかる社会状況は即効的な解決を主張する英雄の登場を待望しがちです。橋下大阪市長に対する人気は異常であり民主主義の危機であると警鐘を鳴らしたい。

現今の世情を覆っている諸問題は、短兵急に解決できるほど単純ではない。冷静に行動し、現在および将来の人類・社会に対し過ちなきを期すことこそ肝要であると思います。

二、私の属する司法の分野は、法律の解釈・適用をめぐる対立を「裁判」という手続きで解決する権力行使の世界です。この分野で大きな変化が生じています。「裁判員裁判」と「強制起訴」に基づく刑事裁判の実施です。

特に小澤一郎氏に対する「強制起訴」に基づく刑事裁判は、市民の手により、社会的政治的影響力のある裁判が開かれたことで極めて画期的です。

そもそも、被告人を起訴するか否かは法務省の行政官である検察官が独占的に決定しています(起訴独占)。したがって、検察官の「不起訴」処分に対し、市民から選ばれた代表(検察審査委員)が、その処分を批判して起訴すべしと議決して、検察官はそれに拘束されず、自ら再捜査のうえ再度「不起訴」とすることが出来ました。

かつて私の担当した泰道三八公職選挙法違反告訴事件について、千葉地検は「不起訴」としました。そこで千葉検察審査会に審査申し立てをしたところ、同審査会は「不起訴不当」と議

決しました。しかし、千葉地検は再捜査の結果再度「不起訴」とし、金権千葉の打破を希求する市民の声を封じてしまいました。

しかし、時は流れて10年前に始まった司法制度改革を機に、自由でフェアで責任ある社会にするために司法が強くなければならず、司法に国民的基盤を与える必要があるとして「裁判員裁判」と共に「強制起訴」の制度が導入されました。

「強制起訴」の制度は、検察審査会の「起訴相当」の議決に対し検察官が再び「不起訴」としたときは、先の検察審査会とは別の検察審査会が再度の審査を行い、やはり起訴すべきと認めるときは「起訴議決」をします。すると裁判所はその議決に基づいて検察官役の指定弁護士を選任して起訴手続きに入ることになりました(平成19年5月改正施行)。

このように「市民の声」により「裁判所の門」が開けられ、市民の疑いが裁判の場で公開審議されることになったのです。その結果、小澤一郎氏も証言台に立ちました。事実関係が詳しく語られたようです。

第1審判決は無罪となりましたが、検察官作成の自白調書の大半が証拠として採用されなかったことが原因で、その失態は大問題です。しかし、判決で認定された事実関係は政治的、社会的、倫理的に重大な問題点を含んでおります。「強制起訴」裁判の機能を十分に果たしているように思います。

指定検察官は第1審判決を不服として控訴しました。上訴裁判所がこれからどのように判断するかは予断を許しません。

三、このように市民の検察行政への参画強化は、司法分野である「裁判員裁判」と共に新たな責務を主権者の市民に科すことになりました。主権者の責任はますます重大です。軽挙妄動を排し冷静沈着に行動することが求められていることを肝に銘じるべきでしょう。

自治研センター講演会

自然の法則・摂理を無視していた 巨大広域開発への警鐘

～巨大地震が物語った液状化・流動化・地波現象と津波～

2012年2月18日収録



茨城大学名誉教授

楡井 久

(日本地質汚染審査機構・医療地質研究所)

講演

楡井 久 先生

自己紹介

ただいまご紹介いただきました、楡井でございます。実は、私は全くの草の根と言いますか、千葉県庁出身なのです。

今は国連翼下の国際地質科学連合（IUGS）という、非常に大きな権威のある機関の環境管理研究委員会（GEM）で常任理事を務めています。責任は非常に重いものがあります。したがって、日本政府に対しても何も遠慮することなく国際的観点から物を言う責任もあります。

もちろん都道府県や市町村であろうと、科学者として言うべきことは言わなくてはなりません。例えば、国連平和維持軍などに比較すると、使命は軽いのですが、同じような性質を持っているとも考えられます。そのような使命感とガバナンスを持つ自覚が必要です。

齒に衣を着せず胸を張って話すこともあります。よろしくお願ひします。

従って、国内では、憎まれ口もたたきますので、私の敵は非常に多いことも事実です。国内でも真の味方は、10人程度あれば十分なものです。一方、海外の研究者からは、いたって物の見方が良識的で良い人だと言われます。その辺は、また価値観の違いですから、遠慮なく話をしていきたいと思ひます。

自然の法則・摂理に学ぶ

昨年の3月11日以降、津波、液状化－流動化－地波（ちなみ）、放射性物質による汚染という三重の災害がおきました。それに加えて、地滑り、強振動による家屋の倒壊といった数多くの被害が発生しました。国内外でも、非常に大きな問題でしたので、今年の正月まで、正真正銘、土日曜日とも一度も休めませ



んでした。これは辛かったです。現在も同じく休んでいません。

昨年は、津波被害調査、地波現象調査、放射線量測定調査のほかに、もう一つ国際地質科学連合・環境管理研究委員会の諸会議を日本で開くことになりました。その常任理事会やワークショップの開催、国際宣言の起草などに関わりました。

その会議場所が、千葉県の香取市・成田市と茨城県の潮来市でしたから、「香取－成田－潮来 国際宣言」となっています。3.11以降、三重災害に関する国際宣言は、国内外でこれしかありません。国が何といてもこれは国際宣言でありますので、ウルグアイ・ラウンド以降、このような国際宣言に沿って国が動くというのは常識です。北朝鮮とか今のイランとか、国連の言うことを聞かない国もありますが、我々のような地質科学を研究している国際的な専門機関が、このように動いているということだけは、日本政府や都道府県にも理解をしていただきたいと思ひます。いかに官僚国家でも。

このような調査を行っている中で、頭をよぎったのが、明治35年発行（110年前）の旧制中学の文



部省指定教科書「地文学」（地質学者：佐藤伝蔵，1902）の終章にあたる「人類と自然」でありました。地文学（ちもんがく）といいます。これは文部省指定です。旧制中学ですから、今の高校2年・3年で習っていたのです。昔の字体ですので、転載作成するのが結構大変でした。

資料1の「人類と自然」を、少しお勉強をしていきたい、110年前のお勉強です。このような教育を忘れたのというのが、今の日本だということでもあります。まず「温故知新」ということではありますが、自然の法則・摂理を学ぼうということなのです。

「人類と自然」、液状化の話なのに何でこんな話と思われるのでしょうか、少し聞いて下さい。

最初の段落を読むとわかるように、自然と共に人文が発達してきたのですが、だんだんと人文が開くと、人間が自由勝手なことを始めました。ですから、自然の度合いは減ずる。東京湾の周辺でおこったこと・おこっていることをゆっくりと思い浮かべていただきたいと思います。

中段以降に「…河流、潮汐、風力等の如き自然力を利用することはもとより、…」とあります。最近、風力発電を使いなさいとか言い始めていますが、昔からこういうことは言っているのです。

後段には「…沼澤を変えて沃土となし、浅海を埋め立て陸地となし、……人智を開け、人文進むと共に益々その度を増加するなり」とありますが、地球環境問題が110年前の日本において語られていました。当時の旧制中学の学生の皆さんはすでに学んでいました。それを文部省が教育していたということなのです。

● 日本列島との共存の技を学ぶ

液状化現象が発生することは、1964年の新

潟地震のときにすでに分っていました。これは本当に、幸福を求める人類に対して自然からの警告であったわけですが、対策が充分取られてこなかったというだけの話です。「人類と自然」を読むと、果たしてこれまで110年間における学識や経験とは何であったのか、という疑問がわきます。

今年2012年は、全学識経験者をはじめ現場で働く多くの国民も、地文学がなぜ消滅したのかを、研究する年でもあると考えています。その研究をベースに、今後の日本の多くの社会活動を再出発させる必要があると、私は思っております。いまだにこのようなことがなぜ総括されずにいるのかということ述べたいのです。

もう少し言わせてもらいますと、これからの日本経済の持続と、美しい国土を創造するには、この研究の峠越えが必要です。特に、環境・防災・危機管理に関わってきた学識経験者や行政関係者は、この峠越えを心に深く刻み、再出発が必要であると思います。

また、この峠越えがなければ、これまでの行政の縦割りや産学官の村社会が、更に強化され、3.11以降に国民に生まれた絆は細いものになるでしょう。そして、減災のためには、そうであってはならないということです。

これまでの110年間における日本人の日本列島への関わり方は、「敵を知らず、己を知らず」でした。つまり、自然の法則も知らないで、宇宙・地球の成り立ちもあまりよく勉強をしない。これは旧日本軍がインパール作戦のときに、まさしくそうであり、「右肩上がり」と「行け行けドンドン」であったわけです。

結局は負けて撤退し、今の世の中になってきたということです。この110年の間の教訓をよく心に刻まなくてはいけないと、私は思っています。

〈資料1〉 **人類と自然** (明治35年発行の文部省指定教科書より)

周囲自然の情況が人類に及ぼす盛況は種類あるが、殊に氣候の如きは、其の最も著しきものなり。寒帯及び熱帯には優勢なる國民の發達するが如き是れなり。又島嶼島及び海岸地方に海國の人民發達し、乾燥なる高原地方に牧畜の人民發達し、地味肥沃なる三角洲に農業の人民發達し、海岸及び河濱に多く都會の建設せらるゝが如き、孰れも自然が人類に及ぼす影響の結果にあらざるはなし。然れども此の自然の情況が人類に及ぼす影響は、人智開け、人文進むに従ひ、次第に此の度を減ずるなり。

人類は此の如く自然の制裁を受くると同時に、又自然に對し種々の影響を及ぼすものなり。河流・潮汐・風力等の如き自然力を利用するは固より、沼澤を變して沃土と爲し、淺海を埋めて陸地となし、隧道、豎穴を穿ち、地峽を開鑿し、港灣を築き、地球表面に著しき變化を興ふると同時に、動植物を飼養して巨多の變種を生ぜしめ、或いはその移住傳播を助けあるいは之を斃して其の種を絶滅せしめ、或は森林を伐採して間接に地貌及び氣候を變化せしむ。而して此の人類の自然に對する影響は、人智を開け、人文進むと共に益々其の度を増加するなり。

此の如く自然は人類に對し種々の影響を及ぼし、人類は又自然に對し、種々の影響を及ぼし、人類と自然との關係は密接離る可らざるものあるを以て、能く此の自然の法則を究め、能く此の自然と人類との關係を明にし、自然物を利用し、人生の幸福を求むるは吾人々類の自然に對し、宜しく務むべきの義務なり。

その好例が東京湾の広域埋め立てと、利根川沿岸の湖沼埋め立てによる人工地層形成と、それに伴う液状化－流動化－地波被害です。完全に自然に負けてしまいました。なぜ負けたのか、それは自然の摂理を学んでいなかったからです。

私たちは、日本列島との共存の技を真面目に学ばなくてはなりません。今、本当に学んで実践しているのでしょうか。この埋め立てと人工地層の形成に見られるように、これまでは自然の法則や摂理を無視して後退・撤退を知らない、「行け行けドンドン」であったように思われます。

3.11以降、よく耳にする減災などの概念は、我々地質環境学者の間では、国際的に数十年前から強調されてきました。

つまり、地質環境指標 (Geo-indicators) ですとか、脆弱性 (vulnerability) を見極めることです。身体の弱い人に強制労働をさせたら病気になって死んでしまいます。それと同じようなことを何も考慮しないまま、やってきました。

復旧・復興にあたって、現在行われている今までのやり方では、闘えませんし、不経済でどうにもなりません。

自然の法則や摂理を無視して突き進むのではなく、いかに後退・撤退するかについて学ぶことも、非常に重要な課題です。そして、自然の法則や摂理を理解しなければ、後退・撤退することもできません。前進するにせよ、後退・撤退するにせよ、その知的基礎となる教育が、軽視されてきたことも事実です。

地質学や地学なんてもうやらなくてもいいのだ、物理学・化学さえやればいいのだという風潮があります。持続的経済であれ後退・撤退にとっても重要な教科は、地文学や地学・地質学ですが、戦後に生まれた地学教育でさえもまともに教育されていません。経済発展のみの観点から「行け行けドンドン教育」からなる、物理・化学に偏重した理科教育でした。

現実のアンバランス教育を見てください。真の経済発展のためには、理科教育などにもバランスが重要であることは自明です。東日本大震災での復旧・復興には、様々な市民的

な活動も出てきますが、バランスが崩れては、良くない方向に行く可能性があります。

●いかに後退・撤退するかも重要

果たして、自然の法則や摂理に基づいた復旧・復興が、どこまで進められているのか疑問です。自然の法則や摂理に沿わない原発事故処理、放射能汚染の調査・除洗や、あるいは、液状化－流動化－地波現象被害の対策については、画一的な「行け行けドンドン」だけの手法では、予算に限界があり、また不合理です。

両者ともに無原則な画一的手法や法則・摂理に従わない後退・撤退では、従来と同じく自然とは共存できず、また迷路に入ります。私は、現在の復旧・復興過程は対症療法的だと思います。なぜかと申しますと、本当に地質環境等の調査を行って対策を立てているかということです。地質調査と言って地質学的法則に沿うのではなく、土木工学・地盤工学に支配された画一的N値調査でお茶を濁しています。大混乱を起こすでしょう。

さて、後藤新平という関東大震災のとき帝都復興院で頑張った立派な方がおられました。この人は復興計画に3年をかけたそうです。そのために、地震動を支配する縄文海進のときの粘土層の厚さ等をアメリカの技術力も応用しボーリング調査を行い、しっかりとした基礎知識に基づいて、昭和通りなどを造りました。

果たして、今回は、そういうことをやっていますか。復旧・復興の対策費として公共投資を膨らませています。費用対効果を見ると、今の状態はいかがなものかと思います。自然の法則や摂理を無視した調査法や工法では、時間的経過・歴史的経過の中で、膨大な「税金のどぶ捨て」現象になりかねない、と思っております。

私たちは、前述した「人類と自然」の最後の、“能く此の自然と人類との関係を明にし、自然物を利用し、人生の幸福を求むるは吾人々類の自然に對し、宜しく務むべきの義務”を果たすことが重要ですが、この義務は今後の日本の将来を非常に大きく支配するものと、私は思っております。

すべての事柄がといっても過言ではないと思いますが、東京大学が発信して、NHKと岩波出版がそれを報道すると物事が真実になってしまうという傾向があります。また、そのようなムードメーカーも生れることもあります。マスコミ・大学・学会などもその役目を果たす側面があります。その内に、その方向に世の中が動いてしまいます。今、本当にそれで大丈夫ですか、ということをお願いしたいのです。

これから具体的な生々しい話と、千葉経済の維持・発展の方向性というのを、最後に提案をします。私が考えている「ちばらき(ChIbaraki)都」構想です。これは何かと申しますと、成田国際空港と筑波の知的産業都市との一体化、そして国際環境観光都市化することです。

ロンドンの北に観光地として湖水地方(Lake District)がありますが、常総・下総には湖が多くあり東関東湖沼地方(East Kantoh Lake District)とも呼ばれ、巨大観光開発も可能です。

危険な東京よ、さようならです。つまり、“脱東京”です。

あのような危ない都市になぜ皆さんが通うのですか、危ない都市にいるのですか、大阪も同じです。石原慎太郎さん、橋下市長さんなどの大都市の首長は、多くの政策を言っておられますが、足元は大丈夫でしょうか。そんな真の足下の対策も重要ではないかと思えます。もし、今言われている直下型地震が起きるとしたならば、都民や市民をサッサと他

の場所に移動させる必要があります。それが真からの良識のある政治家だと私は思います。人の命を守り・そして経済を守ることが首長にとって最も重要な責務です。

「ちばらき都」構想というのは、私にとっては、非常に現実的なものであり、これから皆さんと共に考えていきましょう。多くの専門家の皆さんは、首都直下型地震が起こると言われます。そして、中央政府や関係都県でも、直下型で発生すると言っています。また、東京都は地震や他の災害でも非常に脆弱な都市であることは確かであります。東京の都市構造は、無政府状態で発展拡大し、多少の修復では、人が住める都市にならないことも明らかです。

もし、元禄大地震クラスの大地震が本当に来たら、東京湾周辺は火と水の地獄になるでしょう。日本の経済も千葉県の経済もダメになります。京浜コンビナート・京葉コンビナートなどは吹っつぶでしょう。東京湾は火の海になりかねません。そういうことを前提として、石原さんは、首都防災と経済を守ろうとしておられるのでしょうか。橋下さんの大阪市と大阪湾の関係も同じです。全くの燈台もと暗しでおられるようです？私が非常に不思議に思っているところです。

私は労働組合運動に対しても是々非々で発言してきました。皆さんは、働いている方が多いのではないかと思います。職場がなくなってしまうですよ。ですから、それならまず経済をまともにしよう。ちゃんとエスケープ・ボートを作っておいて、それから物を言いませんか、というのが本当の大人の対応だと、私は地質科学者として申し上げたいのです。

私のお話したいことを先に申し上げました。口が悪いものですから、言い過ぎた点は許してください。

なぜ国は想定外というのか

それでは、本日のテーマの「自然の法則・摂理を無視していた巨大広域開発への警鐘～巨大地震が語った液状化・流動化・地波現象と津波～」について、スライドでお話をしていきたいと思います。

まず、私に言わせれば、予想された大震災でしたが、なぜ国は想定外というのか？液状化－流動化－地波被害も予想できていました。私が『毎日新聞』にこの話をしたのが12年前です。千葉県東方沖地震が終わった少し後に話したのですが、非常に心配でした。あの当時、正直に話をしたためにひどく嫌われました、特に浦安市です。浦安市は液状化が発生しないのだから、調査に来ないでほしいというようなことを言われました。

金持ちの人達は、この埋立地も地価が上がることを前提とした不動産騰貴目的で買っていた方も多かったと思います。私たちの税金がそちらの方に使われるということは、株で失敗した方に金をあげるようなもので、これはいかがなものかと思います。ただし、本当に弱い立場の皆さんには、私はそのようなことを絶対に申しません。その判断をきちんとすべきだと思います。

今回の大震災が想定外だったということが言われます。「想定外」用語をマスメディアで最初に利用したのは政府の地震調査委員会の地震学者でした。すべての災害を自然要因にすれば、学識経験者・行政施策者等は、震災で発生した多くの問題から責任の回避ができるからでしょう。原子力村・環境土壤汚染村と同じく地震村というような多くの村社会が現存しています。そして、液状化対策問題にも村社会が形成されて行くでしょう。そこにはムードメーカーもおり、学問や真の技術とはかけ離れた議論や判断が行われる傾向にありました。学識経験者も権力・利権と妥協

する面も多くあります。マスメディアはその応援団でもあることも多いわけです。

“想定外だからできなかった”で済めば、こんな楽な話はありません。最近、首都直下型地震が取りざたされています。首都直下型地震が発生する確率について、東京大学の試算が80%、京都大学の試算が20%となっています。学者間で大きく異なる二つの確率を試算しているにもかかわらず、首都直下型地震が発生することを前提にして、行政施策をやっているのです。これはいかがなものかと思います。国民も黙っています。学識経験者や行政も黙っています。こういう国はありますか。要するに、日本中が古い師に支配されているのと同じ状況と言っても過言ではないと私は思います。

歴史は真実を物語る

歴史は真実を物語ります。学識経験者、行政施策者、工事施工者もその歴史の真実から逃れることはできません。つまり、いい加減なことをやったから、今回のような大震災の時に液状化が起きたのです。私は十数年前から「こんな対応では危ないぞ、危ないぞ」と言ってきました。そんなにむずかしい話ではありません。私は偉いわけでも何でもありませんが、ただ言い続けてきました。

先ほど、原子力村、土壤汚染村と地震村に少しふれました。この土壤汚染村をひとつ取っても、ひどい村です。環境省が作った村なのですが、公害問題を利用して有害でもない物質までも基準値ぎりぎりまで下げて「汚染だ、汚染だ、」と言って、汚染に経済的付加価値をつけるのです。脅かしといて土地を売買する際に利用していくのです。公害を無くすための環境基準でなく経済に利用する経済環境基準に変貌したのです。

あるいは、私たち国民の側に見てみたら、

たいへん迷惑な法律を作って、ゼネコンとその関係者が儲けているということが実際に起きています。そのような本質的なことを皆さんは知りません。環境省だからいいことばかりを行っていると思ったら、とんでもない間違いです。

環境省は、庁から省になったがために、天降り先を作らなければなりません。自分達のために、たくさん外郭団体などの天降り先を作ります。また、問題のある法律を作ったりして、今になって、環境問題に矛盾が起きています。

環境省が放射能汚染対策を行うと言っていますが、私は大反対しています。見てください、放射線量の基準なんて勝手に動いているでしょう。行ったり来たり、経済原則にしたがって勝手に動かしています。“私達の命はどうするのよ”というのが本音です。そういう本質を、よく理解していただきたいと思います。

もう少しお話しすると、地方自治体の行政にも高い見識が必要になってきています。地方自治体の政策決定等にあたっては、学問や真の技術的な知見からかけ離れる傾向があるからです。当然、学識経験者も権力や利権と妥協することがあります。ですから、私のような国際的常識や真実を語る人間が、嫌われる傾向は寂しいものがあります。

中央公害対策審議会、中央防災会議、測地学審議会の委員長や委員とかは神様のように扱っています。それはなぜかと言いますと、それなりの体制を守るために昔からの流れとなっているからです。同時にメディアもその応援団であるという側面もあります。しかし、その実態は、3.11の災害発生や復旧・復興過程をみれば想定ができることでしょう。多くの税金を使用されていますが、そこにどれだけ科学的で、かつ合理的な使用がされているかを分析すれば理解できるでしょう。

ある大新聞の関係者と座談会を行った時に、私が「なんで、あなた達は国の言いなりになる学識経験者の発言を使うのですか」と尋ねました。すると、その記者が「その方が楽なのです。悪くても責任を負わなくていいですから」と答が返ってきました。これでは、マスコミに良心が全然なくなってしまったのではないかとも思いました。多かれ少なかれ日本の報道は、このような傾向にあります。マスコミ独自の見解が希薄である場合も多いようです。

ニューヨーク・タイムズなど海外のメディアはしっかりしています。批判力を、ばっちり持っています。「国の〇〇省委員会の委員の見解なので、その丸ごとの報道は、記者にとって責任を負わなくてよいし簡便だ」というようなマスコミなんかはいらんと思います。しかし、その点、面白いことに、中央と距離があるために地方紙が意外と独自性を持っているのが、私の感想です。また、マスコミの内部を覗くと公共放送をはじめ、現代マスコミは非常に腐っていると思います。

地質環境学の立場からは、今回の大震災は予想外ではなく、自明の理でした。津波はまさしくそうです。何回も「この高い所まで津波が来るぞ」と提言しているにもかかわらず、原発の立地は5.6メートルの標高でよいといった後押しには、土木学会も関与していたとも言われています。

それも電力会社からの寄付行為があったとも聞きます。電力会社と土木学会との関係は、皆さんが調べて下さい。土木学会のお墨付きを利用したいからでしょう。はたして、土木学者に歴史津波に関する学識があるのでしょうか。これまでの学識経験には、都合の良いのなら何でも良いガバナンスであった側面が強かったと思います。最近の浅はかな学識経験者や専門家の発言には、本当に困っています。日本学術会議そのものに対しても、私

は非常に疑問を持っていますし、また多くの事実を見聞きしています。このようになった理由には、政治にも責任があると思います。

良識ある科学技術体系が機能していたら、今回の大震災の被害を、もう少し抑えることができたのではないかと、とも思っています。それができなかったのは国土開発を画一的手法で行い、自然の摂理、自然の正しい法則を取り入れなかったからです。液状化調査・対策などの画一化は、まさしくその典型です。悲嘆していても仕方がないですから、これまでと変わらずに粛々と正しい科学技術体系を積み上げましようというのが、私の意見です。

予測が当たらない今の地震学

これまでの地震学説に驚かれるかもしれませんが、日本列島には二つの地震モデルがあります。地震モデルは、すべて仮説です。つまり、先ほどの東大-NHK-岩波から発信した仮説が、真理となり、仮説で行政・社会経済が動くという恐怖社会になっています。少しお勉強に入りますが、正しい学問のものでこそ日本の復興ができますので、聞いて下さい。日本列島は、もともと地震国です。昨年3.11の大震災以前は、同じような大規模な地震は、たまたま発生していませんでしたから、何とかなるかということで、それなりの仮説が生まれます。

地震モデルの学説には、千葉県の地質環境学が生んだ地震モデル（yビーム地震帯）と中央の権威を持つ地震モデル（プレート・テクトニクス）といった二つがあります。両者ともあくまでも仮説です。千葉県は中央の権威ある仮説モデルを使っています。千葉県では、私が一生懸命に頑張ってきて、こういうモデル（yビーム地震帯）があるのではないかと、誰も否定できませんでした。そして、今回の3.11地震でも中央の権威ある

モデルではなく、千葉県のモデルの正しさが実証されています。しかし、中央の権威あるモデルでないと思いません。これもさびしい話です。国民が、権威に不信感を持ち、社会不安に落ち込んでいる内因は、そのような点にもあると思います。

独創的研究の検証・実証と実用が、科学を進展させ、世界経済の牽引になることも忘れてはなりません。

例えば、東海地震が3年以内に発生する、と言われたのは35年前です。しかし、この35年の間に、北海道沖、北海道南西沖、北海道東方沖、島根の方、新潟、信越沖、阪神・淡路大震災、もうあちらこちらで大きな地震が起きています。

3.11以前に公表されていた地震の確率は、東南海が88%で、今回発生した東北の沖はゼロでした。起こらないはずの東北の沖で大きい地震が起きています。そういうものを皆さんは地震学と呼べますか。首都圏の直下型地震の予測も心もとない地震学（中央の権威あるモデル）をベースにしています。さらに、前にも話しましたが、東京大学で80%、京都大学で20%という学者によって大きく異なった首都圏直下型の発生確率が発表されています。そのような状況にも関わらず、首都圏の直下型地震が盛んにNHKで報道され、石原慎太郎都知事はその備えをやっているわけですが、もう少し科学性が欲しく、また減災の手法も科学性によってことなります。

最近、地方分権を主張される首長が多くなってきていますが、非常に好ましいことと思います。各自治体の首長も中央の学識に頼るのではなく、地方の知識を信頼すべきです。災害や環境は地方の特殊性に支配されます。大阪府・大阪市などでは、地域性として直下型地震の可能性があります。阪神地方は、東京と違って、ナマズの背骨のすぐ上にあります。何本も活断層があります。大阪府庁のす

ぐ脇、市役所のそばにあります。愛知県・名古屋市でも近くに大きなナマズが地表近く棲んでいます。それで大丈夫ですかというのが実際のところですよ。そのような事実に基づき、足元のことを考えながら、一つひとつの地方と中央との政策を組み立てていかないと、日本列島とは付き合えません。

プレート理論では 大震災を説明できない

プレート・テクトニクス仮説については、NHK、岩波出版をはじめ、色々な場面で説明がされています。輸入仮説ですから、当然国外でもこの仮説が主流をなしています。しかし、その仮説のみで日本列島の成因を論じてよいのか。また、学問は矛盾から発展するので、千葉県民は外国の仮説の軍門に下るのか？千葉県誕生の仮説を学び実証することに挑むのか？または、全く別現象の錯覚かも知れません？今後の千葉県の学術・文化活動をも左右すると思われる。

つまり、東北から関東にかけての地震発生成因を輸入仮説で説明すると、太平洋側に太平洋プレートがあって、日本列島下を押し込んでいる。また、フィリピン海側からもフィリピン海プレートが押し込んでいて、関東平野下ではフィリピン海・プレートが太平洋プレートに突き当たるように重なり、さらに、その上に北米プレートが重なり、関東平野は北米プレートの上にあるという考えです。つまり、関東平野下には、下位より太平洋プレート・フィリピン海プレート・北米プレートがあり三重に重なり、プレートの三重会合点が関東平野下にあるという仮説（モデル）です（図-1）。みなさん、仮説ですよ。実証されていないから仮説なのです。仮説は、まだ仮説でした。今回の2011年東北地方太平洋沖地震の地震発生メカニズムは、プレート仮説を、

みごとに裏切りました。

2011年東北地方太平洋沖地震では、宮城県志津川付近では南東方向に50メートルも動き、そして日本海溝ごと5メートルほど隆起しました。

本来、プレート仮説では太平洋プレートが日本列島を押していますので、西方へ50m移動しなければなりません。また、沈まなければならない海溝が5m隆起しています。

この現象を正しく説明していたのが、yビーム地震モデルです。このモデルですとアジア大陸下から東方に押し上げていますから、南東方向に移動するのは当たり前です。つまり、プレート仮説からいえば、太平洋側とフィリピン海側からプレートが日本列島を押し込んでいるわけですから、海底の移動は逆方向でなければならないはずです。

さて、yビーム地震帯の説明に移ります。日本列島、大陸斜面と呼ばれるなだらかな海底平野（深海盆）と日本海溝の3者は平行になって、太平洋に面して弓状に張出し、それらが互いに連なって、太平洋の周囲に環状に発達しています。その3者に付随しているものに地震帯があり、環太平洋地震帯とも呼ばれています。この地震帯の震源分布を垂直に輪切りでみると、球状の物体に鋭いナイフで斜めに深傷をつけたように分布し、その深さ

は地下400km以深までにも達しています。しかも、その傷口は、必ず海溝の少し内側からのびています。

このように、海溝の内側から島弧や陸弧の地下深くまで分布する震源地帯は、和達・ベニオフ地震帯と呼ばれています。また、日本列島の火山列付近の地表近くから和達・ベニオフ地震帯に突きあたるように、もう1つの地震帯が発達しています。この地震帯はK・S・T地震帯と呼ばれています（図-2）。今回の地震では、このK・S・T地震帯が非常に暴れたのです。こういう地震モデルがあるのです。このK・S・T地震帯も、島弧・陸弧、海中平野、海溝と平行して帯状をなし、一般に和達・ベニオフ地震帯と地下80km~50kmの深部で突き当たっています。K・S・T地震帯は、和達・ベニオフ地震帯を突き抜けて太平洋下には分布しません。この会合部は、地域によってさらに浅くもなることもあります（図-2）。

東北日本と日本海溝を輪切りにすると、和達・ベニオフ地震帯とK・S・T地震帯の輪切断面に見られるy小文字が金太郎飴のように分布します。ちょうど震源の断面分布が小文字のyの字のかたちで棒状（ビーム）になるために、両者の地震帯を併せてyビーム地震帯とよばれています（図-3）。



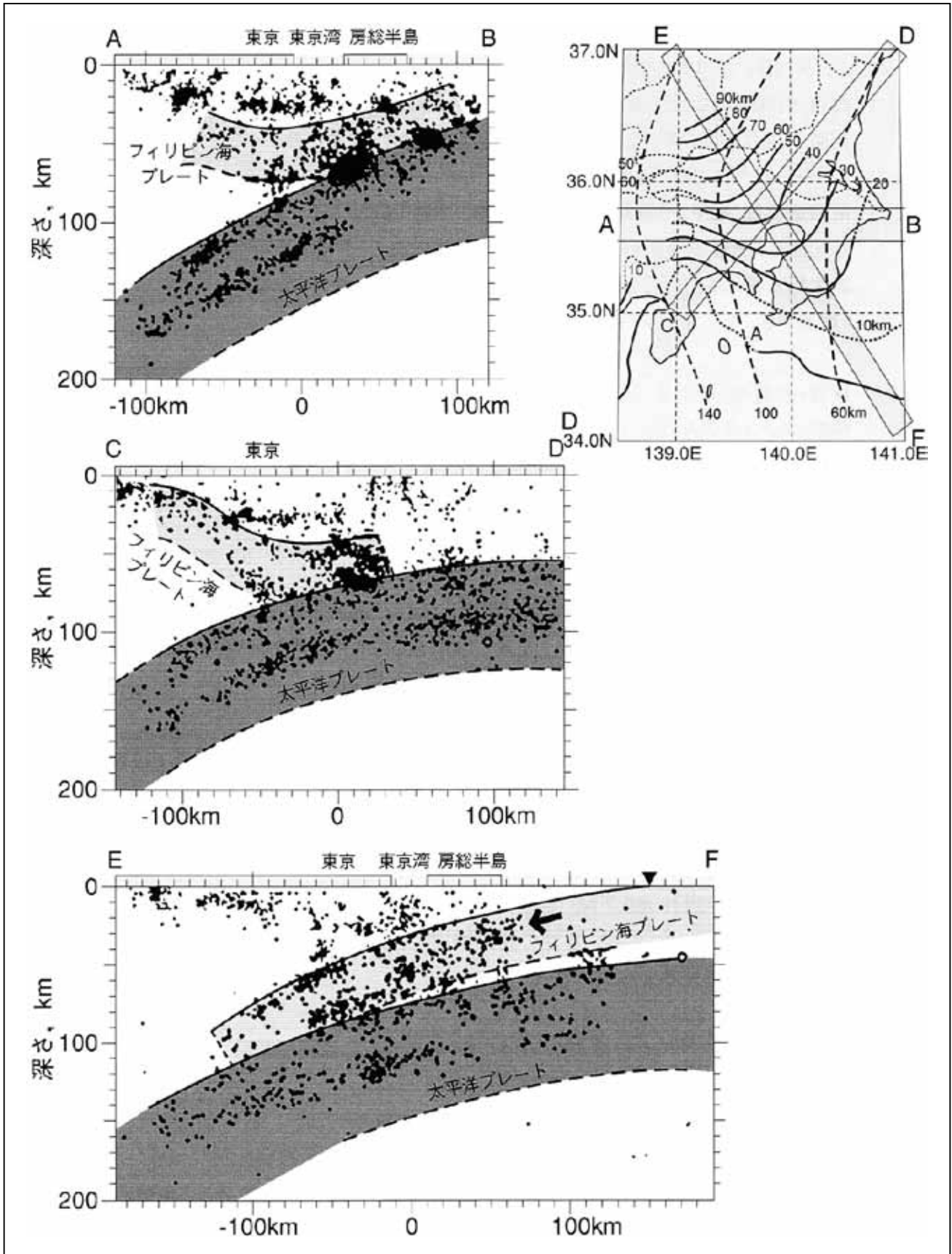


図6-36B 鉛直断面上に投影された震源分布とプレートの形状 (石田 1990)
 それぞれの断面の位置は、右上に挿入した地図上に、桃色をほどこして示した。測線A-B, C-D, およびE-Fは断面A-B, C-D, およびE-Fに相当する。▼は、トラフ軸の位置を示す

図一 1 関東平野下の鉛直断面上に投影された震源分布とプレートの形状 (千葉県其自然誌「本編2」、1997)

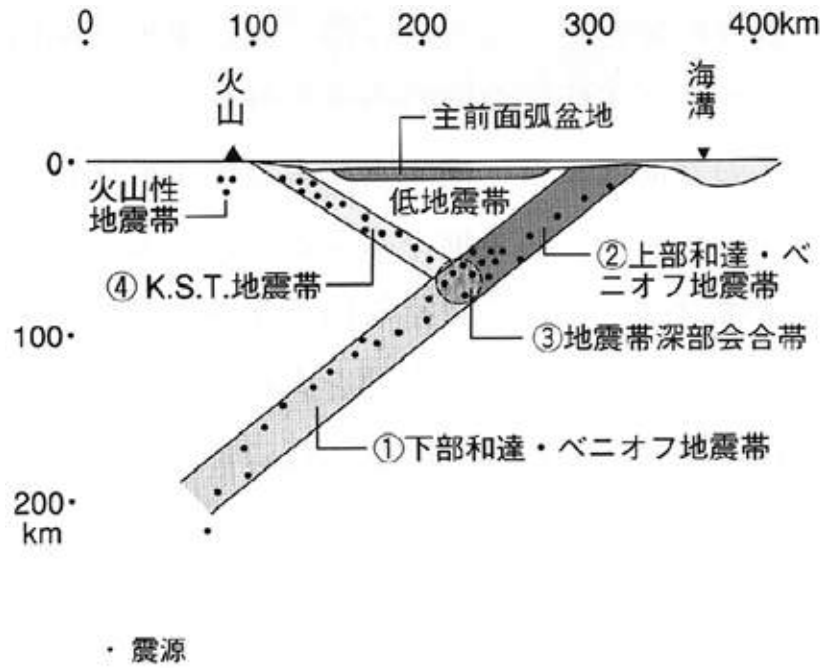


図4-58 yビーム地震帯 (楡井 1982)

図一2 yビーム地震帯 (千葉県 naturally 「本編2」、1997)

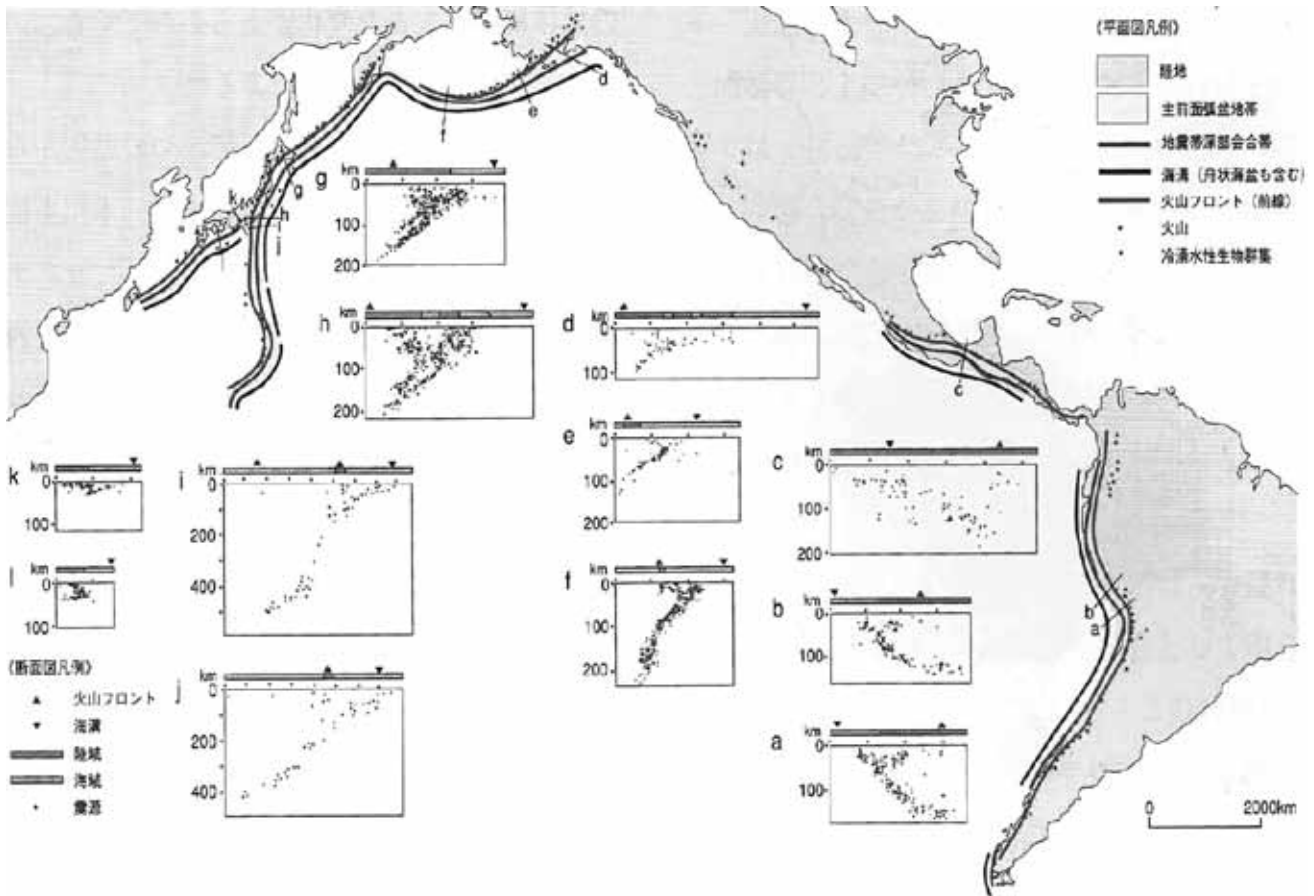


図4-59 太平洋を取り巻くyビーム地震帯 (楡井 1982)

図一3 太平洋をとりまくyビーム地震帯 (千葉県 naturally 「本編2」、1997)

30年ぐらい前の話ですが、プレートがサブダクション（もぐり込み）しているのだから、ここに高レベル放射性廃棄物を捨てても大丈夫という、高名な学者がいました。しかし、もぐり込むと思われていましたが、隆起した日本海溝に高レベル放射性廃棄物を捨てていたら、将来それが浮上し、太平洋が放射能汚染だらけになってしまいました。

地質学的には、地球内部の熱エネルギーの放出期に入っていることは確かなようです。3.11地震後の地震を述べてみましょう。今回の大きな地震は、宮城沖の海底下で発生しました。三陸沖から茨城沖に余震域があります。余震の大きいのが茨城沖で起きています。結構大きくて、関東地震クラスのもので起きています。現在、あちらこちらで余震が発生しています。つまり、活動期にあたってまして、3.11の地震過程では徐々にエネルギーが少なくなっている最中だと思います。

まとめてみますと、マグニチュード9という大変大きな地震が発生したことは事実です。これによって、東北日本は南東方向に50メートル移動し、日本海溝が5メートル隆起して、三陸沿岸から千葉県九十九里地域を含む東北日本で地殻が沈降しました。

中央では地盤沈下と言いますが、学問音痴の方々の意見です。地盤沈下でなく地殻の沈降です。さらに、プレート境界と呼ばれる海溝よりも東側でも余震が多く発生しています。本来、地震はプレート境界とされる日本海溝の西側でしか発生しないはずなのですが、反対側の東側にあたる太平洋側でも多いのです。ですから、中央の権威あるモデルでは今回の事態を説明できていません。その時その時で、仮説を変更しますから、嘘の上塗りの可能性もあります。

東京大学は、今回の大震災から導き出される事実を謙虚に受け止めることができていません。先日、週刊誌を読んでいたならば、東

大地震研究所が地震研究の予算のほとんどを持っているそうです。地震研究の予算配分は本当に歪んでいると思います。私は中央の権威あるモデルでは事実を説明できないことを20数年前からずっと言い続けています。地震研究分野にかかわらず、権威主義や一極集中でない研究費配分の工夫も必要だと思います。つまり、権威主義や一極集中事業の一点突破が破綻すると大変な惨状を生むからです。その総括が、110年前の地文学を忘れた結果としての3.11災害でした。

プレート・テクトニクスの考えから関東平野下の震源分布についてみてみますと、和達・ベニオフ地震帯は太平洋プレートの沈みの証拠とされ、フィリピン海プレートも沈んでいると言われています。つまり、K・S・T地震帯がフィリピン海プレートも沈みこみの証拠としています。ところが、さきにみたように、関東平野下のフィリピン海プレートの証拠とされるK・S・T地震帯は、伊豆・小笠原諸島の島弧および東北日本弧からアラスカ半島の地下、そして南米のペルーにまで認められます。したがって、関東平野下にあるフィリピン海プレートはアラスカから南米のペルーの太平洋岸にまで延びることになってしまいます。その結果して、主に地震帯で区分されるフィリピン海プレート・ユーラシアプレート、そして北アメリカプレートまでが一枚のプレートになってしまうのです。

中央の権威あるモデルを主張している皆さんには間違いがないのでしょうか。錯覚していませんか、ということです。良識のある人は、私が今説明した地震モデルは何も矛盾していませんよと言います。

しかし、それでも、その村社会の人達が絶対強いのです。原発と同じで、地震でも村社会があって、厳然として守られています。

もっとお話ししますと、アジア大陸下の高温のいわゆる酸性岩マグマ、花崗岩マグマな

どが和達・ベニオフ地震帯に沿って、大陸外縁を押し上げていると思います。その結果、日本海などの内海が開くのです。今回の大震災は、プレートの沈み込みによるものではなく、地球内部の熱上昇でマントル・マグマの運動が高まり、アジア大陸深部からの物質の押し上げる運動によって発生したものです。これまでの断層運動を見てください。正断層と逆断層の関係をみると、そのことの正しさを裏付けています。

千葉県に直下型地震は起きない

千葉県は直下型地震というのはありません。活断層もないので、非常に安定しています。成田国際空港を含む下総地方・上総地方から常陸（茨城県）の方にかけて安定しています。東京湾沿岸や利根川河岸を、わざわざ海・湖沼を埋立て造成地をつくりましたから、液状化現象だけは起こりますが、阪神・淡路大地震のような直下型の大きな地震は起きません。地震ナマズが70キロも100キロも深い所に棲んでいます。

千葉県は、ある面では非常に安定しているところです。ただ、遠地の巨大地震で長周期の地震動が発生しますので、そのシグナルに気をつけなければなりません。非常に大きなエネルギーが直接来るところではありません。特に台地は安定し、安全です。

このような話は、「検証・房総の地震－首都機能を守るために－」（楡井久監修・千葉日報社）という本に全部載っています。ただし、内容的には、活断層の部分は訂正しなくてはなりません。

千葉県はいたって地震に強いところですが、房総半島の突端付近には問題があります。白浜の野島崎や館山周辺から太平洋にかけてのナマズには注意しなければならないと私は常に言ってきました。先ほどの本にも書いてあ

ります。

もう少し学問的にお話しします。それから、もう一つは、今回の大震災で、気象庁は福島県沖が地盤沈下したと言っています。これは地殻の沈降で、地盤沈下ではないのです。天然ガスだとか、地下水を汲んだ時に発生するのが地盤沈下といいます。これは初代の気象庁長官の和達清夫という先生が定義しています。私たちは、学問の定義をきちんと使い分けてきました。こういうのは地殻の沈降なのです。それをNHKなどは、地盤沈下と言っているのです。それに対して、発言し今直せる人もいないのです。皆さんは異常だと思いませんか。

次は、千葉県は湾岸の液状化現象の予測をできたのか、ということについてです。資料2は、毎日新聞が2000年の1月11日に私のところにきて取材したときの記事です。これは少し訂正しなくてはなりません。「東京湾の地下は地震が頻発する“地震の巣”そのものです」というところです。

深いところが“地震の巣”ということで、拘束圧の大きい深部ですので、大きな直下型にならない理由です。つまり、y字の真上に位置するのです。

予想できていた 液状化－流動化－地波被害

確かに、東京湾の地下50km以深には多くの巣がありますが、小さなナマズしか棲んでいません。直下型の地震の心配はありません。しかし、房総半島突端沖の太平洋側には、大きなナマズが海底近くに棲んでいます。それらの大ナマズが、今回の2011年の東北地方太平洋沖地震、チリ地震（1960年）、元禄地震（1703年）などの震源となっています。以上が、現在の私の見解です。

私は、千葉県の地質環境研究室で千葉県の

地質環境を一筋に研究し、退職も近くなり、利根川対岸の潮来市にある茨城大学広域水圏科学教育研究センターに転勤しても、同じく千葉県を中心とした地質環境の研究を行ってきています。また、私を成長させた、この研究室は千葉県の地質環境研究の宝物のひとつに成長しているようです。また、世界のトップクラスを走っているのも事実です。非常にいい研究室に成長していますので、県民の皆さんと応援して行きたいと思っています。液状化被災地の方々のために、今後とも大きな貢献をしたいと思います。

今回の大震災での液状化の発生について、もう少しお話しします。

毎日新聞の記事ですが、「ヘチマドレーン（排水）工法」が使えなかった云々と書かれています。当時としては安い工法を開発したのです。今は100平方メートルあたり約200万円では無理で、もう少し高くなると思います。

私達は、千葉県東方沖地震の際に、地域住民の住宅地における液状化被害を何とかしなければいけないという思いで、この工法を開発しました。しかし、それを使うところがないのです。なぜかといいますと、関係する業界や行政の仕組みがすべて縦割りなのです。

私たちが心血を注いでヘチマドレーン工法を開発しましたが、それが使われません。県も使わないのです。この工法を使われては困る天下り先の業者が裏で動いているわけです。私達はそんなのを知りませんから、まさか県が使わないとは思いません。どこも使ってくれませんでしたので、たいへん気落ちしました。つまり、縦割りの関係村社会の存在を知りませんでした。

自然の成り立ちをよく理解し、そして尊重して付き合っていくことが大切だ、という話をしました。それを無視して市街地の開発がなされた典型が浦安です。

千葉県東方沖地震のときには、私は地質環

境研究室のトップにいました。千葉県行政も非常によく理解を示して、とにかく積極的に調査を進めました。利根川を越えた茨城県側や東京都の一部も含めて調査をしました。

調査対象地域には、当然、浦安も入っているのですが、絶対浦安市は調査させませんでした。浦安周辺では、液状化は確かに少なかったのです。震源の位置の関係で、市原市から千葉市の湾岸は液状化しましたが、浦安周辺はほとんどしていないのです。

ですから、盛んにその当時、大きな地震が発生したら、浦安は必ず液状化しますよ、と警告していたのです。今回の大震災で、まさしくそのとおりになってしまいました。これは、私ではなくても分かる話です。

今回起きた東日本大震災では、浦安から千葉市美浜区にかけての湾岸地域と香取市など利根川沿いの地域を中心に液状化が発生しています。

浦安にある東京ディズニーランドというのを皆さんご存知だと思います。私が、なぜ千葉県に就職したかといいますと、地盤沈下対策のためです。地盤沈下対策のための研究室づくりにも関係してきました。

本日の会場の千葉県労働者福祉センターの建設に尽力された故赤桐操さん（元参議院議長）の息子さんが、私の部下でした。ここも東京湾岸の埋め立て地ですから、赤桐さんがこの会館をつくる時の苦労話も知っています。それで地盤沈下の研究室で、様々な地質環境を研究してきたのです。

その当時、東京湾岸一帯はすべて地盤沈下していました。浦安は強烈でした。埋め立て地の下には、人工地層をなすヘドロと砂がありますし、その下には、沖積世の泥層があります。それに加えて、東京都側で大量の地下水を汲みあげるものですから、浦安の沖積世の粘土層から東京側へと地下水が引っ張られて浦安地域の粘土層が収縮し沈下したのです。

埋立の前には、浦安周辺の海には、海苔ヒビ※¹をみかけましたが、この海苔ヒビも沈下しました。沈むのです。元々がそういう場所です。

そういう場所を、オリエンタルランドが買いました。海ですから、この辺の土地は安く買収できたようです。

そして、東京ディズニーランドの用地だけサンドパイルで液状化対策をしたようです。当時、アメリカの工法で行ったと思います。その周辺はすべて浚渫砂の吹きさらしでしたが、東京ディズニーランドもあり、それでも土地の値段は上がりました。京葉線ができて、さらに値段が上がります。しかし、東京ディズニーランドの周辺の土地は地盤改良せずに、そのまま売ってしまいました。ただ、知識を持っている関係者の中には、先ほど話したような液状化対策を施したところもあると思います。開発した「千葉県庁だけ悪い」とよく言われますが、私はそうは思いません。私のようなことを主張し、警告している人も、千葉県庁の人間としていたのです。

当時、嫌われようと何と言われようと、液状化への警鐘は、千葉県庁の立場で私は話をしました。ですから、千葉県庁もお人好しだと言っているのです。私のことを何で使わないのですか。私は盛んに警告していたではないですかと。

この周辺には、土地バブルの際に騰貴目的で土地を買った人達が非常に多いのです。ですから、訴訟が起こるのも当然だと思います。その責任をすべて千葉県に押し付けるのは、いかななものかと思えます。

液状化によって、地下埋設物（下水道パイプや耐震貯水槽）があらこちらで浮き上がる現象が見られます。耐震貯水槽の中には破損し、使用不能となったものもあります。マスコミで報道され、非常に有名になりましたが、自明でしょう。埋め立て地の吹きさらし

の砂はすべて液状化を起こしました。

このような貯水タンクを設置する際には、埋め立て地を、もう1度掘りおこします。そして、貯水タンクをセットします。その水タンクの周辺は、また柔らかい砂で埋めもどします。それで整地をしますから、地震の際、タンクの周りの柔らかい砂の部分の液状化によって突然ゴンと浮上します。そのような現象だという裏も読んでおいて下さい。

現在、千葉県地質環境研究室が1987年12月の千葉県東方沖地震と昨年3月の大震災での液状化の種類分布を調べ、適宜ホーム・ページに掲載されています。そして、液状化の種類と地下の地質環境との関連を、詳細に調査をしている最中のようなのですが、液状化－流動化－地波現象といった一連の現象のメカニズムは、解明されていません。さらなるメカニズム等の詳細調査が必要でしょう。埋め立て地の人工地層に関わる息の長い研究は、千葉県民の生活・経済を維持するための必要条件です。

また、浦安をはじめ東京湾岸域では、液状化対策に、後退・撤退という概念も必要でしょう。いまだに、「行け行けドンドン」の思考と不安定な土地価格を維持しようする発想からの対策が散見されます。科学性の伴わない対策の結果が、まちづくりに、悪影響となることもあります。



※1 養殖ノリを付着生育させる資材

〈資料2〉 2000年1月11日の毎日新聞の千葉版の記事

「東京湾の地下は地震が頻発する“地震の巣”そのものです。過密地帯に埋め立て地も目立つ。水分を多く含む沖積層の上に埋め立ての砂層がのっているため、その地盤は弱い。あの地震の記憶が時とともに風化し、その後の都市防災に教訓として生かされていない」

昨年暮れ。地質環境学者の楡井久さん（59）は幕張新都心を遠望しながら、こう悔やんだ。

楡井さんは、茨城大広域水圏環境研究センター教授。「現場」にこだわり、現在も“湾岸パトロール”を続けている。教授になる前の30年近くを地質環境のエキスパートとして、県環境部地質環境研究室一筋に生きてきたが、楡井さんの防止策は受け入れられず、定年まで3年を残し、一昨年、県を去っている。

「湾岸に埋め立て地が広がり、住宅が密集する千葉県の地震対策で、最も重要なのは液状化防止策」。楡井さんの口癖（くちぐせ）である。

楡井さんには脳裏から離れない「記憶」がある。1987年12月に起こった「県東方沖地震（マグニチュード6.7）」だ。死者2人、重軽傷者144人が出た。楡井さんは現場に急行し、埋め立て地調査も行った。数十カ所で液状化現象の被害を目撃。その光景が自身の液状化研究の原点となった。

液状化現象とは、地震の揺れにより、地層内の水圧が高まって泥水が噴出し、地盤が支持力を失って、大地がぐにゃぐにゃになる現象。地盤の弱い埋め立て地で起こりやすい。楡井さんは震災後、間もなく排水性の高いポリプロピレン（合成樹脂）製のヘチマ状の抗に注目した。早速、県内の建設6社などに声をかけ、防止工法を開発する「液状化防止技術研究会」を発足させた。

93年、「ヘチマドレーン（排水）工法」が完成する。ヘチマ状のポリプロピレン抗（直径12.5センチの円筒抗、長さ6メートル）の外側に水は通すが砂は通さない透水フィルターを巻き、何本も埋設するというもの。しかも、100平方メートルあたり約200万円という日本初の安価な工法。地下水が上昇しても、ポリプロピレン抗が砂や泥の噴出を防ぎ、水をけちらすため、液状化防止の成果は上がったという。

しかし、楡井さんの環境畑と、防災対策を管轄する政策畑、実際に工事をやる建設畑。「縦割り行政」の弊害が、新しい防止策の導入にブレーキをかけた。

「瞬時に発生する防災問題と、長時間かけて起きる環境問題は時間のスケールは異なりますが、本質は同じ現象。同じ過ちを二度と繰り返してはいけない。自然が発する怒り（地震）に人間はもっと謙虚にその声を聞くべきなのではないか」

楡井さんは力を込めた。自然の成り立ちを尊重することを前提とした都市防災の在り方が重視されている。そこには21世紀に求められるべき科学の在り方も問われているように思える。 【福沢光一】

● 液状化は悪いことばかりではない

液状化被害について触れましたが、皆さんにも理解をしてもらいたいことがあります。それは、液状化を防ぐために、コンクリートで、全部を固め、がんじがらめの土地の上に建物をつくる可能性がある、ということです。

次に地震が来た時に、瓦が落ちます。バラバラと。ですから、程々にこの大地との付き合い方をしないと、非常にまずい結果を生みます。つまり、固く補強しますと、次の地震のときに液状化を起こさないと、その液状化のエネルギーが建屋を直撃します。したがって、液状化がすべて悪いわけではありません。液

状化によって、人が亡くなったことは、ほとんどありません。液状化は直下型地震のように突然おそってくるわけではなく、ゆっくり大地をゆすってきますから、建物がゆっくり傾くのです。

しかし、地層は液状化の次に流動化をします。大地が横方向に移動をしますから、これが嫌なのです。高速道路、鉄道、あるいはモノレールの橋桁は、太い橋脚で支えられています。地層の流動化で大地が流れ、横方向に動いて来るときに、この橋脚が少しずれます。つまり、橋桁が、橋脚から外れ、保つことができない場合もあります。そうすると橋桁が落ちる。この典型的なのは、阪神大震災の時に、ポートアイランドから神戸市街地にかけての交通手段であるポート・ライナーの橋脚が移動し、橋桁が落ちたという現象です。あれは早朝5時過ぎの地震でしたので、まだポートライナーが動いていません。ですから、助かりました。この流動化というものが嫌な現象です。

あとは、地波現象です。流動化や表面波で地表面が波を打つのです。そうしますと、波頭の運動の時に発生する押しと張力で裂け目が発生し、被害が甚大になります。

よく「液状化について調査しました。対策しました」といいますが、目的達成には遠く感じます。人工地層などの正しい調査は除外され、金儲けだけで工事をしているというのが実際のところだろうと私は思います。

先ほども少し触れましたが、液状化を防止するために「ヘチマドレーン（排水）工法」を開発したのは、千葉県です。私たちは、現在ドレーンヘチマと呼んでいます。当時の開発にあたっては、千葉県の中堅企業から数千万円ずつ資金を提供してもらって、当時総額で数億円をかけて開発したと思います。これは非常に良い工法ですが、北海道の1カ所で使用しただけです。

これを再復活し普及させようと、私たちのNPO日本地質汚染審査機構で、いま取り組んでいます。実は、これと同じアイデアのものになるドレーン工法があります。茨城県では、県営住宅の液状化対策等で、このドレーン工法を使用しています。千葉県では、これだけいいものを開発しておきながら、県庁は推薦するわけでもない。千葉県の頭脳と千葉県の企業が力を合わせて開発したものですから、千葉県庁も胸を張って推薦し、地元の知的財産を大切に継承する工夫も必要でしょう。

利根川の対岸にある茨城県の土木部では、先のドレーン工法を採用しているのですから、もう少し千葉県も知恵を絞って県民と行政が共に歩んでいけるような施策を進めることも必要と思います。

房総南端の野島崎は島だった

将来予測される様々な災害についてお話をします。千葉県で最も恐ろしい地震災害は、元禄地震クラスの地震です。関東地震クラスのものも嚴重注意です。1703年の元禄地震は巨大地震で、津波も発生しました。皆さんは、房総半島の南端の野島崎、白浜だとか千倉に、花を見に行かれますね。野島崎の灯台を見るために、皆さんは駐車場から歩いて行きますね。元禄時代は、あの灯台のところは島でして、野島といいました。

ところが、現在、陸続きになって野島崎になったのです。なぜかというと元禄地震で隆起したからです。4メートル50隆起しました。4メートルくらいドーンと地震で上がったのです。ということは、地震の度毎に、房総半島南部は成長しているということも、理解していただきたいと思います。私は、房総半島の中部・南部から太平洋沖にかけての微小地震に最も神経を使っています。

そして、元禄地震の規模の地震がおきたら、

大きな津波は必ずおきます。しかし、その津波のために、いつも大きな防潮堤を造るのですか。これは大変です。500年か1000年毎に起きる大きい地震に対して、津波用の防潮堤を造っていたら、観光地はまったくなくなってしまいます。海との付き合いもできなくなります。

ですから、高いところに避難地域を、とにかく逃げる場所をつくるのが先決です。闘うことではなくて、撤退を考えることです。そのためには、過去の津波はどこまで来たのか、どのような発生の仕方をするのか、そういうことをキチンと理解しながら、津波対策をするのが一番利口なやり方です。

今回の大震災では、銚子市のマリーナ・屏風ヶ浦から旭市飯岡地区にかけて、大きな津波がきました。元禄地震の時の津波は、九十九里平野も襲いました。その事実が存在しますから、そういう事実をしっかりと教訓として対策を行う必要があります。単に、海をきらって逃げるのではなくて、海との上手な付き合いを学ぶことです。どのように津波から避難するか、後退するか、そのようなことの方がずっと経済的ですし、私は利口だと思います。今後、津波予報は、かなり正確になると思います。しかし、断崖絶壁である屏風ヶ浦などのような津波避難で不可能な特殊地域には行かないことです。可能な限り自然環境に沿った正確な高所避難が肝心と思います。

この間、地震の計測方法は進歩したものの、地震学が進歩していなかったがために、元禄地震クラスの発生も不明であることも理解して下さい。

日本列島の地震発生メカニズムを、地質学的な観点からも真摯に研究・整理することが重要です。これは先程申し上げた、プレートテクトニクスについては、東京大学、NHKの解説者、地震調査委員会は、まだ採用していることも理解しておいて下さい。もう1度、

真面目に整理する必要があります。

また、元禄地震クラスが襲来すれば、現状のままでは、千葉県の経済活動は破綻します。今回の大震災を見ても、市原市のコスモ石油のタンクが爆発して、吹き飛んでいます。厚いタンクの高温の鉄板が、300メートルも吹き飛ぶのです。

たまたま、風向が助けてくれました。だから、助かったものの、あれが反対向きに吹いていたら、大変なことになっていました。もう少し大きな地震に襲われた時に、一体どうなるのか。コンビナートだけに頼っている経済活動というのは、非常に危ういものがあるのではないか、という気がします。

元禄地震クラスの発生確率は不明ですが、商工業活動について、今から政府、千葉県、近隣県と国民が協力して検討し、再構築の方向にシフトさせる必要があると思います。

地震に強い経済活動へシフト

地震と闘うことも必要ですが、逃げることも考えなければなりません。逃げるということは、どういうことなのか。地震を想定して、経済活動が打撃を受けないように、しっかりとシフトする必要があるというのが、私の見方です。これまでもそうでしたが、一部の学識経験者だけの見識では、限界もあり無責任になります。

様々な考え方を持った学識経験者を広く集め、検討会議を設ける必要があります。組織を大きくするだけでなく、実りのある魂のこもった検討をする組織をつくるべきです。全く独立な研究提言組織があっても良いと思います。

国際的には、都市地質学という学問体系があります。都市というのは、どうあるべきかという視点で研究しています。東京・関東平野と大阪市・大阪平野、そして名古屋と濃尾

平野というのは、地球規模からの巨視的には、変動帯にあります。国際的都市、ニューヨーク、ロンドン、モスクワ、パリなどの安定地塊上にある都市とは異なります。必ず地震がつきものです。その点をもう少ししっかり考慮しないとまずいのです。

特に、日本列島の地質環境は多様性に富んでいます。我が国では、日本列島の利用に対して、地質学的法則を軽視し、画一的な手法で調査・開発・対策が行われてきました。以前は、液状化対策は考慮されず、ただ埋め立ててきたのです。本来は新潟地震（1964年）の時から、液状化のことは既に分かっていたのですが、対策が行われてきませんでした。液状化対策とて科学性に希薄です。

これは学者にも責任はあるのです。土木系・地盤工学系の技術に、追従してきた地質調査関係者も、だらしなかったと思います。そのような学者も私たちの仲間ですが、金が入ればいいとばかりに、土木・地盤工学の技術体系重視のゼネコンの言うことを聞き、間違いを知りながら黙っていました。それも責任があるなということです。つまり、まちづくりも、利益主義そのものでした。

山がない不思議な埋立地

私が未だに不思議に思うことは、東京湾を埋め立ててつくられた広大な平坦な土地には、大変おもしろいことに、山がないということです。真っ平らな土地です。なぜかという、平らにした方が土地は売れますから。

しかし、本来は山もないとだめなのです。人工の山でも、山に透水層だとか、難透水層をつくれれば、地下水流動系が再現され、環境創造にもなります。そこは環境教育にも利用できますし、森林公園にもなり、防災避難地域にもなります。こういうことが非常に重要だと思いますし、ある面では優良瓦礫・優良

廃棄物なども、使いようによっては使えたのです。そのような防災、環境問題と大地の歴史的形成過程というような総合的な観点が欠落していたがために、全く吹きさらしの土地をつくってしまいました。

それから、地盤沈下を阻止した地下水の有効利用も、非常に重要です。地盤沈下だけを理由にして、上流にダムをつくらうとしていました。ダム行政と水道行政を推進するために、地下水をとにかく使わせなかったということに対して、実際、私は千葉県庁の中で、猛烈に激論をかわした経験が多くあります。

「楡井さんは地盤沈下の専門家なのに、何で地下水の有効利用をあなたが主張するのか」と言われもしました。「専門家の私が良いと言っているではないか」と議論もやりました。結果として、地盤沈下を理由に、地下水を使わせないということで、ダムがどんどんつくられました。地下水を使用しないために地下水汚染が軽視され、地質汚染の拡大を阻止できていません。つまり、環境資源の概念に希薄で、経済環境基準の重視でした。

しかし、3.11以降、地下水の有効利用と自然に頼るといふことの重要性が実証されました。やはり、災害時には特段に有効であり、地下水は放射能汚染もなく、飲料水として非常に有効であることが、今回も実証されました。これらのことは、千葉県地質環境研究室に在籍していた頃からの私の持論であり、生涯の主張であります。

ただ、東京湾開発で興味あるのは、非常に皮肉なことですが、徒花のように咲いている行徳富士（ぎょうとくふじ）^{*2}だけが、技術的成功例だろうということです。昔は、行徳富士は敵だったのですが、必ずしも敵でないような気がします。

*2 江戸川区の産廃業者が市川市の再三に渡る指導を無視し、無許可で残土の搬入を続けた結果、その高さは40m近くに達し、皮肉を込めて「行徳富士」と呼ばれている。

私が今想うには、行徳富士に桜の木をいっぱい植えて、花見ができるようにすれば、近くを走るJR京葉線の通勤客や東関東自動車道のドライバーは満開の桜を見られるし、災害時の避難場所にもなります。ある意味では、あのような山を、どう有効利用するかというのは、一つの考え方だと思います。

村社会の外から考える

環境土壌汚染村の実態については、私は「産業と環境」という雑誌にたくさん論説を書いていますので、ぜひ読んでください。この論説の幾つかを全国会議員に送ってありますが、国会議員から何が戻ってくるかといいますと、パーティー券などです。

私は政治に全然関係ない人間ですが、一人だけ国会議員の勉強会に呼ばれました。新党改革の荒井という先生でした。そのとき自民党の議員も、少し来ておられたみたいです。私の言っていることは正論だから、もっと「吠えろ」と言われました。私は、「もう十分吠えました。あなた達がしっかりしないとだめですよ」と答えてきました。

なぜかという、国会議員の皆さんは法律を作るまでは関わりますが、法律の省令をつくる時には関与しません。実はこれが一番問題なのです。だから裏側で、省令が業界と行政につくられて、利権も動き一部政界も関わり法律本体までもめちゃくちゃになってしまう仕掛けもあります。そのような不良省令をともなった法律となってしまう、という話をしました。それは自分たちが悪かったといって、正直に謝っていました。

私はまだこれからも、このようなことを言っていくつもりです。放射能問題、環境汚染への警告が、なぜ市民に届かないかの理由も理解できると思います。つまり、村社会が行政をも完全にコントロールしているという

ことです。

そして、昨年の大震災以降、「絆」ということが言われながら、法的縦割り社会が強化され、焼け太りになっているように思えてなりません。原子力安全・保安院などの放射能一括行政を、環境省に集約するようではありますが、正しい判断ではありません。原子力村に並ぶ環境土壌汚染村の実態を理解すれば、今度は日本列島全域が、放射能汚染になりかねないことが理解できます。

"Thinking outside the Box"、という言葉があります。どういうことかと言いますと、村社会の外から考えましょうという意味です。つまり、学際的にみんなで考えようということです。私の関わっているNPO日本地質汚染審査機構の宣伝になりますが、私たちはそのような形で、科学性と中立性を堅持し、国民側から日本列島を見守ってきています。赤字の中で運営していますが、創立14年に及ぶNPO活動です。

ただし、先程のような、環境行政がオーバーランを起こして、いい加減な環境ビジネスを仕掛けたりした時は、平気で物申をしてきています。例えば、海水に含まれる成分よりも厳しい基準を設定して、汚染対策を行うといったやり過ぎなどです。

環境行政は、その微量成分が土壌から出てきたら、汚染だから浄化しなさいと言うのです。しかし、そうすることによって、膨大な環境破壊になることもあります。そういうことを科学的観点から私たちはきちんと指摘してきています。放射能汚染でも同じです。

三大都市圏は限界を超えている

危機管理という観点からみると、東京・大阪・名古屋の3大都市圏は、人間集団の生活できる限界を超えています。

総武線に乗って東京に向かいますと、東京

都の新中川の鉄橋を越える頃に、新中川の水位（ほぼ海面）より低い屋根の家がいっぱいあると思います。実際、皆さんは分かると思いますが、あれは堤防より低いのです。昔、地盤沈下をして、東京低地一帯が低下したのです。

そうしますと、地震が来たり、あるいは大水などで堤防が決壊すると、新中川の水が江戸川区を中心とした東京低地帯にゴーツと流れ込みます。洪水被害や津波被害以上でしょう。泳げる人は、運がよければ、上に浮上でき助かるでしょう。

しかし、次はどこを狙うのでしょうか？地下鉄を狙っていくわけです。電車内の乗客は、突然車内で蛍光灯が消えたと思うでしょう。消えたままでは結構です。水がボンときたら、逃げ場はありません。それが起こらないという保証は、どこにもありません。明日起きても不思議はありません。

あるいは、首都高速道路を走ってみてください。日本橋の付近などは、高速道路が、蛇のようにトグロを巻いています。地震が来た時、桁が外れないと思いますか。いつ落ちるか分からないと思います。危険なところを指摘すれば、限りありません。いくらでもあります。東京は住む所ではありません。

高いマンション、超高層ビルがいくつも建っています。高層建築は、地震の時に大地の固有周期と、建物の固有周期を打ち消すようにつくってあります。大地が長周期でしたら、建物は短周期のようにつくってあります。その当時の大地の周期にあわせて、建物ができています。ところが、地下鉄はできました、その後にガスパイプが埋設されました。また、水道管も続いて埋設されるといったと状況に変化してきました。

刻々と歴史的に変わっています。そうしますと、大地の固有周期は変わっているのです。だが、昔の建物は、昔の固有周期のままです。

揺れ方はみんな違うのです。これからは建物どうしがくっついたり、離れたりする現象が出てくると思います。かなり揺れたりすると思います。

このような状況にもかかわらず、石原慎太郎さんは、再構築すると言っています。もう人間集団の生活できる限界を、超えていると思います。また、補修にも限界があります。砂上の楼閣でしょう。大人の知事、あるいは、大人の市長だったら、もう止めようと言って、逃げることを考えます。

真面目に地質環境学の観点から判断すれば、この3大都市の住民を避難させることが、首長として最も責任がある地震に対する施策だと、私は思います。また、近県から東京に通勤することも、いかがなものかと思っています。

羽田国際空港、関西国際空港、この二つの空港は地震に弱いと思います。また、両者とも海面上にあるので、津波にも注意が必要です。関空近くには、活断層もたくさんありますし、地盤沈下もしており、震災に非常に弱い空港であることは、阪神大震災で実証されました。しかし、その反面、成田国際空港というのは、国内で地震には最も強い空港だということを、理解してください。当然、津波にも。東日本大震災でも、その強さが実証されました。

現在、首都圏直下型地震や、東京湾北部地震を想定して、行政府は防災対策を行っていますが、その内容を見てください。どこか旧日本軍のインパール作戦型で、「行け行けドンドン」に似た形になっていませんか。後退・撤退が見えません。

どういうことかと申しますと、まだ何とかなる、何とかなると考えているわけです。「いいかげんに負け戦は止めて、後退か撤退をなさい」というのが私の意見です。

成田と筑波を結ぶ “ちばらき”都構想

仮に、いま元禄地震クラスや想定している首都圏直下型の地震が来たら、千葉県経済は完全に破綻します。皆さんの働く場もなくなります。やはり、災害危機に強い経済構造の再構築が必要です。これは経営者か否かに関係なく、考えていかななくてはならない課題です。

脱東京です。なぜ皆さん東京に引っ張られるのですか。どういうことかといいますと、幕張メッセ、それから、かずさアカデミアパーク、成田空港を結ぶ千葉新産業三角構想というのがあります。しかし、羽田空港の国際化で、現実的には幕張の再浮上やかずさアカデミアパークの学園都市化は、非常に難しいと思います。

それより、もっと大人になってみると、千葉県経済の再生に貢献する主役に成田国際空港があるわけです。成田国際空港をもっときちんと整備して、筑波という知的産業都市と一緒にさせた「ちばらき都構想」の方が、経済再生への近道と私は思うのです。また、成田国際空港付近には、両県の研究機関を総合化する、国際総合研究団地構想も重要な視点でしょう。成田から国内外へと科学技術の貢献も可能です。但し、反対派の方々には、心からゴメンナサイと言わなければなりません。

地方分権ももちろん必要ですし、行政改革の推進ももちろん必要です。時代に合ったもの、自然の法則と摂理に合った都構想が、最も千葉県の繁栄につながりますし、茨城県の繁栄にもつながると、私は思っています。環日本海の各国の経済は、今後発展します。日本海側の各県の経済発展を左右します。「ちばらき都構想」は、両県経済再生のラスト・チャンスです。

まもなく、圏央道（首都圏中央連絡自動車

道）ができます。それと同時に、ダム開発ではなくて、私が一番重要と考えているのは、ヒートアイランドを防ぐために雨水の地下浸透－完全に全雨水を地下浸透するようなシステム－を実現することです（下水地下浸透は完全禁止）。

そのような新しい発想の知的産業都市を、「ちばらき県」からの発想・実践・産物を持って、世界に羽ばたくような構造にしないと行けないと思います。また、東関東湖沼群付近の巨大観光開発も重要でしょう。東京や大阪を中心とした話ばかりではなく、発想の転換が今の日本には必要だと思います。

まとめです。こんなことを話しました。

一つ目は、予想された大震災ですが、国はなぜ想定外だと言うのか。想定外にした方が楽だったのです。千葉県沿岸の液状化も予想できていました。歴史の真実に光をあてる必要があります。

二つ目は、将来予測されている様々な大震災に対して防備が全然されていないということです。経済が重要なのであって、地震から逃げることも一生懸命考えなければなりません。

三つ目は、これからのまちづくりとして、画一的な手法ではなく、自然の法則や摂理を踏まえたまちづくりが必要です。復旧・復興にあたっては、同様の観点から行われることが重要です。

四つ目は、「ちばらき都」構想です。関西方面、中部方面は何か元気がありますが、私たちの「ちばらき都」構想の方が優れているのではないかということと、それは自然と共に生きる都構想をつくり、せっかく千葉県にある成田国際空港をもっとうまく使うことができます。

地震に襲われた時に、経済が破綻しないように地震に強い産業構造にシフトすることが重要ということを申し上げました。

話の内容が多く、散漫になり、あまり纏まりのないお話しになりました。私は、政治家ではありません。科学者ですので、この構想を関係各位が自由に使用していただければ嬉しい次第です。次回どこかで、お話する際には、もう少し磨きをかけておきます。ご清聴ありがとうございました。

質疑応答

(司会)

大変興味深い話をしていただきまして、ありがとうございました。せっかくの機会ですから、質問をお受けしたいと思います。質問をされる方は、所属はない方は結構ですので、名前を名乗っていただきたいと思います。どうでしょうか。

(藤代)

鎌ヶ谷市選出の県議会議員の藤代と申します。今日はどうもありがとうございました。

液状化の問題について、お伺いします。まさに液状化が起こるべくして起こるような場所に、建築物をつくったわけですが、これからどのような具体的な対策をとっていけばよいのか、教えていただきたいと思います。

(楡井氏)

実は、これは非常に難しい問題なのです。

液状化対策で土地を強固にしますと、地震のエネルギーが直接建屋に向かい、建屋が壊れることもあります。同時に、対策した土地の周辺で液状化が発生しやすくなります。土地をガチガチにしたら、今度は蒸発散もしないので、木を植えることもできません。それでいいのかということもありますので、程々に対策を行うということが難しいのです。

ですから、自然の摂理を勉強しましょうとお話したわけです。つまり、撤退です。撤退

するにも、勉強しないと撤退できないのです。もっと言うてしまうと、その判断が地域、地域によって、すべて違うということです。

先ほど、お話しした「香取－成田－潮来国際宣言」の中に、「東日本大震災では、水面埋立地、谷埋立地内の人工地層で、液状化－流動化・地波現象が大規模に見られ、それによる地質災害が発生しました。人工地層の分布は、日本のみならず、全世界で拡大しています。大規模地質災害の防止のために、人工地層と、下位の自然地層境界との不連続、すなわち人自不整合の綿密な調査が必要です」と書いてあります。つまり、埋立地の境界がものすごく重要だということです。「そして人工地層内の時間的单元・物性的单元の綿密な調査が必要です。」この図のここなのです。

東京湾岸の埋め立てのやり方は、サンドポンプを使って海の底の砂や泥を吸い出して、埋め立て場所に入れるのです。サンドポンプの吹き出し口の近くには、砂とか荒いものが堆積します。遠い方には泥がいくのです。吹き出し口をあちらこちらと変えれば、各地に泥の部分と砂の部分ができることになります。

そうしますと、泥の方は地盤沈下するのです。ヘドロですから、今も地盤沈下しているところがあると思います。片方は砂だから地盤沈下は大丈夫なのです。しかし、砂の部分が液状化するのです。つまり、同じ土地の中でも、液状化するところと、地盤沈下をするところがあるのです。

当時は、液状化ということは考えていませんでした。砂のところだから大丈夫だと言っていました。場所によって違いがあります。そのようなことを踏まえると、どのような工法を行うかということは、人工地層の中を調べないと結論が出せません。

病気もきちんと診察をしないと、治療はできません。それと同じことです。潮来市で液

状化対策をどうしようか議論をしていますが、良心的な方向をもっていこうと検討を進めています。

ただ、東京湾側は、なぜむずかしいかといいますと、東京湾沿岸の埋立地には、東京湾のヘドロが使用されています。泥もあれば砂もあります。このようなことは、限られた専門家にしか分かりません。現在、対策を検討している人たちでも、ほとんど分かっていません。

利根川流域の液状化の方はなぜマシなのかといいますと、地質学的法則に沿って、利根川の上流の堆積物は礫・砂、荒い物です。中流側は砂、下流側は泥となっている。埋め立てには、その流域、その流域によって、同じような粒子の堆積物で構成されている傾向にあります。そのような規則性が地質学的に分かります。

東京湾側は利根川流域とは全く違い、人工地層は、場所場所によってヘドロもあれば砂もあり、様々であります。この人工地層には、多様性があるのです。その分だけむずかしいという感じがします。ですから、私は利根川の方はやるが、東京側はやらないというのが本音です。学問からいうと、そういうことです。

(司会)

ありがとうございます。他にどうでしょうか。どうぞ。

(植木)

市川市役所の植木です。先ほど、「東京大学が発信して、NHKと岩波出版がそれを報道すると物事が真実になるという傾向がある」という話がありました。大本營の発表的な報道が多い中で、そのような情報をどのように見破ったらいいのか、教えていただきたいです。

(楡井氏)

私は、この問題への回答として重要なことは、教育だと思います。奥の深い、真面目な教育が重要だと思います。大阪維新の会の主張は分かるのですが、しかし、教育と文化に手をつけたことに対しては、私は賛成できません。

ですから、「ちばらき都」構想にはそういうことには入るべきでないでしょう。長い時間をかけて作り上げてきた教育と文化に対して、口を入れる行為は軽率にも思われます。古代から誰もが苦勞してきたところですから。地文学のような本質的な内容のものを、ずっと教えてこなかったからこうなったと思います。大学生の頃から本質を、方法を教える必要があると思います。哲学・倫理など。

私は、茨城大学で自然の摂理とか、法則について学生に教えてきました。なかなかむずかしいのですが。小中高と表面的なものではなく、本質的なことを理解させるような教育が必要だと思います。今の質問への回答は大変むずかしいです。私たちも努力しますが、皆さんも努力してください。勉強しないとだめです。

(司会)

他にどうでしょうか。どうぞ。

(内山)

今日の講演のメイン・テーマは液状化でございますので、液状化についてお伺いします。

今、先生がおっしゃられたように、千葉県埋立地は、場所によって大丈夫なところと、そうではないところがあります。私も、震災の3日後に、私の兄が住んでいる千葉市の美浜区と、習志野市の香澄（かすみ）町の境界あたりに行きましたが、非常に際立った現象がありました。

たまたま、兄の住んでいる千葉市の一角は

全然ないのですね。それがワンブロック離れた香澄町に行きますと、いたる所に液状化現象が発生していました。家は傾く、路面は盛り上がる、沈下する、電柱は斜めになる。大変悲惨な状況を目にいたしまして、本当に気持ち減りました。

そういう中で、ある地区は非常に安定した地盤で、そこを買った方は安堵しているわけです。片や習志野市の香澄町に分譲というのは、最近の埋立てです。その当時、液状化というのは、もう十分に周知のこととなっているわけです。それを全然科学的な判断も、施工もしないで、売ったわけです。

この責任たるや、私は非常に大きなものがあると思っています。したがって、三井不動産に住民が訴訟を行っているようですが、そんなことよりも私は、行政側に責任があると思っていますのです。その辺どうお考えでしょうか。

(楡井氏)

私は両方あると思いますね。もう一つ重要なことは、液状化したところのメカニズムを、しっかりと解明するべきだと思います。歴史をきちんとひも解いて、いつ誰が埋め立てて、どのような売り買いがあって、どのようなメカニズムで、どの地層が液状化しているのかということ、しっかりと調査して、対応しないとだめだと思います。

きちんと調べれば、どういうプロセスで液状化したのかというのが分かります。例えば、液状化していない所は、意外とオーバーローディングして、土を埋めておいて、盛っておいてそれをはぎ取ったり、様々なことを行っています。そういう配慮をしているところもあるし、していないところもあります。この問題は、しっかり事実と歴史を整理して、それから責任問題を議論する必要もあると、私は思っています。

ただ、私は千葉県庁にいた当時、「液状化しますよ」と再三にわたって、懸命に皆さんに話をしてきました。NHKでも何回も言いました。開発する側、行政、土地を買う皆さん、それぞれの立場での言い分も、様々あるのではないかと私は思っています。

そのときに、事実を全部整理しましょうねというのは、私が今言えることです。まず調べて問題を整理し、対策を立てることが重要だと思います。すぐに行う対策として、最低限ジャッキアップだけは行った方が良いと思います。

(内山)

最近の埋立てというのは、東京湾の一番奥の方から持ってきていますので、土砂が微細なものであるということは分かります。そのような中で、埋立てをしているわけですから、液状化が起こるかどうかの判断もしないで、売り付けたという県側に、大きな問題があるのではないかと、という点について再度伺います。

(楡井氏)

確かに、行政に責任があるという意見もあります。しかし、売る時に、科学的な液状化の有無を判断したかどうか、も含めて、全部客観的に整理してみるのも、必要ではないかと思っています。

リスク付きの不動産が開発され、そして購入され、そのリスクが具現化したから問題が発生したのです。開発・土地売買・広報なども整理してみる必要があります。私のように嫌われても警鐘を鳴らし、ヘチマドレーン対策工法も提案してきましたが、官民そろって実施していません。このような点も検討してみてください。特に、現在行われている調査・対策なども、どこまで科学性がありますか？「2011年東日本太平洋沖地震にかかわる国際

地質災害防止宣言」などは、蚊帳の外で、「行け行けドンドン」では？ 被害が発生すると問題視されますが、3.11以降に出された「国際地質災害防止宣言」の内容なども重要視して下さい。

県と開発不動産側の責任もあれば、土地騰貴前提での購入といった行為なども検討に値するとも思います。地質環境に関わるこの類の開発と災害被害問題は、土地取得者の便益・利益も関わります。中央政府の開発事業方法・それを推奨した技術体系にも大きな責任があります。県などに、責任を一点集中させ、それ以外の者は逃げて、また裏で焼け太りしている傾向にあることにも注意して下さい。それを後押しする技術体系・行政体系では、もとの開発業者集団などは、「焼け太り」をするのみです。

当時、金が無く、海浜地区などの土地は、高値の花であった私などは、不便な台地の奥に住むしかありませんでした。その人たちの税金までも使用するのです。市長村の財政出力指数からみても、税金の使用には、東京湾沿岸と利根川沿岸では、異なるのは当然でしょう。また、土壤汚染対策法などでは土地所有者に浄化の責任があります。同じ大地を扱う場合にはこの両者の関係の整合性を取ることも重要なことです。

但し、本当の弱者には手厚い保障が必要です。また、それらの方々にも理性的行動が望まれます。

どちらにしても、調査・対策には科学的観点からの厳しい点検が必要です。法律と省令の関係と同じです。税金での予算が獲得できたと被災者は安心されますが、液状化に対してどのように診断がされ、どのように治療・対策されたかに関しては、全く無関心です。

(内山)

それが第一義的にあります。第二義的には

開発不動産に、大きな契約上の問題があるかと思っています。いずれにしても、県は、問題の責任をみんな業者の方に押し付けている感じがするのです。

(楡井氏)

私は県庁のまわし者ではありませんが、そのような傾向に見られるかも知れません。しかし、どう見ても、千葉方式の開発と液状化問題への解答は難題です。当然、県・開発業者側にも責任があるでしょう。また、技術体系からの正しい技術的指摘も希薄でした。問題が一方では、バブル期の埋め立て地の土地購入者からは、大金持ちになったといった話も聞いた経験もあります。

ちなみに、東京湾沿岸と利根川沿岸との液状化対策には、意味が異なるように感じます。どうあれ、弱者へは、温かい援助が必要です。

今後も復旧・復興に向かおうとしています。が、液状化－流動化－地波現象は、地下の現象です。本当のところ地質環境学者でなければ把握できない側面もあります。はたして、自然の法則にそった摂理にあった復興がなされているのでしょうか？ また、「行け行けドンドン」で後退も撤退もできない、無法則・無原則な街作りなのかも知れません。はたして、「2011年東日本太平洋沖地震にかかわる国際地質災害防止宣言」の内容での調査・対策が行われているのでしょうか。

モグラ叩きにならないように、今後の復興にも注意が必要です。

〈参考資料〉

人工地層と地質汚染に関わる国際ワークショップ

国際地質科学連合（IUGS）環境管理研究委員会（GEM）

2011年6月18日 会場：香取－成田－潮来

香取－成田－潮来－国際宣言

2011年東日本太平洋沖地震にかかわる国際地質災害防止宣言

我々、世界の人工地層と地質汚染の研究に係わる研究者は、東日本大震災での犠牲者の方々にご冥福を祈り、災害に遭われた方々へは、速やかな復興を心よりお祈り申し上げます。また、原子力発電所事故での放射能汚染の被害者には、心からお見舞いを申し上げます。

この度の国際ワークショップの閉幕にあたり、次の提言をいたします。

① 東日本大震災では、水面埋立地・谷埋立地内の人工地層で液状化－流動化・地波現象が大規模にみられ、それによる地質災害が発生しました。人工地層の分布は、日本のみならず、全世界で拡大しています。大規模地質災害の防止のために、人工地層と下位の自然地層境界との不連続、すなわち人自不整合の綿密な調査が必要です。

そして、人工地層内の単元（時間的単元・物性的単元）の綿密な調査が重要です。

② 東日本大震災では、津波による大規模地質災害が発生しました。津波災害の防止では、次の提言をします。津波災害予想地域では、地域の一般住民・地域に関わる歴史学者・地質学者・津波研究者が地域ごとの津波の歴史とその最高潮位を明らかにし、地域住民も含めて確認することです。その科学的調査結果をもとに、弱者を中心とした高所避難が重要であることは自明です。また、対策にともなう海との付き合いのメリット・デメリットをも考慮し、科学的調査で確認された最高潮位をもとに短期・中期・長期の対策をおこなうことです。

③ 福島第一原子力発電所事故からの放射能汚染の調査対策にあたっては、地質学的法則に沿って行う事が最も重要です。その法則は、重力場にある地球の大気圏・地質圏における放射性物質の移動の法則でもあるからです。放射性物質を、発生（崩壊）・移動・堆積の法則に沿って測定し、対策を行うことです。また、調査・対策では、科学性・民主性・公開性が原則です。全ての地質汚染に係わる調査・対策でもおなじです。

講演 講師紹介

にれい
楡井

ひさし
久氏

茨城大学名誉教授

(日本地質汚染審査機構・医療地質研究所)

地質汚染診断士・国際地質科学連合（IUGS）環境管理研究委員会（GEM）常任理事

茨城大学名誉教授・内閣府認証NPO法人日本地質汚染審査機構理事長

著書に「検証・房総の地震首都機能を守るために」（千葉日報社）、「美しい日本列島の修復と環境資源利用を目指して～単元調査法と地方分権の重要性」（NPO 法人日本地質汚染審査機構）など多数

千葉市長を迎え

対談：大都市問題

—大阪都構想・大都市制度—

2012年3月29日収録

ゲスト

千葉市長 熊谷 俊人

対談者

佐藤 草平

東京自治研究センター研究員

司 会

網中 肇

千葉県地方自治研究センター 理事

千葉県議会議員

はじめに

(網中)

まずは市長、お忙しい中お時間をいただきまして、どうもありがとうございます。

今日の趣旨は、東京自治研の27歳の若手の研究者・



佐藤さんから、大都市制度などについて、同じく若手の熊谷千葉市長にご質問させていただき、是非ご意見を伺うというものです。

市長の経歴については、佐藤さんはいろいろと勉強してきましたので、佐藤さんの方から、簡単に自己紹介をお願いします。



(佐藤)

公益社団法人東京自治研究センターで研究員として働いております佐藤草平と申します。東京自治研究センターは、もともと自治労

東京都本部の附属機関として1982年に創設されましたが、1997年に社団法人、そして2011年4月に公益社団法人となりました調査研究機関です。大学院で都区財政調整制度の研究をしていたことから、ここで働くことになりました。本日はよろしく願いいたします。

大阪都構想について

(網中)

まず、初めは、大阪都構想について、熊谷市長は、いい部分と悪い部分がありますよという、是々非々のスタンスだと思うのですが、市長の基本的なお考えを教えてくださいなればと思います。

(熊谷市長)



どうしてもここからになってしまいますね。大阪市と大阪府の自治体の枠組みを変えてやろうとしている意味において、全くこれは非効率だと思っているのです。

まず、1つ目は、どう考えたって地方分権の流れなので、それと逆行する危険性が、まずあるということです。

2つ目は、これは住民が、最後は納得しないのではないかと。住所も変わるし、まず大きなところでいえば、大阪府内の市町村の再編なんか、絶対にできるわけがない。総論は賛成の人でも、各論になると「俺なんか〇〇市じゃなくなるのか」とか、「よその市で、うちの方からは市役所がなくなって、向こうの市役所になるのか」とか、合併の時は必ず起きますよね。

それと同じことが起きると思われまして、自治体間で諸政策・制度が違っていたら、もっとすごい反応になるし、そんなのを、大阪府内の市町村の首長全部を維新の会がおさえることなんか、現実的に不可能なわけですよ。議会と首長ともに。ということは、絶対、まだら模様になってできないから、これはまず100%できないと思うわけですね。

次にできるのは、大阪市を分割するというのが、多分、1番現実的なことなのだと思いますけど、大阪市を分割するにしても、結局分割すると、彼らは中核市程度と言っているわけですから、4つなり5つに仮に分割したとします。もうちょっと分割するかもしれないけど、結局、区が再編されるでしょう。区が8個とか統合したりするわけです。

そうすると、区役所がなくなるとか、区役所という建物は残ったとしても、市民センターみたいになるから、当然、区役所ほどの権限はなくなるわけですよ。もろもろ具体的な話になってくると、市民がそれは困るようになってくると思います。

多分、住民投票で、大阪市はこういう形で分割をしますけど、よろしいですかとやったら、賛成しないと思います。橋下さんに投票しても、そこは違うよ、という世論になると思うのです。ですから、現実的に、自治体の枠組みの組換えというのは、そう簡単にはできないということであって、そういう意味で、現実的ではないし非効率であるということです。

ただ、今は府市統合本部とかでやっている、大阪市と大阪府の二重行政をなくそうということそのものは、これは大いに賛同できるし、大阪市と大阪府は、かぶっている分野が多いので、誰かが整理をしなければいけない。過去に大阪市がきちんとやってこなかったところは反省されるべきなので、そういう意味での

大阪市、大阪府の特殊な二重行政の見直しという意味で、今やっていることは、それなりには評価しています。

(網中)

なるほど。ではその市長のご発言を受けて、佐藤さんは何かありますか。あと、大阪都構想自体への佐藤さんのお考えとか。

(佐藤)

大きな課題は財政問題だと思います。都区制度、その名前を援用するかどうかもまだわかりませんが、例えば援用した場合、都区間での財政調整をどのようにするかという課題に直面すると思われまして。東京都は、特に都心3区ないしは5区で、莫大な税金が上がっています。そのうち市町村民税法人分、固定資産税、特別土地保有税を原資とした都区財政調整制度によって、それらを東京都が徴収したのち、都と23区で配分するといった制度を運用しています。この仕組みを大阪都に援用した場合、大阪で上がる税収で事足りるのかどうか。その財源問題に直面した時に、現行の都区制度では厳しい面があると思います。また、国にとっても地方交付税制度が絡んできますから、それについてどう処理するのかという問題があり、これらの財政調整問題が今後のネックになるように思います。

他に、政令指定都市制度と関連付けると、当然ですが行政区をどうするのかという話が出てきます。先程の分市と行政区に係ることですが、ただ同時に、今の行政区がどれだけ住民の人達にとって有効的なのかどうか。つまり、大区役所制にするのか、小区役所制にするのかと絡んできますが、指定都市のあり方に関する問題です。指定都市市長会が提唱する「特別自治市」構想ですと、行政

区に関しては基本的に従来通り残すというスタンスですから、住民自治の観点からいくと少し疑問符が残るようにも感じます。

(熊谷市長)

そうですね。横浜とか大阪は大き過ぎるのです。ですから、身近ではないだろうという批判には、あまり対抗できないのです。彼らもわかってきているのです。その批判には反論できていないことに。

我々千葉市くらいのレベルだったら、ある種これは市長でも、大体、基礎自治体の市長と住民の関係は、そんなに遠くないと言い張れるわけですけど、大阪だと私も無理だと答えますよ。あれで住民と向き合えるかといったら、200万、300万になったら向き合えないですよ。

(佐藤)

そうすると、政令市の中でもいくつかにグルーピングした方がいいということですか。

特別自治市について

(熊谷市長)

だから、結局そうなりますよ。我々なんかからすれば、ずっと言っているのは、旧5大市と残りの政令市は、全く立場も違うし、議論も違う。特別自治市と言っているのは、主に旧5大市側が言っているわけで、我々は彼らと姿勢を同じくしているわけではないのです。

ただ、我々19指定都市の総意というのは、特別自治市では何かということ、もう一部しか都道府県が業務をやっていないのだから、金の流れとか権限の流れが、県をまたぐのは非効率なので、いきなり国から市の方に、税も権限も受けて、一部やらざるを得ない広域行

政的なものを県に委託をするという方が、金と人と権限の流れがきれいじゃないですかというものです。

しかし、旧5大市側は独立独立と言っているわけです。我々の言っている特別自治市と、旧5大市が言いたい特別自治市は違う。それは根本的に違うのです。

我々は、横浜・大阪は独立すればいいのではないのかと。独立して、さらに基礎自治体機能を、下に持たせた方がいいのではないか、という考え方です。

(網中)

あの大きい旧5大市と、100万前後のいわゆる後発的なところは、同じ政令市といっても、だいぶ事情が違いますよね。

(熊谷市長)

ぜんぜん違いますよ。彼らは存在が特殊だから。

(佐藤)

そうすると千葉市の場合は、県との二重行政という面でのデメリットみたいなものはないのでしょうか。

(熊谷市長)

あまり感じないですよ。結局政令市になる時に整理していますから。これはどっちがやるのというのを整理して、人と財源をやって、独立しているから、二重行政というのは根本的にありません。ただ、あえて言えば、二重行政というほどではないけど、政令市の矛盾問題、例えば幼稚園はまだ県が一部持っているとか、交通の部分の信号のところは持っているという、そういう地方分権論の話はありますが、二重行政というほどのもの

はないですよ。

(佐藤)

地域主権改革なりで、ちゃんとフォローしていけばいいという話ですか。

(熊谷市長)

今までの議論の延長線上で、十分可能です。あとはさっき言ったように、税源の流れが結局県を通すから、奇妙な形になっているところだけは、逆の方がきれいでしょうという、我々はそういう議論です。

(佐藤)

政令市の場合、行政事務に比べて税財源が不十分であり、その整理をどのようにするかという話ですね。

(熊谷市長)

政令市になったら、確実に市民は、金銭的には損をしますからね。

区長公選・公募について

(網中)

財政問題を軽く触れたので、大阪維新の会でしたか、区長を公募していますね。ああいった考え方について、市長のご見解を。

(熊谷市長)

公募と公選というのは、だいぶ違うかなと思っていて、私は区長公募というのは、やろうと考えていたので、やられちゃったね、程度の考え方です。ただし、この区長公選制というのも、非常に重要な側面で、私は横浜とか大阪は区長公選をした方がいい、そういう選択肢も十分議論の余地ありだと思っています。

難しいのは、結局横浜とか大阪市とかは、府とか県からは独立した方がいいと思うわけですよ。だけど、独立した時に、広域自治体と基礎自治体機能の両方を持つ、という特殊過ぎる問題で、住民から離れちゃうというのがある。その問題を解消するためには、区をどうするかという話になってくるわけですよ。

そうする時に、私は折衷案としては、区長公選制を入れるしかないのではないかと。選挙で区長が選ばれる、権限もめちゃくちゃ増える、大大区役所くらいにはなると。ただし、大きな制度上は、統一的な市のルールの中でやると、それが最終的な折衷案なのではないのかなというのは思っています。

政令指定都市の行政区について

(網中)

大阪市は、千葉市より面積は小さいのですが、人口は270万人位いて、区が24もあるんですね。

(熊谷市長)

大阪市の方が、ちょっと小さいくらいじゃないですか。そして区が、とても多いのですよ。それも過去の経緯があって、あの区の状態は良くないと思います。

(網中)

そうですね。ある意味、大阪維新の会のいう都構想というのは、そういう地域的な事情もかなり強いですよ。大阪市の区役所は千葉市でいうコミュニティーセンターくらいの密度で、あちこちにいっぱいある。

(熊谷市長)

我々千葉市とか、後づけの政令市のいいと

ころというのは、合併したところは別として、ある程度、区の規模はほぼ同じわけですよ。だから権限とかも、議論が同じにできる。大阪市の場合、人口5万、6万人みたいな小さい区と、20万人みたいな区が存在するわけですよ。行政効率上は良くないのではと。小区役所制とか大区役所制という前に、そもそも区役所の規模が違うのだから。

(網中)

あの地域で出ている議論を、千葉市とかいわゆる後発の政令市に当てはめるのは、本当に早計過ぎるというか。

(熊谷市長)

本当に大阪市は特殊。だから大阪都構想が出てきたのだと思います。

(網中)

佐藤さん、区のことについていかがでしょうか。

(佐藤)

今のお話を伺うと、まったく政令市の中で異なるということですね。ただ、整理すると、大阪の24区もいろいろな歴史の変遷があるだろうし、東京23区も人口が5万弱から90万弱の区まであって、それぞれ固有の歴史であったり、コミュニティであったり、土着的なものというのがあるわけです。ただ後発的なところは、後からグルーピングをしているから、均一的、行政効率的にできるということですか。

(熊谷市長)

でも、それは、私は違うと思うのですよ。結局それは、合併論議と同じで、じゃそれは

行政区が変わったら、コミュニティは崩壊するのとか、地域の文化は崩壊するのとかいうと、それとは違うと思うのです。

そういうことをいうと、我々だって区割りする時に、いろんな議論はあったわけですよ。本当は地域の昔のつながりからいったら、ここここは一緒になるべきだ、みたいなものがあるわけですね。いまだに、実は区割りと学校区は、ずれているわけです。それはそういう区は、ある程度の合理性のもとで、区割りはしたけど、中学校区というのは地域文化に根差すから、地域コミュニティと、またぎ現象というのが発生しているわけですよ。

それは、今でも問題としては残り続けているけど、かといって、ではその区割りでなきゃだめだったかという話にも、またならないわけです。私は、区の区割りというのは、分割じゃなくて、合体するのである限りにおいていえば、基本的には効率性の方を、どちらかといったら、とった方がいいと思います。もちろん文化とか成り立ちとか、ケアは必要ですよ。

広域連合・財政調整制度について

(佐藤)

この観点について、もともとの小学校区であったり、もっと小さい自治会・町内会等のコミュニティであったり、そういった社会実態みたいなものと行政区画というのは、分けて考えた方がいいということですね。すると、東京圏という領域で考えた場合、千葉市民の方達は、2割～2割5分の方が東京都へ通勤しているという実態があると思います。彼ら彼女らは、そこでお金を稼ぎ、それに係っては千葉市の税収となりますが、他方勤務先の法人に係っては都内自治体へと税金が流れ

ます。もちろん国税による担保や昼間人口に対する行政需要への対応などがなされるわけですが、なぜこっちにこないのだ、という単純な議論はできると思います。

そういった実態と制度の乖離という面に対して、9都県市首脳会議もありますが、あのような対応で足りるのかどうか。あるいは、実態と制度は別にしているのではないか、という議論も成り立つと思います。これは政治学者の松下圭一氏も論じていましたが、実際執務されていてこのことについてどう感じていますか。

(熊谷市長)

本当は合理性だけいえば、何らかの制度的なものは必要だと思いますよ。なぜかという、我々が、一生懸命子どもを育てて大人にしたのを、全部東京が吸い上げて、しかも今、全国チェーン店化しているから、本社が、どんどん東京だけになってくるわけですね。だから実態は、地方で稼いでいる金は同じだったとしても、法人税の納め先がどんどん東京に、むしろこれからもなっていく続けますよね。

そういうことを考えると、明らかに、実態と税の流れがおかしなことになっているから、私は東京から、もっとお金を引っぺがさないといけない、と思っているのですよ。我々にくるかどうかは、ともかくとして。しかも東京は、そのあり余る金で何をやっているかといったら、23区に金をばら撒いて、23区は何をやっているかといったら、中学校卒業まで医療費無料とか、全く意味のないことをやっているわけですよ。

結果的に、子どもたちが集まる。けれど場所がない。ビルの中に保育所を作ったりとか、高いお金を出して、要は保育所を整備しているわけですよ。どう考えたって、周辺自治体に

保育所を整備する方が、公費の投入量というのは、日本全体で圧倒的に抑えられるはずですよ。わざわざ、子どもの環境をつくりにくいところに、金があるからといって子どもを吸い寄せて、そこで無駄なことをやっているわけですよ。これは明らかに日本全体からすれば非効率なわけですよ。

東京の中心区というのは、業務、ビジネス区にして、本来は、住民が住めないようにしなきゃいけないわけですよ。大ロンドン市じゃないけど、ここは核で、ビジネスセンターで、ここが何とかというように。もともと国交省とかも、もう1回やりたかったし、昔からやっていた。本来それが、だんだん崩れているわけですよ。非常にもったいないと思っていますよ。

(佐藤)

そこで1点、抽象論で言えば、資本主義のフォーマットに乗っていくのかという話になると思います。東京都の中心部に数多の企業を集めるということは、つまり資本の流れに沿った制度をつくっていくということになるともとらえられて、その歴史は大まかに言えば明治以降のことですから、たかだか150年程度の話で、江戸時代260年程の文化をつぶすのかという話にもつながってくると思うんです。

(熊谷市長)

いや、東京にはどんどん集中していいのですよ。合理的だから。東京にビジネスは、今までどおり、どんどん集中すればいいと思いますよ。ただし、金を使う先がないから、23区は権限なんてないからね。特別区は、結局福祉にしか金を使う先がないわけですよ。選挙のたびに、福祉にどんどん金を使っていっ

て、投資には何も回っていないわけですよ。

より社会が、いびつな方向に向かっていくので、別に、ビジネスはどんどん集まればいいと。ただし、いわゆる住に関して無意味なお金の使い方ができないように、本来、一定の枠をはめるべきだと。

(佐藤)

それは少し慎重に考えた方がいいように思います。特別区も歴史的な経過があって、たとえば戦後ですと自治権拡充運動の歴史があって、2000年の地方自治法改正によって事務権限が増え、条文にも「基礎的な地方公共団体」と規定されたという現状があります。ただ、繰り返しになりますが、千代田区で上がる固定資産税、市町村民税法人分は、絶対に東京都だけのお金ではないはずだとも思います。そこを、国、たとえば総務省が担当して全国的に配分していくのか、それともこれは別に国じゃなくて、東京圏のお金なのだから東京圏で配分すればいいのではないかと、少し道州制とも関連しそうな話というのもあると思うのですがいかがでしょうか。

(熊谷市長)

そうですね。本来は、いわゆる首都圏の広域連合的なところで、やるべきですけど、無理ですね。東京がYesと言わないのですから。東京にしてみれば、お金を引っぺがされる存在をつくることに、これは9都県市やってたって、前の神奈川の松沢知事が、絶対に首都圏の広域連合は必要なのだと、一生懸命やったとしても、東京都はとにかくNoだから。

(佐藤)

東京圏はまだ、関西とか九州みたいにはならないということですか。

(熊谷市長)

東京都が存在する限り、絶対にならない。だから私は、千葉県は茨城と合併すべきだと思っていますよ。無理だから。東京都が合併しない中で、埼玉と神奈川と千葉が一体になっても意味がない。今の状態だと関東広域連合というのは、永遠に存在できない。関東州も絶対無理です。



(佐藤)

そうすると、国の制度に託すしかない。

(熊谷市長)

それはもう国のリーダーシップくらいしか、私は無理だと思います。そういう世論を訴えてやらないと。東京都を別に解体する必要はないけど、もっと効率的な首都圏、という枠組みでおっしゃったとおり、どこから住民が来ているかということを考えれば、一体的に、働く場所と住む場所を統合的に考えた方が、明らかにいいに決まっているわけですよ。

(佐藤)

橋下大阪市長が「大阪都」を提唱したことによって都区制度にも注目が集まっているので、この特異な制度が全国区になり、多数の人に知られることは望ましいように思います。

首都圏という発想の他面として、千葉市の場合、通勤時間との関係で働かされている人達が地域にいる時間が少ないということもあろうかと思います。これは、地方自治という文脈からするとデメリットであるとも思います。ここで、資本の流れと住民達の土着的な文化の均衡をどのように図るのかという課題、あるいは矛盾が生じるように思います。

先日、自転車で千葉市をまわらせてもらったのですが、たとえば美浜区はすべて埋立地で、公営住宅や戸建て住宅が林立した新しい街なわけですよ。千葉市自体、新しい街だと思いますし、そういったところからこれからどういう文化をつくっていくのかというのが、大事になると思います。子育て支援あるいは雇用対策などと若干絡むかもしれませんが、そういったことを含めて、これからの千葉市の自治についてうかがいたいと思います。

人口減少社会への対応について

(網中)

それでは、質問文の2番の東京都の話が出たので、首都圏との関係で千葉市を考える、ということで、千葉県自体がもう去年ですか、人口の減少が始まってしまったと。千葉市は360人でしたか、ちょっとだけ増えていた。でも誤差のうちですよ。ただ、地震とか原発の問題、特殊事情があったとはいえ、千葉市も人口減少社会に突入するというので、この辺で東京との関係を踏まえつつ、佐藤さんからもお話があったように、市長の今後の千葉市としての人口減少社会への対応、についてのお考えをお聞かせください。

(熊谷市長)

まずこの質問文にあるとおり、千葉市の立ち位置ですけど、1つは、なんだかんだいって、雇用を千葉市は満たしていかないと。千葉市で働いて千葉市に住む人がいない限り、確かに帰属意識はどうしても、千葉都民になっちゃうというのがあるので。とにかく経済と雇用について、千葉をどういうふうにしていくのかということですよ。

我々は成田空港が近いわけですし、アジアの中での千葉市という位置付けの中で、経済、雇用対策をやっていかなきゃいけない。今回企業誘致策も、そういう意味では日本の中でもトップクラスのものをつくりませんが、そういうことをやっていかなきゃいけない、雇用をつくっていかなきゃいけないというのが1つです。

もう1つが、そうはいえども、首都圏にいるということは事実ですから、首都圏の中で千葉市というのは、子育てをする人たちにとって、1番いい街にしなければいけない。

やはり、指名買いをされる街にならなければいけないと思うのですよ。いわゆる子どもを持っていない人くらいだったら、市川とか浦安とかに住んだ方がいいし、東京に住んだ方が便利かもしれない。

ただ、子どもができた時に、マンション住まいとか、公園があまりないとかでいいの、という話の中で、田んぼもあるし畑もあるし、子どもを豊かに育てたければ、ここでしょう、という遠心力を働かすことが我々の目的なので、子育ての街に、ありとあらゆるリソースを我々は注ぐという、そういう考え方でやっています。

だから、人口を極力減らさないというのと、そうはいつでも減るので、減る対策とすれば、とにかく何事もコンパクトにするということです。公共施設でも、なんか行政はおもしろくて、公共施設が老朽化して建てかえると、こっちは跡地活用とくるのですね。

古いのを新しくしたのだから、跡地は売りに決まっていると思うのですが、ならないところが、この行政と住民はおもしろいなと。跡地はどう活用してくれるのですか、そんなわけないだろうと思うのですが。何をつくってくれる、こうやって公共施設が膨張していくわけです。

だから、我々はとにかく締めていく。将来、20～30年後に必要な量まで、20年かけてそこに落としていく。統合、複合施設にしたりとか、極力コンパクトにやる、ということではないですかね。これは20年くらいかけないと、絶対無理です。

(網中)

ある意味、昭和40年代、50年代に建てたものが、ちょうど今、建て替えだとか論議になってきており、これから重要なところになって

くと思うのですが、住民の方の理解というのは難しいですね。

(熊谷市長)

これはたたかいです。我々、資産経営部もつくって、トータルで勝負だと。今回真砂の学校の統廃合で、3つの学校がなくなるわけです。統廃合して3つできた、学校統廃合の委員会は、地元住民による協議会が、それぞれ個々にあるわけですよ。そこが、この跡地には、運動施設と高齢施設と何とか、というように、それぞれ教育委員会を説得するために、要望書をもらうわけですよ。ばか丁寧に、やろうなんて話になるわけです。それぞれの所管が、いい土地だ、要望書にもかかっているから、こういうのを使おうと飛びついてくるわけです。

だから、それを全部どけて、だめだという話をして、3つで勝負しろと。1個1個だと、我々は3つのうち1個は売って、残り2つ活用、という考え方だったわけですよ。根本的な話としてはね。そうすると、個別にたたかうと、売られるところが納得するわけがないわけですよ。3つセットで提示しよう。個別には話をしないということです。

3つでこういうふうに活用しますというのを出して、結果的には全部、合意書をとったわけですよ。それで、めでたくここは売ると。売った金で特養をつくったり、教育施設を入れたり、とにかくトータルで見せていくしかない。

(網中)

住民の方は、将来の負担になりますよというコスト意識は、少ないですね。

(熊谷市長)

わかりません。根本的におもしろいなとい

うのは、住民市民は、自分達がユーザーだと思っていますからね。ユーザーなのですよ。運命共同体だと思っていない。本当は株主なのですよね。自分が金を払って、この会社がだめになったら、自分も被害を受けるという、ステークホルダーなのだけど、株主という認識はないわけですよ。

株主だったら、こういうのはちょっと安過ぎるのではないのぐらい、文句を言ったりするでしょう。「頼むよ、配当くれないと困るのだから、あまり無駄なことはやらないでくれる」くらい言うのですけど、そういう認識はないから。賃貸の人などはまさにそうです。賃貸の人は引っ越せるのだから、ユーザー感覚だよ。運命共同体なんか知りませんよという。

(網中)

いわゆる足による投票じゃないですけど、どんどん作れ、作れで、何かあったら出ていけばいいということですよ。

(熊谷市長)

そうそう。いずれにしてもこの国は、どんどん賃貸になっていくのはしょうがない。時代の流れだと思えるのですよね。賃貸率が上がっていく。それがなればなるほど、ステークホルダー率は下がっていくので、結構厳しいだろうなと思っています。

いかにステークホルダーに意識させることをするか。それは、インターネットの活用、ICTの活用がすべてですよ。結局、行政の今までやっていることというのは、東京に通都する人には、全く届いていないわけですよ。

寝に帰ってくるだけの人は、市政だよりを読む余裕もない。市政だよりを読んだって、自分と関係のない高齢者の話とかがいっぱい

で、いきいき健康づくりとか関係ないよ、と思うわけですよ。だから、その通勤している人に、ピンポイントの情報だけ届けば、つながっている感があるわけですよ。

それは簡単な話で、私が今、レガシーシステムを全部見直しする時に、絶対やれと言っているのは、携帯のメールアドレスを全員とるんだと。住所と同じくらいの情報だと思っでとるのだと。そうすれば、我々だって情報は、全部知っているわけですよ。マイナンバー法案が可決されれば、我々は、1位のユーザーを全部管理できるわけですよ。そうすれば子どもが何才で、何とかと全部知っているわけですよ。

そしたら、そろそろお子さんは、このワクチンを打った方がいいのではないですかとか、補助をやっていきます、ただですよとか。高齢者は65才になったら、65才以上からの補助事業には、こういうのがありますよとか、ピンポイントに出せるわけですよ。

それが今までできていなくて、市政だよりとホームページという、読んでくれなきゃ届かないものを、ずっとやり続けてきたわけでしょう。だから、我々は根本的に変えるのだということです。

実際、私はツイッターをやっていて、あれで初めて市政を感じたという人は、山のようにいるわけですよ。本当にツイッターをやって、おもしろかったなと思うのは、東日本大震災の計画停電というのがあったから、2万人くらいになったわけですけど、盆踊りとか行っても、今まではいわゆる、そういうリアルな場で会ったことのある人に、いつも応援しているからとか、これは何とかだよとかやっていた。最近は、若い人から、ツイッター見えますと。ツイッターがなければ、100%、市政なんかに触れなかったであろう人達が、

一部ですけど触れるわけです。

だから、ちゃんとピンポイントに届けられれば、当然、関係ない事業に1個も引っかからない人というのは、いないわけですよ。何か行政のお世話になっているわけだから。我々は、そのピンポイントにつながる、その自治体をつくっていけば、千葉都民でも最低限の関心は、持つのではないかと考えています。

(網中)

協働意識というか、とりあえず協働意識までは芽生えなくても、千葉市に住んでいて、千葉市がどういう行政をやっているのだ、そういう意識がどんどん芽生えてくるということですよ。

市民自治とコスト意識について

(佐藤)

ただ、今の点には重大な問題が潜んでいると思います。例えば、住基ネットへの反対という文脈を念頭に置くと、携帯アドレスをすべて行政が管理するというのは、過剰な公共管理になってしまわないかという議論が一方では出てくると思います。それは、ひとつは自治という観点からだと思えますが。

(熊谷市長)

もう簡単ですよ。いやな人はやりませんからと、ただこれだけですよ。行政は何でも0か100の議論が多くて。圧倒的に便利ですから。別にそれでも、特殊な人はどうぞ、我々は管理しません、届けなくても結構ですと。そのかわり我々は、その考え方にはちゃんと配慮しなきゃいけない、絶対にメリットのある話しか出さない。

あと我々は、独自に、マイナンバーに銀行

口座も届け出てもらおうと思っているのですよ。我々はかなり、補助事業を持っているので、金を振り込む時に、来てくれとか割引とか面倒くさいわけですよ。それも指定の口座に、振り込んじゃうからと。とるということはやらないからと。とるのをやると、口座なんか誰も届け出ないのでそれはやらない。振り込む時だけやります。

もし金をとる場合は、そういうこともしたいのですが、どうですかと、必ず個別にちゃんと行って、OKをとった人しかこれはやりません。基本的に権利しかありません。義務はない。それでも管理されるのはいやだという人は、Noと言ってください。それは連携させません、ということです。95%くらいYesと言いますよ。いいのですよ。95%がやっていることを見たら、何だということで、99%くらいまでは間違いなく、なるでしょう。

(網中)

一時期、そういう議論はありましたけど、現状は、正直に言って、ないですからね。

(熊谷市長)

やったら大したことはない、とわかるわけですよ。やったらね。でも、心配になる人はわかっているので、その人は最初のスタートラインに立たなくていいわけです。みんなを見て、大丈夫そうだなと思ったら参加する権利さえあげれば、それでいいわけですよ。

(網中)

そのためには、利便性の向上というところが前面に出てくれば。

(熊谷市長)

住基の問題は何も便利なんかならないから、

Noと言いたい人が出るよねという。リスクだけあって、そんなにサービスが良くならないのだから、という話になるわけで、それは、私も反対する人たちの気持ちが、何となくわかるのです。行政が便利になるだけでしょと、まったくそのとおりです。

でも今回、我々とはとにかく、住民にとって便利な、そう、当たり前だったよねということをやりますから。それで見せていくしかないと思います。だって面倒くさいと思わないですか。どうして自分で調べなくてはいけないのだらうと思いませんか。子どもが生まれて、ワクチンをいつどうするかなど、かかりつけ医と相談しながら決めるとか。

それよりも、モデルケースを示して欲しいと思いますよ。3カ月になったら「おたくは翌月ぐらいに、ヒブと肺炎球菌のワクチンを受けておいた方がいいと思います。ちなみに無料ですから。」と、メールをくれればいいではないかと。

(網中)

ええ、そうですね。しかもそれがピンポイントでくれば、非常に有益性は高いですね。

(熊谷市長)

そうです。たとえば30歳、35歳、40歳と節目健診があるわけですから、その節目健診でもやればいいわけです。あるいは、メタボの人には、こういうのを無料で受けられますから、ぜひこの機会に健康づくりにどうですかと、送ればいいわけです。

(網中)

効果はかなり高いと考えられますよね。

(熊谷市長)

忘れてしまったりするではないですか、そ

の申込期間が、年間で1カ月しかない場合とかあるでしょう。そういうのは、わからないわけです。そういう場合、締め切り時に、あなたはまだ申し込んでいないけど良かったですか、とか連絡すればいいわけです。わずらわしいと思う人は、どうぞNoという意思表示をしてください。その場合は、もう二度とこういう案内をしませんから、とこれでいいのです。

(網中)

そうですね。仮に不利益があっても、それはまさに自己責任の世界という、自分で拒否したのですから、自分で市政だよりなどをよく見てください、という感じですか。

(熊谷市長)

そうです。今までどおりにやってくださいということです。不便には別にしませんから、ただ、便利はないというだけの話です。

(佐藤)

他に、市民の方たちが行政に係るコスト意識などを持ってくれないと、という議論があります。行政効率を上げるということは、なさなくてはならないことだと思いますが、同時に市民と行政の協働という観点も必要だと思います。これに関してはいろいろなとらえ方がありますが、これからより一層進んでいくと思います。ただし、「市民」と呼ばれる人たちが果たしてどれぐらいの割合なのかということもありますし、もしかすると、日本人の精神性みたいなものまでもが問われてくるとも思っています。

日本の制度は西洋の模倣品なので、たとえば、いわゆる西洋の市民社会というのが歴史の背後にはあって、戦後ですと丸山真男に代

表されるように、いろいろな学者たちがその「市民」に期待を託すわけです。それは、アカデミックなことですので、現実から乖離するとも思います。ただ同時に、現在において失ったわけではないですが、日本においては、かつては仏教であったり儒教であったり、あるいは義理や人情といった規範めいたものがその精神性の一部を象っていたわけです。現在も、寺や神社はたくさんあります。そういった、国家という観点とは少し異なる文脈における、市民と協働していく中で何か市民に期待するとか、もう少しこうしたら良くなるとか、そういったことがあればお聞きしたいと思います。

(熊谷市長)

根本的にそうした方が得だ、と思わせることです。日本は、お上にお任せですから。逆に言えば、すごく信頼性も高いわけですが、だから、行政は今まで得だ、と言わないのです。

たとえば、ゴミの分別の話、1つとったとしても、私達は焼却ゴミを3分の1削減だと言っています。それは何でかという、3分の1削減できると、清掃工場が3つから2つになります。清掃工場を1つ運営するのに6億から8億かかってしまうわけですが、毎年そのお金が浮いて、みんなに戻せるではないかという発想なのです。が、行政はそこをきちんと言わないわけです。少しは言っているのですが、あまり前面に出さないわけです。金のお話をあまり出すのは良くない、というような公務員の考え方があるようです。そうすると、いかに水切りを徹底してもらおうとか、分別はこうしますとか、そういう何か箸の上げ下げの話を、役人が指導するわけです。そうするともう、やらされている感なの

です。分別は何かルールに従わなければいけない、と思っているわけです。

そうではなくて、これで清掃工場がなくなったら市民が得するのですよと、前面に言えばいいと思います。そういうことを言わないから、株主意識が芽生えないのです。

行政は、裏側を絶対に言わないのです。裏側を言うと面倒くさいと思っているのか、根本的に発想がないのか、わかりませんが言わないのです。どうして最初に、しつこいぐらい、清掃工場3つが2つで180億円と8億円と言わないのか。もうこればかりずっと、書け書けと何回も言っています。何回でもいいから書き続けるのだと。

途中から、もう市長は金の話ばかりで、と言われますが、当たり前だよと。金であなたが政策を決めているのでしょと。ゴミの3分の1削減なんて、地球環境のためにやっているのではないですよ。本音を言えば。

そうではなくて、明らかに、税金の効率的運用のためにやっているのでしょうか。金のためにやっているのだから、金のお話をすることに決まっているのではないか、ということです。金のことを意識してくれなくては、良心にだけ訴える話では、3分の1の市民しかやりませんよと。

ETCが何であんなに流行っているかといったら、別に道路の混雑をなくすためとか、料金所の混雑をなくすためにETCを使おうなんて、そんなことを誰も考えていないわけです。そうではなくて、ETCの方が、速くレーンが通れて安いと。ただ、それだけでやって、それが結果的に、全体の最適化になっているわけでしょう。

マイバッグキャンペーンとかも、だったらマイバッグレーンを作りなさい、と私は思うわけです。マイバッグを持ってきている人だ

け、ここのレジでは優先的に通れる、というふうにはやらなくては広がらないよ、と私は言うわけです。けれど、それではモラルが向上しません、と言われ、君たちは何を言っておるのだと、モラルでみんなが行動するのかと。

モラルで行動してくれるのは3割で、7割は損得で動くということです。だから、自分たちが市民活動をやった方が得だと、ただそれだけなのです。自分たちで掃除をした方が、行政が委託で清掃するよりもはるかに得だという、ただそれだけを明確に出せばいいと思うのです。

ただそのかわり、それはボランティアをした人に、直接、ある程度返ってこないとメリットが伝えられないので、ボランティアのポイント制度みたいなものを、我々はやろうと考えているのです。

(佐藤)

その観点から少し大都市制度に話を戻しますと、今後の情報社会を見据えれば、それを活用すると同時に、市民の市に対する株主意識を育むのだったら、自治会・町内会あるいは行政区などを領域としたコミュニティーにおけるつながりといった、物理的な意味でのつながりも当然必要です。

(熊谷市長)

結局、やはり自治会というのは、すごく重要な存在で、もう一個ですね、市民自治を増やしていくためには、やはり利害調整が重要なのです。この利害調整を、住民がやらなくなってしまったら、主体的市民ではないのですよ。行政に、結局利害調整をお願いしているような状況なので、市民自治というのは、まさに市民が利害調整を地域なりで、できるかどうかということです。それを唯一やって

いるのが、自治会なのです。

今ちょうど危惧しているのは、NPOとか増えています、結局、利害調整をあまりしない団体の方が多いということです。利害調整というのは楽しくないのですから。だから、やはり利害調整をする、そして任せるといって、行政と市民の関係を作らなくてはいけないと思います。

(網中)

まさに、その利害というのですか、そこから自治が始まりますよね。

(熊谷市長)

そう、自治とはそこだから。まさにそれです。

(網中)

利害がない話し合いは、いくらでもできて、うわべだけの議論というのは、できるのですけど、本当に利害が絡んできて、そこでどれだけ自分を切って、妥協です。どこで妥協するのか。利害が絡んだ上での妥協っていうのですかね、それが本当の自治ということにつながっていきます。

(熊谷市長)

私などは、今まで市民参加とか、協働というのには疑問をもっています。つまり利害調整を、市民にやらせていないのだから。嫌なところは全部行政が負っているわけです。何かこう、上手くいかないとか、何か100人が100人、自分の言うとおりに、結果、プランがならなかったら、全部行政が悪いということになっているわけです。これは協働でも市民参加でも、何でもありません。少なくとも自治ではない。

千葉市が進めている市民自治では、我々は、

市民参加とか協働ということばは、もう基本的に消しているわけです。極力使うなということ。市民自治ということは、市民に利害調整をしていただくということです。これ以外ないと、それ以外はアンケートと同レベルだと言っています。

(佐藤)

同時にハードルが高い、という面もあると思います。実際に政策であったり制度であったり、さらには予算、決算などの詳細についてはわからない。そこはやはり、上手くコーディネーター的な役割を行政が担うという必要もあるように思います。

(熊谷市長)

そこはでも、だからトレードオフを見せなくてはだめなのです。だからパブコメなんていうのはだめで、だってその計画に意見などを求めたって、それこそ、わからないわけです。自分のここしかわからないでしょ。

そうではなくて、行政でも悩んだ選択の結果、こちらをとったとするではないですか。それについて、その二択なり三択なりを提示するのです。どちらがいいかと。こちらはメリットはこうで、デメリットはこう。こちらのメリットはこうで、デメリットはこう。どちらがいいですか、という聞き方をしなくてはいけないのです。そこだけ意見を取ればいい。

(佐藤)

そうですね。見せ方は大切ですよ。

(熊谷市長)

そう、そうすると本人なりに利害は、本人ひとりの中だけでも、利害は調整しているわけですよ。

(佐藤)

そうすると、合意に達するまでに、ちょっと日本の場合あせりすぎて速くしなきゃ、という感覚があると思います。民主主義の合意形成はそこまで速くないと思いますから、そこをどうでしょう、待ってもらおうというか、そういう発想もあると思いますが。

(熊谷市長)

そうですね。

(網中)

だから本来自治というのは、本当にお金もかかるし、時間もかかるしというところなのでしょうけど、そういう意識はないですよ。早く決めろ、意志決定に金かけるな、これは良いのか悪いのかわからないですが、そういう文化がありますよね。

(熊谷市長)

しかも、行政も早くやりたいので、結局、かなり決まった段階で意見募集しますね。だってもうそれは、意味のない意見募集だから、関係ないわけですね。そうじゃなくて、たとえば悩んでいる段階から出すべきなのですよ。本当はね。だから我々、ちょっとはパブコメの前に、市民意見募集とかやるようにしているわけです。

たとえば高度地区の制限という、絶対高さ規制を今度入れようとしているわけですが、それもパブコメなどでやるのではなくて「何々というのをやろうと思っていて、まあ概略はこんなんですけどどうですかね」という事を、1年以上前に1回やったわけです。

そしたらすごく盛り上がって、もう団地再生などをしている人からは「とんでもない既得権の侵害だ」みたいな感じで。一方では、

団地の高さの日陰問題で悩んでいる人たちからは「絶対やってくれ」と。

両論が激しく出て、それで市議会でもすごく盛り上がって、半年ぐらいしてから「じゃあわかりました」と。高さ規制は導入するけども、団地の再生は妨げない、こんな特約を入れておきましょうというようになって、それでもまだ意見が出たので、最後もう1回その意見を入れて「導入しますから」と。

そうするとその2回の激論の末、高さ規制そのものは導入してもいいということが、わかったわけですね。ただ、団地再生とか、既得権益だけは侵害しないでくれ、というのは要は、総論だと。1年間やってわかったので「ではそこだけ侵害しないけど、残りの高さ規制はやってしまうという事でいいですね」と言えばこれはみんなNoとは言わない。

(佐藤)

つまり、政策形成過程での住民参加が、上手くいっていなかったということですか。

(熊谷市長)

行政が、とにかく何でもこの政策を考えようとしたかの、その課題認識のところを市民に出して「同じ考えですかね」と聞かないと、意見を聞かれても分かる訳ないですよ。

(佐藤)

また、無理に大都市制度に話を戻しますが、そういう議論をする時に、たとえば高度地区だったらエリアが決まっているわけですよ。その時に、千葉市がそこに出向くのか、それとも行政区を主体にやっていくのかという問題の立て方があると思います。ただ、はじめの話に戻りますと、旧5大市とは異なるという前提に立てば、千葉市本庁が遂行するのが

ベストだと思うのですが、そういった行政区との分権のあり方についてはいかがでしょうか。

(熊谷市長)

私はもう少し、区に分権はしていきたいのですよ。本当は、もっともっと区側を前面に立たせたいのですが、そのためには、やはり今の区役所制度のままで、いきなり一気ににはできないので、今我々は、毎年毎年業務を1個ずつ1個ずつこうやって渡して、それこそ23区が、一生懸命獲得しているのと同じように、我々も1個1個権限を出していつているという。

ただ、我々の基本的な考え方は小区役所制だよ。我々が区役所に権限を渡すのは、どちらかというソフト部門、まさに、住民とすり合わせて決めていくようなところの、実働部隊としての権限を、どんどんおろしていくという。

まだら模様でいいと。うちのところは、公園は自治会が管理しているけれど、ここの地区はしないで、行政に任せる。行政に任せるという選択をしたからには「いいですね。かわりに何を失ったかもわかってますね」と、そういう事をやっていけばいいと。それは区の権限でしょうね。

そういうのをやる中で、区長の公選制だけを部分的に導入する、というのは決してなくはないと思うのです。まだ千葉市は、区役所にそこまでの権限がないので、やっても意味がないと思いますけど。

(網中)

では、残り時間が5分になってきてしまったので、佐藤さんの方から何か1つあれば、市長に質問していただいております、最後に市長の方から、今後の千葉市の抱負と

どうか、街づくりの抱負について一言。

地域自治区について

(佐藤)

公選区長と同時に、住民協議会のような形でもいいのですが、区あるいはより狭域な地区に代表制を持った議会があってもいいと思っています。地域自治区という制度もありますし、この点についてお聞きしたいと思います。

(熊谷市長)

我々もそれは考えていますね。どういう単位がいいのか。我々はまず、中学校区単位ぐらいで考えてます。ただ小学校区でやりたいという人たちが出れば、それもそれでやっていこうと。あまり我々が、枠組みを決めずに、地域の実情に応じてやっていこうと。

我々の方向性は、たとえば、青少年健全育成委員会だとか、自治会だとか、いろんな地域の諸団体に補助金を出しているのを、ある程度、地域でまとめられれば、そこにまとめて、一括補助金的にやりたい。そういう団体には、5%ぐらい上増しなどにしてインセンティブを働かしながら、あとはその地域で、分け前を決めてくださいと。利害調整をやってくださいという形が、我々の目的ですね。

やっぱり、そういうふうにして、利害調整というか、街づくりの、どこに重点を入れていくのかを、住民相互の、けんけんがくがくの議論の中で、決めていく方向には持っています。

(佐藤)

それに等しい予算も組みながらと、いう事ですか。

(熊谷市長)

そう。そこには、我々は公園などの管理も任せていきたい。今は火を使ってはいけない、となっていますが、俺らが管理するから火は使わせろ、と言うのなら火は使ってよしとする。そのかわり、責任は地元だという。そういう形で、どんどんおろしていきたいという、地域の決め事の、ルール決めの権限を、地元におろしていきたいと思っていますね。

(佐藤)

わかりました。

最後に

(網中)

では最後に市長から。あまり若手若者のというのが、全面に出てこなかったかもしれませんが、その辺も、もしよろしければ踏まえて、今後の千葉市の街づくりへの市長の抱負を、お聞かせいただければ。

(熊谷市長)

とにかく、私が行政に入って感じるのは、市民でもできる事があるわけですよ。千葉市、自分の住んでいる街を良くするために、実はいっぱいできる事があるのだけれども、それを知らないし、どうやっていいかわからない。

それを、その人それぞれに、ピンポイントに伝えてあげるのが、これからの街づくりだと思うのです。要は、96万人のエネルギーを無駄にしない。余っているのを最大限投入して、スマートな街、市民のエネルギーをスマートに活用する街にする。

そのために、ICT^{*1}とかSNS^{*2}のような事というのは、すごく新たなものとして、絶対

活用できるのですよ。プチボランティアのような言葉もあるとおり、何か、自治会に所属してなんとかというのは嫌だ、と思うかもしれませんが、でも、今度の週末に、地域でどぶ掃除のイベントがありますよ、と言ったらちょっと参加する人っているわけですよ。

この前、磯辺で液状化が発生して、高齢者の方がその土砂を取れないという話があった時に、社会福祉協議会がボランティアを募集していたので、私がツイッターで募集したら、千葉市から若者を中心に100名ぐらい集まるわけですよ。それで磯辺に大きく投入したわけですよ。そういう、ゆるい関係もあってもいいわけですよ。

でもやっているのは、社会福祉協議会などの地区部会など、それなりのしっかりした組織が仕切るわけですが、そこに参加する人は、別にそこに入っていなくてもかまわないのです。とにかく、自分がやりたいと思っていることが、すぐ直結できるようにする。それはやっぱり、メールアドレスを取っていないとだめなのですよ。

ツイッターと、ツイッターをやっていない人からはとにかくメールアドレスを取って、ピンポイントに情報が、3日前とかに来ないとだめなのです。1ヶ月前に言ってもだめだから、3日前などにタイミングよく入る、そういう行政と住民の関係性が、1番いいのではないかと思います。住民からアクションを起こさせてはいけない、そんなに、みんな暇ではないから。

そうではなくて、ピンポイントに情報をこちらから届ける、それが一番大事でしょうね。

(網中)

きめ細かい、昔だったらお金がかかりますけど、逆に今はお金がかからないですからね。

(熊谷市長)

そう、昔と違って管理できちゃうのだから。それぞれごとに、情報を届ける手段は充実してきているわけですよ。使わない手はないねという。

みんな、高齢者はインターネットを使えないと決め込んでいるのですよ、失礼な話です。これから引退する、65歳でリタイヤする人は、基本みんな使いちゃうのだから。できちゃうのだから。べつに、そんな高度なことをやらせませんからね。メールでポンと来るだけの話ですからね。できちゃうよ、すごい事らせるわけでも何でもないのだから。行政は高齢者を、ばかにし過ぎなのですよ。

ATMなんか、みんな使っているじゃないですか、高齢者だって。



(網中)

では、お忙しい中、今日は本当にどうもありがとうございました。

(佐藤)

ありがとうございました。

(熊谷市長)

ありがとうございました。

やっぱりフェイスブックは何がすごいかって、そういうところですよ。ソーシャルネット

ワークが、別にすべてを解決するとは限らないけど、今まで行政が一番親和性は高かったのに、やれていなかった。とにかく96万人のエネルギーを、むだにしない街にしましょう。

※1 ICT (Information and Communication Technology)
IT (情報技術) に加えて「コミュニケーション」が付加された表現。ネットワーク通信による情報などの共有を表す。

※2 SNS (Social Networking Service)
参加するユーザーが互いに幅広いコミュニケーションを取り合うことを目的としたコミュニティ型のWebサイト (例 Facebook, Twitterなど)。

プロフィール

熊谷 俊人

千葉市長

1978年生まれ

2001年 早稲田大学政治経済学部経済学科卒業

アジア経済史 (中国経済) を専攻

NTTコミュニケーションズ株式会社入社

2007年 千葉市議会議員選挙 (稲毛区) で初当選

2009年 千葉市長選挙で初当選

31歳で市長に就任 (当時全国最年少)、現在一期目

佐藤 草平

東京自治研究センター
研究員

1984年生まれ

2007年 中央大学法学部政治学科卒業 (指定校推薦入学)

2010年 中央大学大学院公共政策研究科修了 (特別選考入学)

2009年より公益社団法人東京自治研究センター研究員

<著書>

「都区制度における一体性と財政調整制度」(『自治総研』388号、2011年)

『『地域民主主義』という思想と『都政』—松下圭一と1960年(上)・同(下)

(『とうきょうの自治』80・81号、2011年)

「東京都内自治体の財政分析」(『るびゅ・さあんとり』11号、2011年) など

網中 肇

千葉県議会議員

1972年生まれ

1997年 慶應義塾大学法学部政治学科卒業

千葉市役所勤務

2006年 政策研究大学院大学政策研究科修了

2009年 一般社団法人千葉県地方自治研究センター研究員

2011年 千葉県議会議員選挙 (千葉市中央区) で当選。

現在、一般社団法人千葉県地方自治研究センター理事

<著書>

共著 「福祉のお金」ぎょうせい

調査論文「地方公務員月報」(総務省) 第一法規

「人事試験研究」日本人事試験研究センター

自治体当初予算検討の視点



一般社団法人千葉県地方自治研究センター
理事長 井下田 猛

1. 複雑でわかりにくい財政と予算

(1) 財政・予算の特徴と性格

予算は財政収支の見積もりであり、事務事業の実施計画である。財政そして予算は今後1年間における政府や都道府県・市町村など自治体がどのような国・まちづくりを目指すのかを明示するものである。そして財政・予算は歳入・歳出それに債務負担行為などの執行予定の計画であり、政府・自治体活動の基盤である。さらに予算をベースに政府・自治体活動は、国民経済それに県・市民生活に陰に陽に多面多角的にわたって影響力を与えている。税・財政は国・自治体がどのような考え方で国・まちづくりのプランを国民・市民に示し彼ら国民・市民が納得し、そのための税・資金をどのように集めるのか“出づるを量^はかって入るを制する”ものが財政本来のあり方であり、家計の“入るを量って出づるを制する”ものとは決定的に異なる。予算の財源は国民・県市町村民から強制的に徴収された租税であるから、法律の根拠が必要な租税法主義の原則（憲法第30条、84条）がとられている。このため、執行機関のがわに恣意的に使用されないように歯止めがかけられて議会による財政統制がなされて、議会の議決と承認が求められている。

国と自治体の経済が、公経済または財政である。他方、家計や企業会計それに国と自治体の経済活動の総体が国民経済である。収支予算計画の見積もりである予算はわが国の場合毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に至る1会計年度のいっさいの歳入と歳出を含んでいる。地方自治体とかかわる会計年度については地方自治法第208条の1～2項に会計年度および各会計年度における歳出はその年度の歳入をもって充てなければならないとする独立の原則が示されている。さらにその細部については、地方自治法施行令第142、143

条に明記されている。一方、決算は予算実行の結果であり議会の認定に付されてはいるが、議会の決算認定に法的効力がないから議会の決算審議は低調で、とかく議会や住民の財政監視から程遠いものとなっている。

とりわけ財政を見れば国や自治体の活動全体の大きさ、文教や福祉事業、農工業などといった事業・産業活動の全容もまた明らかになる。財政は国家および地方自治体の針路が国民の税金を原資とする経済に対する政治的介入として示され、政治それ自体の内実を具現化しているから財政や予算は“政治・行政の顔と性格”を端的に凝縮している。そして政治や行政の鏡ともなっていて、政府や自治体の実態や政策のすべてが熟知できる。財政・予算は行政サービスの公約であり、当該自治体の独立性と自立性を保障するものである。

ときに教育や福祉が重視されているなどと巧みに喧伝されているが、財政・予算の実態がつまびらかにされるならば、その内実と全容が明らかなものとなる。現実には、すべての政治や行政行為は金銭という具体的数字に置き換えられて執行されているのが財政・予算の特徴である。そして財政・予算は金額が大きいだけでなく予算書もまた部厚く膨大であり、その仕組みがきわめて複雑に構成されているから随分とわかりにくいものとなっている。そして、国民・市民の多くが種々さまざまな要求や課題をもって政府や自治体に迫るとき、決まり文句の返答が「財政が赤字だ」「予算がない」などといった官僚の常套語句が繰り返されるのが通例である。財政そして予算は国民・市民にとって依然として“不信感の代名詞”ともなっていて、遙か遠くに置かれているのが実態である。

(2) 主体が多く多岐にわたる予算の種類

予算には一般会計予算、特別会計予算、公営企業会計予算、普通会計予算、当初予算、追加予算、補正予算、暫定予算、骨格予算、肉づけ予算、それに最終予算などの種類と呼称がある。

地方自治法第9章財務の部分に会計の区分が示され（同法第209条）、さらに地方自治法施行令第142条に会計年度所属区分が示されている。自治体財政の場合、予算の会計区分は制度上、一般会計予算と特別会計予算からなる。このうち一般会計予算は特別会計予算に属さない自治体すべての基本的な経費の歳入・歳出が計上されて網羅したもので、自治体の諸会計のうちで最も財政規模が大きく、これが自治体の予算と呼ばれている。そしてすべての自治体政策の組合せを集約しているから、通例は一般会計部門を対象に予算分析の検討がなされる。他方、特別会計予算は特定の収入で特定の事業を行っていて、その収支を明らかにする会計であり、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険などがある。さらにこれには公営企業会計、準公営企業会計、収益事業会計などが含まれる。公営企業会計には水道や交通などの独立採算制を原則とするもの、病院・下水道のように一般会計からの援助を必要とする準公営企業会計がある。この他競馬・競輪・競艇や宝くじなどの利益を上げることが目的とする収益事業会計がある。そして、一般会計を中心に公営事業会計を除くすべての特別会計を合算したものが普通会計であり、これは主に税金によって執行される事業で自治体の普通のしごとの範囲を示していて、各自治体の財政比較検討に便利である。

次いで当初予算は、4月1日から始まるその年度全体を見通した基本的予算で年間計画的性格をもち通常予算、本予算とも呼ばれて

いる。しかし、当初予算には国家財政からの制約・依存が大きく、年度当初の予算編成時には国庫支出金、地方交付税、起債額などが不明確であり、その年度を通じた見積もりがなされにくい。このため年度途中で何度かの追加、変更がなされて追加予算、補正予算が組まれて年間予算がようやく編成されるのが常態化している。従って国庫からの依存財源が明らかになるにつれて補正予算で編成することが慣行化し、当初予算で見込めるものまでその先きの補正予算で措置されて、当初予算の年間計画的性格はときに形骸化している。一方、暫定予算は当初予算が議会審議の延長などで年度開始前に成立しないとき、会計年度の一定期間を限定して編成される。なお暫定予算は当該年度の予算が成立すれば、その効力を失う。

他方、骨格予算は当初予算を年間予算として編成することなく法令に基づく義務的経費などの年間の基本的な運営費などは計上されるが、新規施策などの予算計上は見送られる。これは国の予算編成の遅れや首長や議員が改選を目前に控えている場合、改選後の彼らに新規施策を実施する余地を保障することから編成される。そして、骨格予算はその後の補正予算で新規施策などが追加されて年間の基本的な予算となるから、これが肉づけ予算である。さらに最終予算は、補正予算を何度か積み重ねた末の当該年度の確定予算である。

地方財政、そして予算とかかわる普通地方自治体の都道府県や市町村、それに特別地方自治体の特別区や一部ないし複合事務組合などの主体がきわめて多い。そしてそのそれぞれが一般会計にくわえて、水道・交通や工業用地開発などの地方公営企業会計の特別会計をもち、これらの総体が地方財政を構成しているから、地方財政は国家財政を遥かに上

回って複雑で難解なものとなっているのが特徴的である。いずれにせよ、予算編成の主体が多く自治体予算は多くの種類からなり、そ

れらが複雑に入り組んでもいて自治体財政と予算は依然としてわかりにくいものとなっている。

2. 予算編成と当初予算をめぐる問題状況

(1) 予算の「調整」と予算編成・審議の問題状況

議会の議決に付する予算の議案が、予算書である。通例、予算の編成は明治以降官庁会計方式に基因する「調整」（地方自治法第211条第1項）という用語を用いている。予算の内容と関連して地方自治法第215条に規定があり、7つの項目から構成される予算がある。それが①歳入歳出予算一款・項の議決科目、②継続費一単年度予算の限界を補うためのもので何年もかかる事業費の年割額、③繰越明許費一歳出予算に計上したが翌年度に繰越して使用するもの、④債務負担行為一歳出予算に計上していないが将来の義務を負い予算を縛ることになる、⑤地方債一年度を越える借金、⑥一時借入金一年度を越えない資金繰りのための借金、⑦歳出予算の各項の経費の金額の流用一歳出予算に弾力性をもたせる余地を予め作るため同一款の中の項の間での流用、の7項目がある。

次いで、予算を議会に提出するに当たって政令で定める予算に関する法定説明書が示されねばならない（地方自治法第211条第2項、地方自治法施行令第144条）。それが①歳入歳出予算の事項別明細書、②給与明細書、③継続費に関する調書、④債務負担行為に関する調書、⑤地方債に関する調書、⑥その他必要書類、の6種類がある。これらのうち①～⑤は様式が決まっています全国画一的で共通である。そしてここに示されている法定の不可欠の説明資料の様式は、前年度当初予算の比較と財源の内訳を各目^{もく}にわたって詳細かつ明確にするように求めている。なお⑥は①～⑤の法定説明書とは異なって自治体それぞれが具

体的な事業内容を説明する資料については独自性を発揮できて、自由かつ個性に富む工夫の余地が保証されている。

予算編成は、明治期に始まった予算「調整」以降いまにいたるも予算策定以前から行政主導のうちに予算編成がなされている。本来、予算編成権は自治体の首長サイドにあるものの、国の予算編成方針などによって自治体の歳入・歳出両面にわたって財政統制の制約を受けている。従って自治体予算の大宗をなす事務事業の多くが国の法令や予算動向で枠づけられる。さらに前年対比の予算規模の導入・拘束がベースにすえられて、タテ割のシステムを自家薬籠中のものとしていて首長部局素通りの財務担当部局の自治体官僚主導が支配的である。くわえて予算に登場する財政用語は官庁用語で市民・住民になじみにくい専門知識と技術的用語の羅列のレベルとなっていてきわめてわかりにくい。

次いで当初予算の場合、その基本は補正予算を前提としない当初予算を編成することが望ましいが、年間を見通した見積もりが難事ではあるものの年間予算の常として当初予算の規模は大きい。このため予算審議は当初予算については少しく長期的検討期間が要されるがこれに先立つ予算編成方針が“当該自治体の顔と姿”を凝縮するものであるから、なによりも明確かつ具体的な方針の提示が求められている。しかし審議と関連して議員の多くは政策経費が集約されている新規事業に高い関心をもち、擬似与党派議員による拙速審議が際立っている。なかでもときに姑息な“割

込み”を首長が許容し、首長に擦り寄る彼らと党派議員に対する露骨なほどの便宜供与が議会審議以前の場でなされがちともなっているから、議会はともすれば追認機関へと墮し

がちである。本来的には機関対立主義の原則から予算審議を通じて行政施策に議会レベルでバラエティ豊かで多岐にわたる歯止めをかけることが、一層しきりに問われている。

(2) 2012年度千葉県内一般会計当初予算概要の数例と当初予算と歳入・歳出予算検討の視点

ここで本論を閉じるに当たって、2012年度千葉県内一般会計当初予算概要の数例を摘記しておこう。今日2012年4月現在、千葉県内に36市17町1村の計54自治体がある。この県の場合、東日本大震災の影響は津波にくわえて浦安市から千葉市、それに京葉臨海工業地帯の東京湾岸部、香取市から神崎町・我孫子市にかけて利根川沿岸部におよぶ広域的な液状化を招いた。他方では福島原発事故による放射能汚染の線量不安は主として東葛のホットスポット地域を生じた。

はじめに千葉県の場合、景気低迷で税収減のなか貯金に相当する基金を取り崩すなどして震災・社会保障への対応で歳出は膨張し、実質的な予算規模は過去最大である。歳入のうち、借金の県債は国が返済を肩代わりする臨時財政対策債（臨財債）はやや減額となっている。歳出では液状化や津波対策の前倒しがなされ、借金返済に当てる県債はそれでも臨財債の増加から臨財債が県債残高を押し上げ、震災復興と財政再建は一層厳しさを増している。しかし2012年度の県当初予算はこの明春に予定されている知事再選をもくろむ予算の側面をもつ。

次いで、千葉市はようやく禁じ手の市債管理基金からの借り入れを回避して歳出削減が取り組まれている反面、地方交付税の増額で過去最高の予算規模を招いている。しかし指定都市の千葉市は大型公共施設を整備し、そのための財源として発行した市債償還が増大して、いまなお将来に支払う負債の将来負担比率が285.3%（2010年度決算）と財政が厳

しい。そしてこの2012年度では国保の見直しから保険料の6%値上げを招きながらも、震災対応策が講じられている。浦安市は国の震災復興特別交付金を見込んで震災からの復旧復興事業を優先しながらも、この年度から3年間、介護保険料の基準額の引き上げをもくろんでいる。柏市では一般会計はマイナス予算となっているが、公園などの除染費用と放射能汚染対策に力点をおく。松戸市もまた、市税の固定資産税減に対して地方交付税増を見込み、放射能対策費を計上するなどして、過去最大規模の予算となっている。我孫子市は貯金に相当する財政調整基金を取り崩して、液状化対応の被災家屋の解体費用も市負担のもとに復旧・復興に当たり、さらに放射能対策を計上している。

流山市は除染費など放射能対策費が計上されて、過去最高の予算を招く。習志野市は液状化による固定資産税減と都市計画税の減収を前に財政調整基金からの繰り入れと市債の臨財債増などで、震災関連経費を計上している。そして白井市は新年度予算に計画していた事業に就いては交付税措置などが有利な国の2011年度第3次補正を利用し2011年度補正予算に前倒しして、放射能対策費が取り組まれている。利根川沿岸の香取市は復旧対応の地方交付税と国庫支出金増から過去最大の予算となり、液状化被害に伴う道路橋梁、河川災害復旧などに充当している。

次いで船橋市もまた震災対応経費から4年連続して積極型の過去最大の予算を組んでいるものの、財源調整基金の取り崩しなどがな

されている。そして野田市では固定資産税の見直しから市税減を招くも地方交付税と市債増から、除染費など放射能対策費を招いている。ここでは事例の最後となったが県内で最大の津波で被災した旭市の場合は、人口減少の歯止め策として被災者が住宅の建て替えに際して固定資産税と都市計画税の減免を導入し、避難タワーの新設などが取り組まれている。

ここに列記した千葉県内自治体の数例の多くは当初予算増を招いているが、大震災と遭遇したいわば緊急避難的な当初予算のケースといえるだろう。今回、被災自治体に配分される復興交付金の初回配分額が2012年3月初めに、浦安、香取と津波で死亡者を招いた山武の3市で決まった。液状化対策は重点配分された事業に含まれているものの配分が限定され、それに申請額とは大幅な開きを招いてもいるなどの問題を残している。

本論の終末に当たり、改めてこれ以降当初予算と歳入・歳出予算検討の視点を略述することにした。

本来、予算は市民・住民負担の計算書である。しかし、いまタテ割の予算策定やその執行では市民・住民を納得させない時代となっている。

財政は主として、財源の集約・配分とかかわって収入論と財源論にウェイトがおかれていて、反面、財務は政策選択をめぐる財源論議から主として支出論と政策論に論議が傾斜している。そして当初予算にあっては財政構造からも自治体の国依存は体質化していて、国サイドへの依存から年間を通した見積もりが困難で財政統制の枠内操作下に呻吟している。さらに他方では、首長と首長与党派議員による当初予算への隠微かつ姑息なほどの介入がときによっては顕著である。

当初予算を検討する場合、議員や市民・住民の多くは歳入総額に対しては関心をもつものの、歳入の個々についての問題意識は乏し

い。タテ割に安住することを拒否して、歳入予算それぞれの見込額の根拠や歳入予算を正確に見積もることが改めて求められている。くわえて、当初予算段階で不当にカサ上げして膨らませるなどして、つじつま合わせがあってはなるまい。とりわけ市民・住民の負託に応えるものが予算であり、歳入予算がどのような政治・行政方策で組まれたかを明らかにさせることが問われている。

他方歳出予算の場合、当初予算をめぐる関心は歳出の新規事業に集中している。首長、それに与党派議員の多くは、当面する目先きの短絡的行政効果をしきりに求めているからである。歳出予算の検討課題としてどのような理念と経緯でなぜその政策決定の導入がなされたのか、市民・住民への明快かつ具体的な情報公開と説明責任が必須の課題である。さらに歳出にあっては市民・住民負担増となる行政サービスの切り下げ・低位平準化ありきではなく、長期的視点に立脚した予算配分が心して検討されねばなるまい。

とりわけ歳出検討の現状は、行政目的に応じて区分する目的別分類と経費の経済的機能によって区分する性質別分類の2分類が依然として支配的である。この分類は全国的に相互比較ができて行政の施策上は好都合であり、国サイドによる自治体歳出に対する画一的統制に寄与している。他方、市民・住民個々の日常生活を構造的・体系的にとらえて人びとの生活実態に即応して、歳出経費の相互関連をつまびらかにすることが求められている。このため、予算編成にあってはその中身が克明・仔細に判明されるように事業別編成とすることが望まれる。つまり、タテ割の2分類ではなく財政・予算の全体像とその中身をより具体的に明らかにするには、事業別に編成された当初予算を策定するなどして国レベルのお仕着せの分類にとどまるのではなく、ときに区分の組み換えが必要となっている。

当初予算の多くはとかく行政効果を考慮するあまり、地域社会や当該自治体の必要性よりも国からの多岐にわたる補助制度があるかどうかなどが出発点に設定されて短期的・短絡的效果を求める施策が多い。ここでは予算案の収支の帳尻合わせに追われがちとなり、広い視野と長期的展望に立脚した財政再建策や福祉・医療や教育施策などを底上げする施策づくりが欠落しがちである。くわえて、議決科目の款・項にとどまらずに執行科目の目・節の細部にわたって一層の精査・検討がはかられたいものである。

さらに、全国の自治体の多くでは財政・予算が硬直化して財政難を招きがちとなっていて当初予算にあってもその裁量度の低い現在、実態はともすれば支出の限度統制と萎縮財政がとられがちである。げんに、その場しのぎの臨時財政対策債依存が相変らず増大し、地方債や財政構造の弾力性を示す経常収支比率や借金返済の重さを意味する実質公債費比率

が憂慮すべきレベルに推移している。それでも、国サイドに符節するかのよようにときにハコモノ行政と公共投資拡充型予算が闊歩しているのが、ここ近年の当初予算策定の概況である。

いま市民・住民レベルから財政指標の問題状況などを剔抉して、自治体財政診断を急ぎたい。さらに予算編成の意思決定とかかわる段階から、議員たちとの納得のうちに“適切な協働”のもとに市民・住民参加による当初予算づくりの制度化がしきりに望まれる。

当初予算にあって、いまなお長期的な財政見直しの取り組みと、財政・予算執行の理念とその明確化の提起がともすれば弱点である。当初予算が複合的に策定されている現在、とりわけ年度当初の当初予算検討のポイントは極力“あれも、これも”ではなく、“あれか、これか”の選択と重点化が課題克服の時宜的特徴となっている。

主要参考文献

山本正雄監修『自治体財政用語の基礎知識』、木村経済研究所刊、1983年9月

石原信雄他監修横田光雄他編集『五訂 地方財政小辞典』、ぎょうせい刊、平成16年1月五訂第3刷

菅原敏夫他論文「特集・自治体予算づくり改革」（『月刊自治研』2005年5月号所収）

鳴海正泰著『現代日本の地方自治と地方財政』、公人社刊、1996年5月第3版

2012年度千葉県内自治体当初予算の動向については、主として『毎日新聞・千葉版』に依拠した。拙著『現代地方自治学』、三一新書刊、1982年4月

(2012年3月15日記)

連載

房総の自治鉅脈

—第8回—

川鉄の誘致と東電千葉火力発電所の登場



一般社団法人千葉県地方自治研究センター

理事長 井下田 猛

川崎製鉄の誘致と 企業誘致条例の制定

前述した県知事選挙と相前後する1950（昭和25）年11月、千葉県は東京通産局の積極的な指導と地元選出国會議員の斡旋のもとに旧日立航空機株式会社の進出用地として埋立てられた敷地60万坪におよぶ千葉市寒川海岸地先の土地に、川崎製鉄株式会社千葉製鉄所（社長・西山弥太郎、現JFEスチール東日本製鉄所千葉地区、以下川鉄と略記）を誘致した。この土地と埋立権の大部分は千葉市が所有していた。なお、川鉄はこの1950年8月に企業再建整備計画から川崎重工業の製鉄部門が分離独立して設立された企業である。そして、この11月の川鉄誘致をめぐる最終交渉は既に川口知事は辞任し、石橋・柴田両副知事は知事選告示日で副知事を辞任していたから、県から知事職務代理の佐藤秀雄総務部長、それに宮内三朗千葉市長、古荘四郎彦千葉銀行頭取、片岡伊三郎代議士（地元選出）、立会人は山地八郎東京通産局長らが出席して川鉄の要望を了承した。この最終交渉に次いで間髪を入れることなく千葉市議会と千葉県議会の両全員協議会がそれぞれ満場一致で可決して、川鉄の立地進出が決定した。

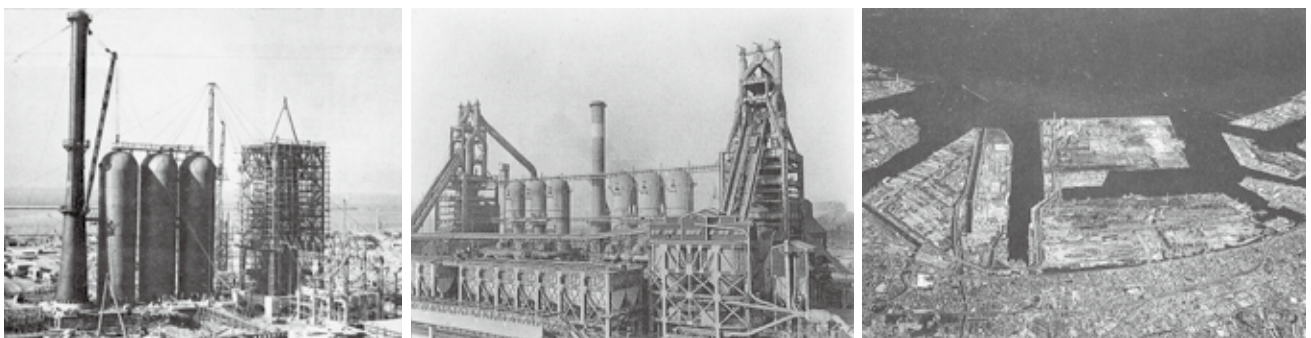
当時千葉県は戦災復興、公共施設の整備等のために、財政規模は膨らんでいた。くわえて、この年のシャウプ勧告から地方自治の自主性・自律性の強化と予算の超均衡財政が一層要請されて、財源調整機能をもたせた今日の地方交付税の前身である地方財政平衡交付

金制度が創設された。しかし、自主財源強化策は地方負担増強につらなり、このため県税収入はかえって半減することとなり県財政は窮地に立たされた。県民所得は全国平均以下であり、潜在失業人口の増加などの打開策として、川鉄の誘致が企画された。

しかし、千葉県が川鉄誘致に先立って取り組まれた大日本紡績と日清紡績・倉敷紡績など関西の“糸へん”誘致との交渉は、立地条件の水利問題などによる辞退等から工場誘致に失敗した。結果として千葉県は、川鉄誘致の競合地域の山口県防府市が千葉市より遙かに鉄鋼操業に好適な立地条件におかれていることを知った。従ってそれとの対抗上、千葉県は銑鋼一貫製鉄所を目指していた川鉄から求められた①工場敷地の無償提供、②1万トン級船舶を収容できる港湾・水路の築造、③電力の確保、④水利開発・工業用水の導入、⑤工場完成後5カ年間事業税と固定資産税の免除—などを承認する。

これ以降、千葉県は本格的に所得増大、産業振興を図る。それが、1952（昭和27）年3月発表になる「千葉県産業経済振興計画」である。なお、この計画と関連して川鉄関連の千葉港の地元負担によるインフラ整備・構築があまりにも多く、それが後に千葉県と千葉市が財政再建団体に転落した要因となる。

さらにこの「振興計画」の具体策として翌4月、「千葉県の産業の構造を根本的に変えまして、高度の新しい近代企業を入れることによって千葉県の財政を助けると共に、県民



の生活を豊かにしよう」(県議会事務局『昭和27年5月召集千葉県定例県議会議事録』12頁)との意図から、企業誘致条例制定が勧告された。この結果、5月末に「第1条 この条例は、本県経済に緊要と認められる工場または事業場(以下「工場」という)を新設し、または拡充を行う者に対し、便益を供与する外、この条例に規定する奨励措置を講じ、もって産業の振興に寄与し、県勢の進展を図ることを目的とする」ことを掲げた千葉県企業誘致条例が県議会を通過した。千葉市でもまた、県より暫らく遅れた9月に企業誘致条例を制定した。千葉県・千葉市ともにこの前年の川鉄千葉工場の建設開始の日、つまり1951年2月1日にさかのぼって同条例を適用した。そしてこの企業誘致条例は誘致工場の川鉄が完成し、さらに完成後も5年間は免税とされた。川鉄の工場完成は、1956(昭和31)年5月末日で完了した。従って企業誘致条例により5年間延長されて、合計10年間にわたって免税された。このため免税額は、1962年度までで県税・市税合算して30億2528万円の巨額に上る。

千葉地区労による企業誘致条例撤廃の取り組みなど

この間、1950(昭和25)年6月に千葉市政刷新青年同志会により市政刷新の動きが推進されて、市議会役職のタライ回し排撃、腐敗市政刷新を目指した市議会解散の要求が展開された。次いで1954(昭和29)年6月に発足した千葉地区労働組合連合協議会(略称、千葉地区労)は集团的・組織的運動を繰り広げて、従来の生産点である職場の取り組みにくわえて居住の場である地域における種々の日常的諸問題の解決に力点をおいた。それが「地域労働者の意志を地方自治に反映させよう」とのスローガンとなり、市民税還元獲得の運

動は「市民税を安くしよう」との目標を掲げて、地区労推薦議員を中心に議会活動を繰り広げた。結果として、折から地方財政再建促進特別措置法(略称、地財法)の適用を受けて厳しい財政状況下におかれていたのにもかかわらず、1957(昭和32)年度から千葉市予算に社会労働費として30万円を計上させることに成功した。

そして、これより早い1955(昭和30)年6月に千葉地区労は市政刷新懇談会を設立した。この懇談会は川鉄に対する免税措置をはじめ幾多の不明朗な市政に痛烈な批判をくわえて、具体的な要求事項に基づいて市長と市議会交渉を強力にすすめた。その取り組みのなかから①地区労内に川鉄税取り立て委員会を設置、②各種団体と手を組んで大きな組織を作り上げていく、③川鉄労組員の利益はどこまでも守るように、また反発のないようにしていく、④川鉄として公共施設を建設するよう働きかける—ことなどが決定された。次いで地区労を中心に「川鉄から税金をとろう、われわれの税金を安くしよう」とのスローガンを中心とする運動が鋭意、拡大していく。このため、川鉄労組が千葉地区労から脱退する動きが生じた。そこで労働者としての考え方に立脚して地区労・川鉄労組間の話し合いが継続されて、川鉄労組の了承が得られた。

しかし企業誘致条例撤廃の取り組みは、なかなか決着しなかった。反面、安保闘争の終わった1960(昭和35)年12月に宮内千葉市長は、明61年5月末で終了する千葉市企業誘致条例の川鉄免税措置を千葉県とともに1年間延長する意向を千葉市議会で表明した。そこで安保闘争後も一貫して市民の生活と平和を守る取り組みの母体として活動してきた「生活と平和を守る千葉地区共闘会議」が、地区労を中心に反対運動を推進した。次いで翌61年早々に、川鉄免税延長反対に市民が決起す

る呼びかけビラ2万枚などが作成された。これに対して宮内市長は市広報紙5万枚を印刷して「近代都市への転換」という弁解を市民間に流した。他方、運動がわは翌2月に「市民の正しい声を市政に反映させ、さらに正しい市政の確立に私達市民が政治意識に目覚め、地方自治に直接参加する機会をもとう」との呼びかけのもとに、企業誘致条例撤廃を目指す直接請求署名運動が展開された。これは約3,000名におよぶ請願書として市議会に提出されたが、3月末の定例予算市議会の最終日に川鉄免税1年延長を盛り込んだ予算は通過し、請願書は不採択（否決）となった。それでも今回の取り組みが契機となって市川市議会が誘致条例を廃止し、五井町議会が町当局の提出した条例案を否決した。

働くもの達、そして市民のがわへと“現実”を変えさせる市民運動は、ここで終わることはなかった。再度、千葉地区労による企業誘致条例撤廃の運動は市民・住民自治の権利の発露として条例改廃請求運動が同じ61年年末から始まる。具体的にこの運動を推進した各学区共闘は期間中最低2度の学区内収集人会議をもち、同じく職場でも収集人会議などが繰り返された。寒風のもと、折からの年末繁忙のさなかにあって署名収集は12月なかばに、1ヵ月の署名収集期限内に300人の収集人の努力から地方自治法の規定による有権者総数の50分の1に相当する法定数2,730名の3倍におよぶ8,620名の署名を確保した。次いでこれが市選管に提出され審査の末に翌62（昭和37）年1月に代表者に返還されて、有効となった。そこで、ただちに署名簿が千葉市長宛に提出となった。

従ってこれに基づいて2月初めに、臨時市議会の招集となった。議場の傍聴席には、市民と地区労の運動関係者が溢れて注目していた。しかし数時間にわたる討論のすえに、企

業誘致条例撤廃の要求は一方的に否決された。市民・住民本位の地域自治は一朝にして成るものではなかった。

東電千葉火力発電所の登場と専決処分などの横行

他方、東電は1952（昭和27）年に千葉火力発電所建設の敷地造成を千葉県に求めてきた。そこで、川鉄の電力をまかなうために翌年6月、柴田知事を会長として東京電力千葉火力発電所の誘致運動が本格化する。しかし、電力敷地造成の新規埋め立ては漁業権の抹消をもたらす。このため、漁民2,500人が9月に「内湾埋め立て反対」をスローガンに、県庁公園で漁業権確保県民大会が開かれた。会場で決議文を受け取る際に柴田知事が負傷し、警官隊が出動する一幕もあった。その後、55年7月地元の蘇我漁民が埋め立て阻止の訴訟を起こす。申請人がわ代理人は口頭弁論で「地方公共団体である県が一民間会社の営利事業のために便宜を図る必要はない。東電千葉火力発電所の埋め立て工事は直ちに中止すべきである」と主張した。これに対して県がわは「埋め立て工事によって生ずる漁民がわの損失よりも、工事禁止による損害の方が大きく、県の公共事業を中止する仮処分申請は権利の乱用である」などと反論した。

結局、訴訟は57（昭和32）年5月に和解を招く。従来、千葉県内には房総丘陵の老川・平山両水力発電所があるに過ぎず、県内の消費電力は県外からのそれにほぼ依存していた。従って東電千葉火力発電所の建設・操業は、これによって千葉県が電力受給県から電力供給県へと変貌を遂げる端緒となった。次いでさらに東京湾岸部に五井・姉崎などの火力発電所が建設・立地される。とりわけ、東電千葉火力発電所の立地・稼働は直接には川鉄の電力需要に應えつつ、次いで東京などの電力消



現在の東電千葉火力発電所

費をまかなうものであった。さらにこれはその後の千葉県の東京湾岸部に造成・稼働された京葉臨海工業地帯（コンビナート）の先駆^{さきがけ}をなすものとなった。

他方、前述の漁民との和解成立直前の57年2月の定例県議会で専決処分に抗議する第49～55号議案が提起されている。さらに和解が成立した直後の57年6月定例県議会で、「専決処分の承認を求めることについて」の第23～30各号の8議案が審議されている。その事例を示せば、野口菊治議員（自民党、東金市選挙区）は「第28号議案の東電千葉火力発電所敷地造成の埋め立て工事をめぐる訴訟事例において、和解を専決処分にするほど急がねばならなかったのか、その理由を示せ」と、質^{ただ}している。これに対して柴田知事は、「東電との訴訟の和解については応訴の場合も県議会の承認を得ているので、和解の場合も承認は必要であるが式典の日までもめているのは京葉工業地帯として好ましいことではないので、東電の発電所開所式の日までに片付けたいと考えて専決処分にした」と、答弁している。野口県議に次いで、吉原鉄治議員（自民党、千葉市選出）が、関連質問をしている。さらに八代重信議員（自民党、香取郡選出）の場合は「京葉工業地帯に関する議案が、4～5件も専決処分となっている。県民の代

表機関である県議会が京葉工業地帯に関して「つんぼ^{ツンボ}敷敷」（原文のママ―筆者注）に置かれており、知事・副知事（友納武人副知事―筆者注）のみが独走しておって執行部だけが独走しておって京浜・阪神・中京・北九州の4大工業地帯と並ぶ工業地帯となることが予測されるのであります」などと、県当局の開発行政をめぐる姿勢を問いかけている。

なお、野口、吉原、八代各県議は従来、県に対して批判的であった野党の自由党などに所属していた。この質問の時点では自民党県議へと変身している。つまりこの間、中央政治レベルでは1955（昭和30）年10月に両派社会党が再統一し、翌11月に自由・民主両党の保守合同がなり自由民主党（自民党）が結成される。いわゆる、55年体制の登場である。これを受けて翌56年1月に自由党県支部と日本民主党県支部とが合同して自由民主党千葉県支部となり一本化する。県議会では県議62名中43名が自民党県議となり、県議会会派新政クラブにも合流を呼びかけた結果6名が入党し、自民党は一挙に49議席を占めることになる。

他方、従来まで改進黨、社会党、それに無所属議員の多くからなる千葉クラブの3党会派が柴田県政を支えていた。しかし自民党県支部の発足から同県支部は柴田知事に接近し、知事もまたその姿勢を変えて自民党千葉県支部発足と同時に自民党党友となる。次いで、58（昭和33）年8月に、柴田知事は自民党に入党した。

追記

川鉄の千葉市への進出経緯については、2012年4月現在長期連載中の黒木亮の小説「鉄のあけぼの」のうち、連載第24～28回など（『エコノミスト』毎日新聞社刊）に詳しい。

大震災・福島第一原発事故から 1年の被災地を歩く



ジャーナリスト
塚本 弘毅

政府と東電に不信感強く

昨年3月11日の東日本大震災から1年が過ぎた。この4月下旬、津波や東京電力福島第一原発事故の大きな被災を受けた福島県南相馬市を中心に、相馬市や飯舘村などを歩いてみた。津波に襲われた沿岸部は、がれきの一部は撤去されたりしていた。しかし、土台しか残っていない家屋跡や、ずたずたにされた海岸線などはそのまま、昨年9月に訪れた時とほとんど変わっていなかった。

不通だったJR常磐線の原ノ町（南相馬市）—相馬（相馬市）駅間は昨年12月に運転を再開したものの、北側の相馬—亘理（宮城県亘理町）駅間と南側の原ノ町—広野（福島県広野町）駅間は運転再開の目安はついていない。総じて本格的な復旧の姿はいまだに見えない。特に未曾有の原発事故の被災を受け、福島県の多くの住民は仮設住宅や県外への避難生活を強いられている。こうした状況から「原発事故は人災」だとし、加害者としての責任が感じられない東電と「原子力ムラ」の一員の政府に対しては強い不信感と深い憤りが住民の心底に感じられた。

警戒区域の再編

東電福島第一原発から20^{キロ}圏の南相馬市に設定されていた警戒区域が4月16日に解除された。大半の区域が早期帰宅を目指す避難指示解除準備区域（年間被ばく線量20^{ミリシーベルト}以下）と、帰還まで数年程度の居住制限区域（同20^{ミリシーベルト}超50^{ミリ}

シーベルト以下）に再編されたのだ。

許可なく立ち入りができるが、宿泊は禁止という避難指示解除準備区域になった同市小高区に入ってみた。海岸から約3^{キロ}離れた小高区役所近くの道路には津波で押し流された乗用車が転がっているなど、津波の猛威を物語っていた。国道6号から海岸寄りの道路を進むと、井田川地区では津波が襲来した水田が湖のようになっていた。

その近くの下浦地区で、家の後片付けしていた島誠さん（81）と、とく子さん（73）夫婦に会った。とくさんは津波に襲われた時、あごまで水につかり玄関の柱につかまってやっと助かったという。

千葉県館山市の次男宅に避難しており、警戒区域解除を受けて次男の車で来た。これまでは防護服に身を固めて3回一時帰宅したことがあるが、普段着で自由に入れたのは初めて。「家がどうなっているか心配で、やっと帰れるようになった。館山でよくしてもらっても、ここに来るとホッとすると2人は口をそろえて話した。小高区に来ると、「顔を見れば懐かしくて」と同市内の仮設住宅に避難している地区の人たちに会って旧交を温める。これからも来るつもりだが、「私らの代で



津波の襲来を受けて湖のようになった水田地帯＝南相馬市小高区で

はここに戻れないだろう」と寂しそうだった。

避難先を転々とし、5月下旬から同市鹿島区の仮設住宅に入居した農業、蒔田利治さん(57)は、家から海が見える同市原町区小浜に住んでいた。津波の襲来を受け、高台に逃げてやっと助かったという。蒔田さんも警戒区域再編で自宅へ一時帰宅できるようになった。もちろん農業が再開できる状態ではなく、「こうなるとは思わなかった。神様が見捨てた」とため息をつく。「今まで原発から我々は何の恩恵を受けていない」と言うだけに、東電にはお金はいいから元の状態に戻してほしいと主張する。

自然豊かな飯館村も

同市に隣接する飯館村は放射線量が高いため、現段階では一部の例外を除いて全村避難状態で、役場も村外へ避難している。村内にはほとんど村人は見当たらず、村中央を走る県道を車が通り過ぎていくだけだ。その日は、村の役場には数人の職員が仕事をしていた。

役場前の広場には、村民歌の歌詞が彫られた石碑が建てられている。石碑の前のお地蔵の頭をなでると村民歌が流れる仕組みになっ



南相馬市小高区に隣接する浪江町は今も警戒区域で立ち入り禁止

ている。「夢大らかに」と題されたその歌の一番は「山美わしく水清らかな」から始まり、「今こそ手と手 固くつなぎて 村を興さん 村を興さん」で終わる。清らかな児童合唱の音が流れていく隣には、無粋な放射線の線量計が設置されている。阿武隈山地に抱かれて自然豊かでのどかだった農村も、今の変わり果てた無残な状況を象徴するような光景だ。

先祖に申し訳ない

同村で唯一のコーヒー店「極久里」を経営していた市沢秀耕さん(58)と妻美由紀さん(53)は、昨年7月から避難している福島市で営業を再開した。あくまでも本店は同村とし、「福島店」の看板を掲げている。

秀耕さんは3月、村住民5世帯14人で東電を相手取り東京地裁に提訴した。被ばくや避難生活などで精神的苦痛を受けたとして慰謝料など計約2億6500万円を求めている。

訴訟を起こした理由について、秀耕さんは「ここまで苦勞して飯館を築いてきた先祖に申し訳が立たないという気持ちからだ」と語る。また、国の原子力損害賠償紛争審査会が示した中間指針では精神的損害の賠償を事故から

半年は1人月額10万円で、その後の半年は同5万円としている。これに対しても、「ハイ分かりました」とハンコを押す気分には到底なれない。生活を根底から変えた加害者の東電の謝意は感じられず、分厚い個人向け損害賠償の請求書類を出したことも許せない。請求書に書いているうちに、領収書に番号をふれとしてい

ることなどに腹が立って仕方がなかった。

今後の生活や店の営業のことを思うと、美由紀さんは「胃袋が痛くなる」ほど思い悩んでいる。秀耕さんは、政府が福島放射線空間線量の予測図を発表した新聞（4月23日）を見て「あっダメかなあ」と思い、村には10年後も帰れないと覚悟した。これからの先行きは、来年ぐらいまでは何とかめどをつきたいという。美由紀さんは東電に対してきっぱりと言う。「昔だったら切腹でしょ。元通りにできなかったらそれに見合うだけの金銭で払ってください。迷惑をかけているわけだから」。

「闘う」桜井勝延市長

社会学者の開沼博さんが桜井勝延・南相馬市長に対するインタビューを元に構成した「闘う市長 被災地から見えたこの国の真実」（徳間書店）が、最近出版された。まさしく大震災以来、闘っている桜井市長。政府と東電への不信感はかなり根強い。

「東電という言葉の字引で引くと『信頼できない』が出てくる」と言い切るほどだ。政府に対しては優柔不断なので100%そこまで言えないとして、菅直人政権の時もそうだったが野田佳彦政権になると完全に官僚に支配されていると喝破する。官僚のトップクラスは頭はいいけど、現実を知らないで原発事故に対応する能力に欠けると言う。

市長によると、原発事故当時に約7万1,000人だった市の人口が、市外へ避難して一時期8,500～8,800人まで減少した。それが、徐々に戻ってきて現在は約4万4,200人まで回復しているが、放射線が心配な小さい子供たちを抱える家庭など2万6,000人以上もまだ避

難している状態だ。

市長は「帰ってきて再建したいという人はいっぱいいる」と見る。当初から「原発じゃない街づくり」を言ってきたが、今後は再生可能エネルギーを産業の主要な部分と位置付ける。さらに、この地域に住み続けたいという人たちを引き付けるには文化が根付くかどうかだと主張する。工場を誘致すれば何とかかなるような発想の転換を説く。

再稼働は許せない

南相馬市原町区では、昨年12月に政府が発表した「福島第一原発の冷温停止状態と収束宣言」を信用する声はない。理髪店主の石橋勝子さん（67）は「（福島第一原発が）再び爆発したら今度はダメだな」と話し、喫茶店主（70）は「いつでも逃げられるように車のガソリンは常に満タン。非常用の食料なども用意している。自分のことは自分で守らなくては」と言う。家族で乗り込めるように大きな車に買い替えた人もいる。市民には政府、東電、大手マスコミに対する不信感は根強い。

大飯原発などの再稼働問題に対しても、コンビニ経営者の今野晋一さん（60）は「今回の原発事故の検証もなく反省も何もない状態では許されない」と怒る。先に登場した市沢秀耕さんも「これだけ痛めつけられて福島の人たちは許さない」と語っていた。コメの作付けができない同区の専業農業者（61）は「体にダイナマイトを巻いて東電に殴り込みたいほどだ」と息巻く。野田首相が「命をかける」のは消費税増税でなく、いまだ収束していない福島第一原発をはじめとした原発問題ではないか。



市民向け公開講座の運営と 公共サービス民営化の受託

NPO法人ふれあい塾あびこ 副理事長 多田 正志



我孫子市は千葉県北西部にある人口約13万6,000人の街です。都心まではJR常磐線で1時間以内であるため、昭和40年代から、東京のベッドタウンとして人口が急増しました。その結果、平成10年前後から、定年退職を迎える人が増加し、サラリーマンの給与所得による個人住民税への依存度が高い市の財政事情が厳しくなる一方、高齢化対策など新しい行政課題が増えています。

当法人は、市内在住のシニア世代の男たちが、このまちの3番目のNPO法人として、平成12年に設立しました。以来12年、シニア世代を中心とする一般市民向けの生涯学習講座「ふれあい塾あびこ」を毎年約70回開催してきました。また、我孫子市が平成18年に打ち出した「提案型公共サービス民営化制度」に応募して、平成19年度からは、我孫子市公民館の市民カレッジ「我孫子を知る」コース（年間12回）を受託運営しています。

「ふれあい塾あびこ」は、ベッドタウン市民、特に定年退職して、地域に帰ってくるシニア世

代には、近くで、簡単に、安く受講できる生涯学習システムのニーズが高まるとみて、平成12年9月に開塾しました。以来、春、夏休みなどを除いて毎週月、木曜日、年間70回前後の開催回数を重ねて、開催講座総数は近く900回に達します。受講者も順次増加し、時には100人を越す講座もあって、最近の年間延べ受講者数は3,000人以上となっています。

講座のテーマは、地元我孫子市の歴史・我孫子市ゆかりの人物などの紹介、古典から近現代作品までの文学講座（写真1）、日本



(写真1)



(写真2)

史・西洋史など歴史の解説、政治・経済・国際問題などの解説、演奏者の解説付きのレクチャーコンサート（写真2）、話題の美術展見学、専門医による医学講座、相続・財産管理、悪徳商法その他の生活の知恵に関する講座などと幅広く、受講者からのアンケートも参考に、毎月、新しいテーマの講座を企画し、メールや郵送で参加案内を発信しています。

講師は、当初は市内、常磐線沿線の有識者中心でしたが、逐次、首都圏全般に広がり、時には海外在住の方が帰国した時にお願いする特別講座などもあります。これまでにご登場いただいた講師は200人を越し、大学の教授、講師クラスの講師が半数近くになっています。受講者の希望で、連続講座を受け持っているにいたっている講師も増えています。

講座の企画、当日運営などは、当法人の運営スタッフ約10人が、交通費程度のボランティアベースで役割を分担、時にカバーしながら当たっています。講師謝礼、会場費、講座日程送料などの基本運営費は、受講者1人1講座当たり700円の受講料でまかっています。この受講料は、年金生活の方などには、決して安くない金額ですが、毎回参加される常連の受講者も増えており、シニア世代にも、品質さえ確かなら、知恵のリングの買い手は多い、ということを実感しています。

この生涯学習の分野では、県、市その他いわゆる公の無料講座、無料コンサートなどが依然として多く、これら公共機関のような会

場の優先確保、広報手段を持たない民間の生涯学習システムには大きなハンディキャップがあります。とりわけ会場確保は悩みの種で、毎月抽選のあちこちの公設会場に申し込み、当選をまって講師と交渉する、といった厳しい講座企画が続いています。

しかし、私どもは、いわゆる「新しい公共」の時代には、なけなしの税金による公の生涯学習講座は、地域社会が必要とする人材養成、知識習得など、社会貢献型、いわば「世のため、人のため」の講座にシフトし、個人の趣味や教養など自己充足型、つまり「自分のため」の生涯学習は民間が担当してゆくべきではないか、という思いを持ちながら「ふれあい塾あびこ」の運営を進めてきました。

我孫子市公民館の市民カレッジ「我孫子を知る」コースは、このような思いのもとで、「ふれあい塾あびこ」の運営経験、講師陣などを生かして、我孫子市の「提案型公共サービス民営化制度」に応募し、受託したものです。

同制度は、「新しい公共」のさきがけとして、我孫子市が、平成18年3月、全国市町村で初めて第1回募集を開始しました。その基本的枠組みは、市の担当している1,100余りの公共サービスの概要、事業費などを公表し、市民活動団体、企業などから、現在のサービスを上回る委託・民営化提案を募集し、しかるべき提案は審査委員会の審査を経て民営化する、というものです。

当法人は、この1,100余りの市の公共サービスのリストの中から、我孫子市公民館の市民カレッジ「文学・歴史」コースを取り上げ、①文学、歴史だけではなく、市の現状を説明する講座をカリキュラムに加えて「我孫子を知る」コースと改称し、地域活動などの動機づけを図る②最少開催人数制を導入する③企画、運営費用を引き下げる一などを提案、第1次採用34件の一つとなり、このうち19年度から実施した第1陣3事業の一つとなりました。

以来5年間、毎年度36人の定員をほぼ確保して、5月から12月までに12回の講座を開催し、前半では我孫子市の歴史や、志賀直哉など我孫子市ゆかりの文人の講座を、後半では、市の現状、行政改革や市民活動の現状、市民活動団体の紹介、最後には締めくくりの話し合い（写真3）などを行い、地域活動への参加呼びかけをしています。すでに毎年度、この講座修了生は同期生グループを作り、学習の継続などを行っています。今後は、この講座に、我孫子市の市民活動インターンシップ制度（市民団体への体験参加）を組み合わせ



（写真3）

るなど、さらに地域活動への動機づけを強めることを検討しています。

この我孫子市の提案型公共サービス民営化制度の募集は、3年半の中断の後、平成22年6月から再開されました。一方、国政レベルでも、鳩山内閣が「新しい公共」を政策の柱の一つに取り上げるなど、深刻な財政事情などを背景に、公共サービスの官民分担の在り方が、本格的に検討されようとしています。しかし民、特に市民団体には、担い手不足などで、そこまで手が回らない団体が多いなど、実現には多くの課題があります。本法人の「ふれあい塾あびこ」にも、市民カレッジ「我孫子を知る」コースにも、いろいろな課題がありますが、より安定した公共の担い手を目標に、仲間と課題解決に取り組んでゆくつもりです。

なお、当法人のホームページは <http://www.geocities.jp/masaruaiizu/>

ブログは <https://www.voluntary.jp/weblog/myblog/516>

毎回の講座概要を収録しているブログは、毎日のアクセスが500～1000回以上というアクセス数になっています。



- 人口：130,119人
- 総面積：138.73km²
- ランドマーク：
アクアライン

ライジング木更津 笑顔の数が増えてゆく

周年記念の年

木更津市は、昭和17年11月3日に千葉県下で6番目の市としてスタートしました。今年70周年を迎えますが、すっかり様変わりしたまちは、人口13万人を超え現在も増加傾向を示しています。また、今年には内房線・久留里線開業100周年記念でもあり、2月にはSL



市制70周年記念シンボルマーク

「C61」が内房線にその雄姿を現しました。今でもディーゼル車両・単線の久留里線は“鉄”マニアを惹きつけています。さらに、開通15周



年となるアクアラインでは、ちばアクアラインマラソンが10月21日に開催されます。全国から参加するランナーの皆さんが、アクアラインを渡る潮風と沿道からの声援を心地よく感じてくれたら、最高です。

まちの魅力UP

木更津が誇る観光産業は、なんといっても潮干狩りです。広大な自然干潟に素足で立つと、そこは別世界。さまざまな生き物たちが営む小宇宙。お手軽な海辺のレジャーである



潮干狩りや“すだて”遊びは、小さなお子さんも大喜びのはず。釣りと違って“ボウズ”なし。(笑) これからが本格シーズンです。そして金田東地区にグランドオープンしたアウ



トレットがまちの魅力をUP。アクアラインを利用して大勢のお客さまが足を運びます。東京から50キロ圏内、羽田空港からも高速バスでわずか30分と立地条件に恵まれた同地区

には今後も大型商業施設などの開業が予定されています。千葉県の新たな玄関口として注目スポット！赤丸急上昇！千葉・南房総の魅力を発信していきます。

定住促進と企業誘致

高速バスネットワークの充実や安価で良質な住宅地を供給できたことから、県内外から転入される方を数多く迎えています。東京へも近く、そこそ自然（カワセミが子を育て、ホタルが舞う）が残る住環境は、子育て世代や定年を迎えた世代の皆さんから好評を博しています。

また、市ではかずさアカデミアパークを中心に市域への企業誘致を推進。東京・神奈川・埼玉と精力的に誘致活動を展開しています。雨ニモマケズ・風ニモマケズ、七転び八



起きの精神が企業進出へと繋がり、地元雇用の創出、従業員の皆さんの転入とまちに活力をもたらしています。

キャラクターとヒーロー

市民待望のマスコットキャラクターが決まりました。昔からしょうじょう寺の狸ばやしで知られる狸をモチーフにした、とてもかわいらしいヤツです。これからどんどん活躍の場を広げていきますので、皆さんも見かけたら気軽に声をかけてください。また、チビっ子たちに大人気の「鳳神ヤツルギ」（公認：ご当地ヒーロー）に全てを託し、観光プロモーションビデオ「行ってみよう！木更



マスコットキャラクター

津編」と「住んでみよう！木更津編」を制作（※水越市長特別出演）しました。絶賛!? 動画配信中。ヤツルギ！頼んだよ～



暮らす人が増え、市を訪れる人も増えて、今、木更津に笑顔が増えています。機会があれば木更津へ足をお運びください。そしてあなたの素敵な笑顔をぜひ木更津で見せてください。

※かつて4年連続商業地価下落率日本一を記録したまちの職員として、こんな日が来るとは、うれしくて、ただもう、うれしくて…。

子ども達の未来のために



千葉県議会議員

石井 宏子

地方自治に日々携わる皆様には今更釈迦に説法かもしれないが、これをきっかけに皆様から現場の生の様子を更にお聞きし、自分のライフワークに生かすことができれば、幸いと考える。

本年のこどもの日を前に発表された総務省の人口統計によれば、15歳未満の子どもの数は31年連続で減少し、全国で1,665万人。千葉県では昨年と比べ5,000人減り80万1千人となった。千葉県全体の人口に占める割合として12.9%である。

社会保障と税の一体改革が国政において議論されている。医療・介護・年金等重要なことは当然だが、私が最も重要な社会保障と位置付けるべき、と考えるのはいわゆる「人生前半の社会保障」だ。

私の議会活動のきっかけの一つは困難な状況にある子ども達を取り巻く環境を改善しなければならぬ、という思いに駆られたことである。私の長男には重度重複障害があり、彼の命と生活を支えるための様々な社会的環境が整っていないことに多くの疑問を感じていた。それは当然のことながら一人長男のみではない。障害のある子ども、親による養育が十分でない子ども等、困難を抱える子ども達は、未だに非常に厳しい社会環境の中に置かれている。これだけ経済が豊かで、高齢者の介護施策も充実する中、残念ながら子どもに対する政策はまだまだ貧困である。子ども手当も遂にその理念を共有化することができなかった。相変わらず勝手な大人の政争の具にされた感がある。社会全体で子どもを育てることは人類の将来を繋いでいくことなのに非常に残念なことである。

今回は、子ども達を取り巻く環境の中で最

も深刻と考える、児童虐待・子どもの貧困について千葉県の実態を考えてみたい。

1. 児童虐待について

2005年4月に児童福祉法が改正され、身近な子育てや虐待の未然防止・早期発見は県から市が窓口になった。県（児童相談所）では、専門的知識や技術（判定）を必要とするケースへの対応や市への後方支援に重点が置かれる。また、対応が困難と判断される事例や立ち入り調査、一時保護、児童

2010年度
児童虐待相談対応件数

児童相談所	件数
中央	625
市川	655
柏	584
銚子	116
東上総	245
君津	297
合計	2,522

2010年度
市町村児童虐待相談受付件数

管轄	市町村名	相談件数	管轄	市町村名	相談件数
中央	成田市	100	東上総	茂原市	56
	佐倉市	112		東金市	84
	習志野市	83		勝浦市	0
	市原市	154		山武市	34
	八千代市	109		いすみ市	23
	四街道市	24		大網白里町	16
	八街市	44		九十九里町	3
	印西市	27		芝山町	0
	白井市	18		横芝光町	5
	富里市	27		一宮町	0
	酒々井町	7		睦沢町	3
	栄町	3		長生村	6
計	708	白子町	0		
市川	市川市	142	長柄町	3	
	船橋市	373	長南町	2	
	鎌ヶ谷市	52	大多喜町	2	
	浦安市	151	御宿町	2	
	計	718	計	239	
柏	松戸市	217	君津	館山市	9
	野田市	126		木更津市	156
	柏市	107		鴨川市	3
	流山市	90		君津市	75
	我孫子市	84		富津市	17
	計	624		袖ヶ浦市	58
銚子	銚子市	8	南房総市	13	
	旭市	16	鋸南町	3	
	匝瑳市	14	計	334	
	香取市	16	県計	2,678	
	神崎町	0			
	多古町	0			
	東庄町	1			
計	55				

(表1)

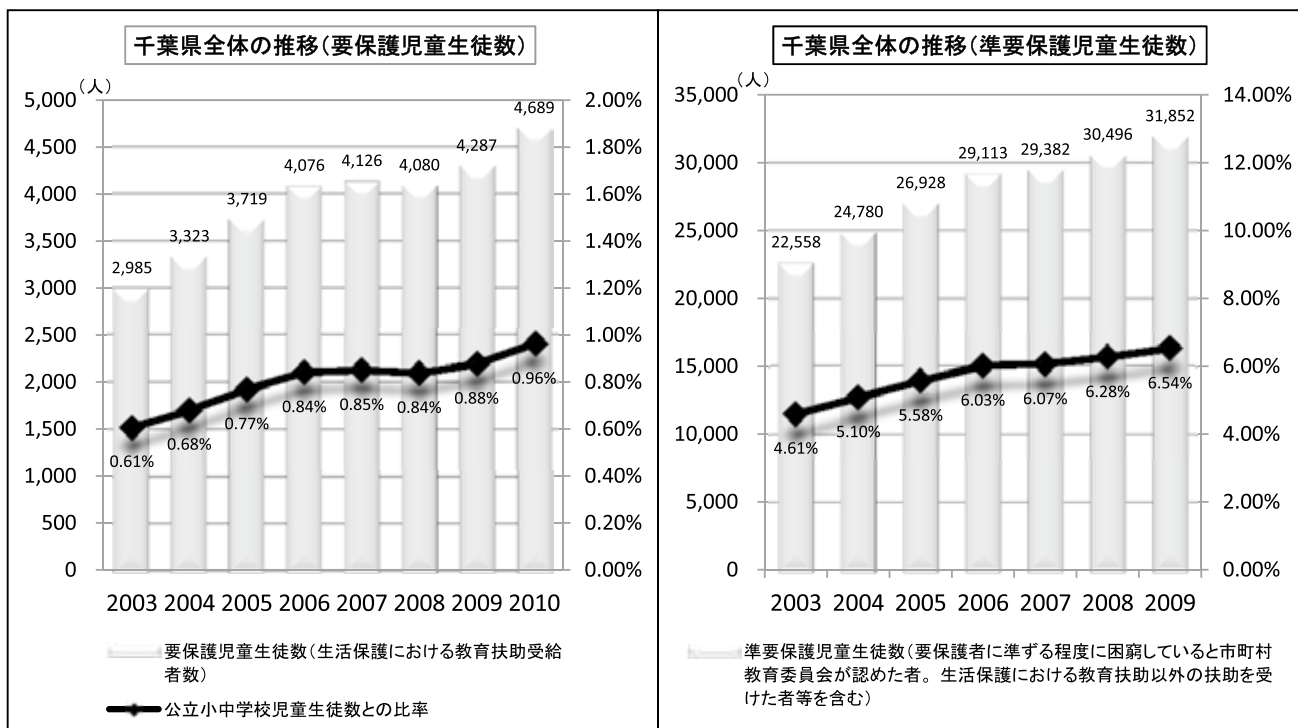
福祉施設への入所措置などはこれまでどおり、県（児童相談所）が行う。表1は2010年度の児童虐待相談受け付け状況である。県管轄の児童相談所への児童虐待相談件数は2,522件。市町村への相談件数は2,678件で、県児童相談所への相談と合わせれば5,200件にもものぼる。虐待での一時保護は403件に達する。一方、児童相談所は敷地面積は狭く、庁舎も手狭で老朽化の著しいところもあり。一時保護所は大部屋に何人もの子ども達が入り、プライバシーの確保も十分ではなく、劣悪な環境にあるといってもよい。家庭でつらい思いをしてきた子供たちが昨日まで全く知らない他の子ども達と一緒に生活をしていくつらさは並大抵なことではない。それを支える職員が如何に激務であるかは言うまでもない。いかなる手法を持っても虐待そのものを直ちに収束させるのは難しいが、せめてそこから逃れた子ども達に対して、生活環境、心のケア等、時代に即した児童相談所への変化が必要だと痛切に思う。

2. 子どもの貧困について

2010年「国民生活基礎調査（概況）」（厚生労働省）によると、「子どもの貧困率」は、15.7%で、約323万人にのぼり過去最悪の数字となっている。しかも、全年齢層の貧困率は2006年の15.7%から2009年の16.0%へと0.3ポイントの上昇だが、子どもの貧困率は2006年の14.2%から2009年の15.7%へと1.5ポイントもの上昇になっている。子どもの貧困率は全年齢層の貧困率に比べて5倍もの上昇率である。

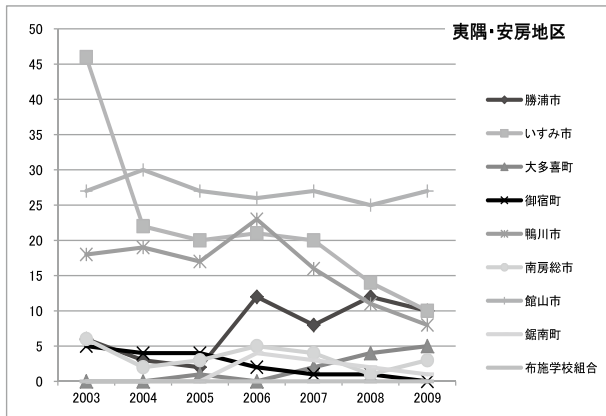
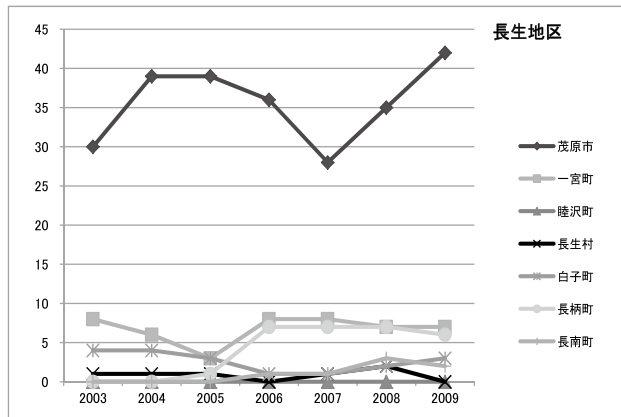
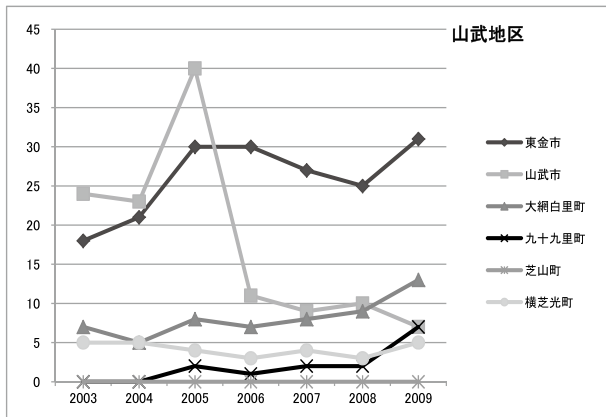
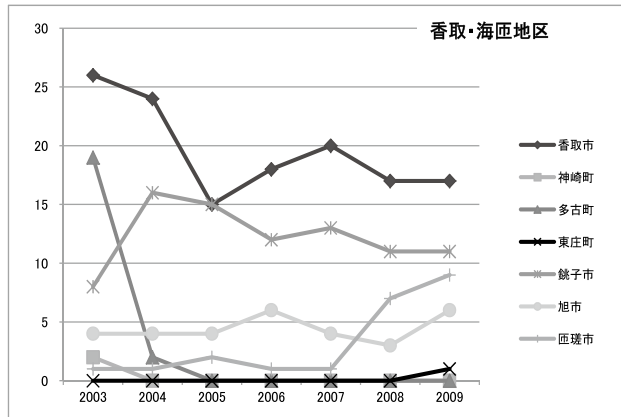
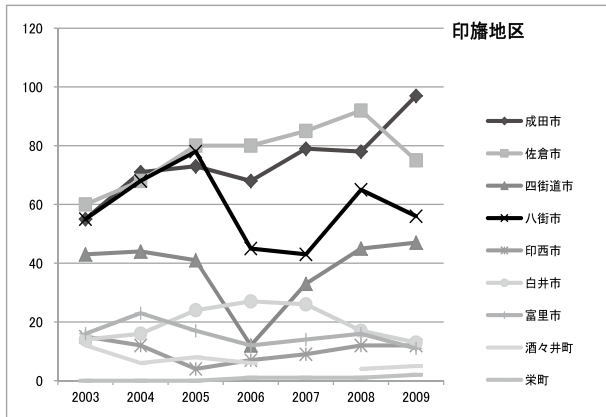
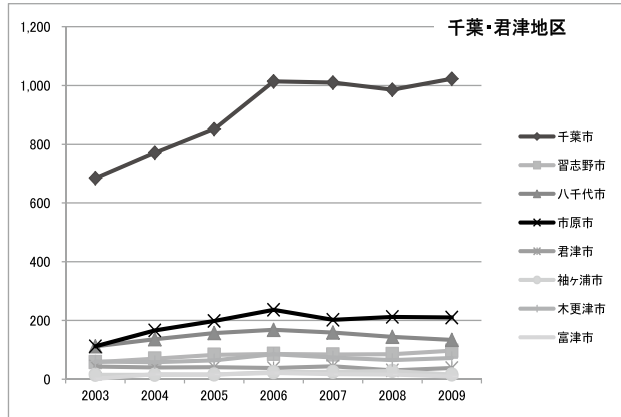
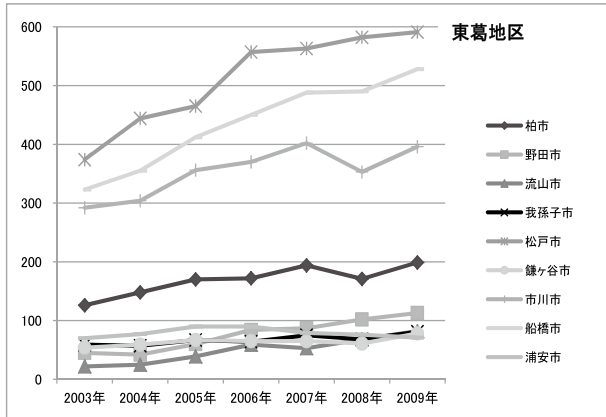
私はかつて教員であった。そのころから経済的に困窮する家庭を目の当たりにしてきた。そのこともあり今回は、義務教育段階における子供の置かれた状況を考えたい。

学校教育法では「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対して、市町村は、必要な援助を与えなければならない」とされ、市町村が行う就学援助に対して、国は「就学困難な児童及



要保護児童生徒数（生活保護における教育扶助受給者数）

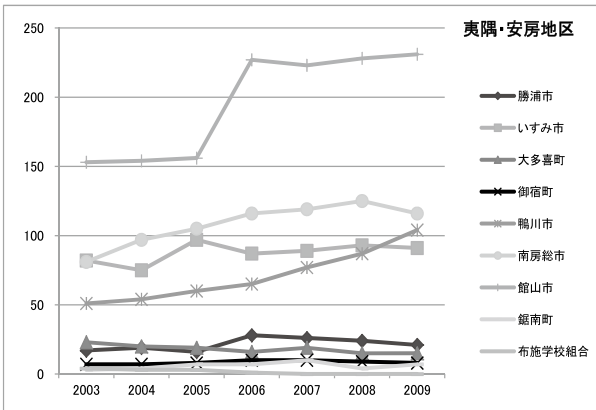
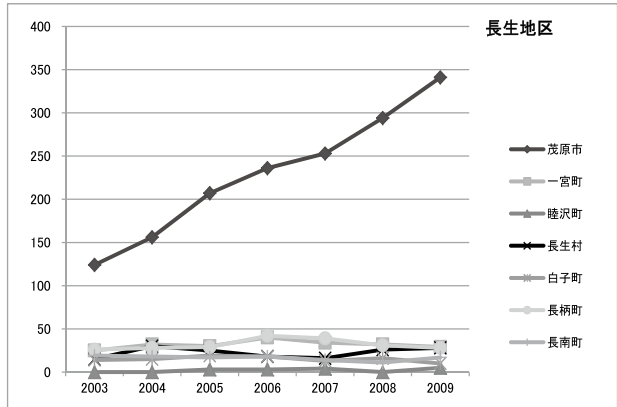
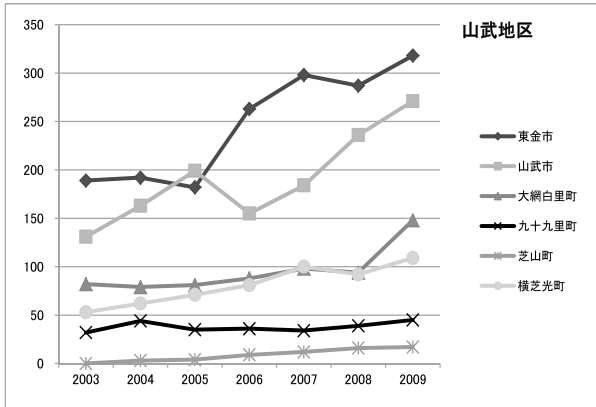
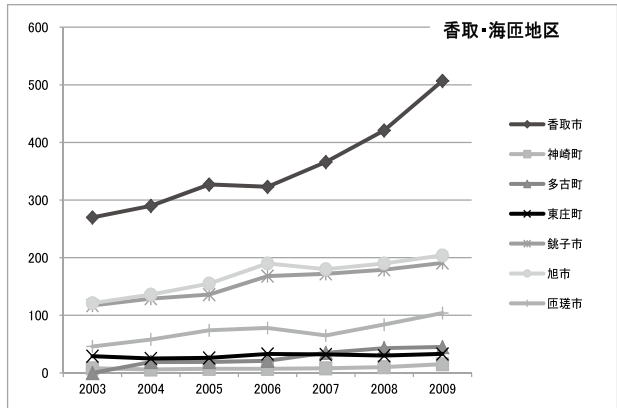
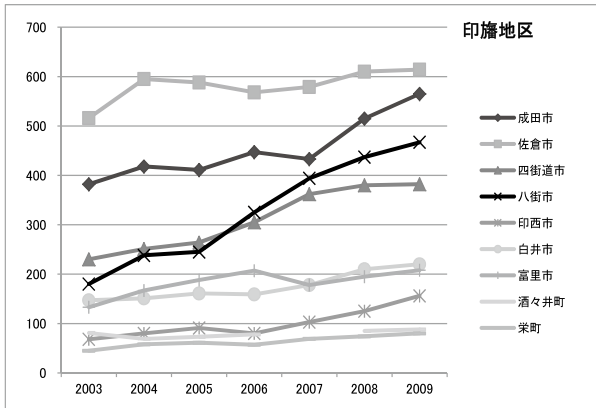
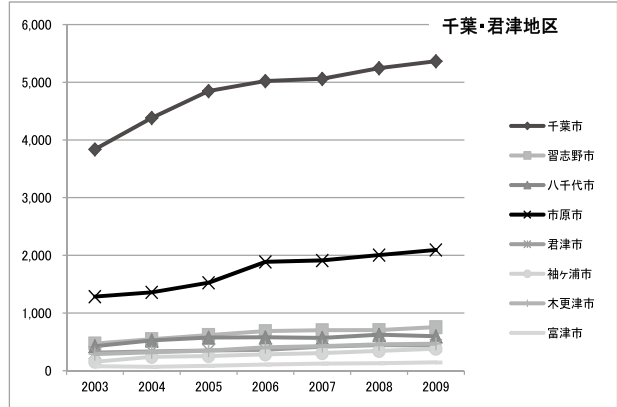
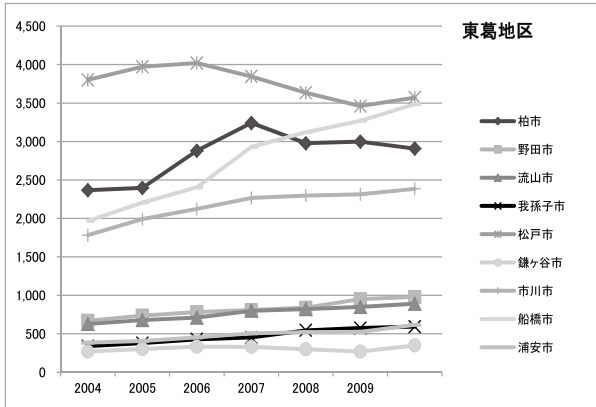
（縦軸は人数）



（注）要保護児童生徒については、就学援助法の対象者はその一部である（要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目（学用品費・通学費）が補助対象から除かれるため）。

（別表2）

準要保護児童生徒数（要保護者に準ずる程度に困窮していると市町村教育委員会が認めたと者。生活保護における教育扶助以外の扶助を受けた者等を含む）
（縦軸は人数）



（注）要保護児童生徒については、就学援助法の対象者はその一部である（要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目（学用品費・通学費）が補助対象から除かれるため）。

（別表2）

び生徒にかかわる就学奨励についての国の援助に関する法律」等により必要な経費の一部を補助している。

生活保護世帯に属する小中学生は要保護者とし、義務教育に伴う学校給食費、通学用品費、学用品費は教育扶助の対象となる。就学援助制度はこれ以外の修学旅行費などである。

生活保護の対象に準ずる程度に困窮している小中学生を準要保護者と義務教育に伴う費用の一部を給付している。千葉県における2009年度の要保護・準要保護の児童生徒数はあわせて36,139人であり児童生徒数全体の7.42%である。(別表2)

千葉県全体とすれば2002年度から2%の伸び率である。各市町村の状況は様々であるが、いくつかの市町村へのヒアリングによれば、世間体を気にして生活保護等の申請を遠慮している家庭や、逆に全家庭へ就学援助制度の内容についてチラシを配布したところ申請が増えたところなどがある。国は、三位一体の改革において、2005年以降の準要保護者に対する国庫補助が廃止され一般財源化された。このことによる抑制がなかったのかさらに調査を進めたい。今年度の概況では更に就学援助制度を利用する小中学生は増加している。

県では、未来を担う子どもや若者を健全に育成するための総合的な計画として、「千葉県青少年総合プラン」を策定した。その中で子どもの貧困問題・経済的支援が挙げられている。しかし、現在の制度が施策として挙げられているのみであり、今後更なる検討が必要と思われる。

就学支援制度は市町村が事業主体である。しかしその財政力ではおのずと限度がある。

県としても子どもの貧困に対して積極的に取り組まなければならない。

結語

1959年国連の児童権利宣言で、人類は、児童に対し、最善のものを与える義務を負うものであるとし、その最後の項目で「その力と才能が人類のためにささげられるべきであるという十分な意識の中で育てられなければならない」とある。

高齢化社会の中で支えての人口は減少していく。騎馬戦型から肩車型へといられている。

しかし今の子ども達をしっかりと育てなければ、将来彼ら自身が騎馬戦の馬にも肩車の土台になることも困難なのだ。人を一人で支えるというのは容易なことではない。

子ども達に責任はない。育ちゆく環境を今生きる者達が整えずしてどうするのだろうか。子ども達の健全な育ちこそが、未来のこの国をそして世界を支える唯一の方法なのだから。

社会的包摂 (Social inclusion)、ようやくこの概念が政府内で議論がされ始めてきた。私はこの考え方に希望を見出している。

今後子ども達を取り巻く課題解決に向け、ともに政策を練り上げてくださる方がおられれば、幸いです。



参考文献

- ・「平成22年度児童相談所業務概要」
平成23年11月発行 千葉県児童相談所業務概要編集委員会編
- ・「学校から見える子供の貧困」藤本典裕・制度研編 大月書店
- ・「就学援助制度がよくわかる本」
就学援助制度を考える会 著 学事出版
- ・参議院調査室作成資料 経済のプリズム 第65・78・83・87号

佐倉市議会報告



佐倉市議会議員
井原 慶一

長く勤めた市川市職員生活を終え、昨年の統一自治体選挙に挑戦して初当選させていただきました。今回は佐倉市の地域報告をいたします。

1. はじめに—佐倉市について

上野駅から京成電車で揺られ、小一時間ほどすると左手の窓から印旛沼の広い水面が目に入ります。その印旛沼が途切れたところにオランダ風車が現れます。ここが、毎年4月に行われる「チューリップまつり」が行われる『ふるさと広場』です。

やがて、鹿島川の鉄橋を渡ると今度は右手の丘上（旧佐倉城址）に国立歴史民俗博物館が威容を現し、続いて船のような建築物が見えてきます。これが佐倉市役所の庁舎（著名な建築家黒川紀章氏設計）で、船の舳先^{へさき}の部分にあたるのが議会棟です。

J R線の東京駅からであれば快速電車で1時間。鹿島川の鉄橋を渡り、トンネルをくぐると北側に赤いベイシア（ショッピングセンター）の建物が見えます。その後ろにある丘上（鹿島が丘）に国立歴史民俗博物館（佐倉城址公園内）があり、更に赤い屋根と白亜の壁の市立美術館（旧佐倉市役所跡地）のおしゃれな建物と、ついでその右手に旧藩主の別邸跡に立つ佐倉厚生園（病院）の白い建物が見えてきます。

世界的名画が展示されている川村記念美術館にも、駅から送迎バスが出ており、無料で行くことができます。

（市勢）

佐倉市は千葉県の北部中央に位置する城下

町です。1955年（昭和30年）4月1日に市制を施行し、現在の人口は17万2千人、面積は103.59平方kmです。

主な産業は、農業でしたが、高度成長時代になると東京や千葉への通勤者のための団地が造成され、住宅が立ち並ぶようになりました。

また企業誘致によって工業団地もできました。市制が早かったことから、都市計画が行われ、近隣の自治体と比較すると市街化地域と農地や山林の市街化調整区域の線引きがはっきりとされた都市です。

佐倉市には千葉県印旛県民センターや千葉地方法務局の佐倉支局などが置かれ、印旛地方の行政の中心となっていますが、成田空港の開港や千葉ニュータウン・北総鉄道の開通によって周辺の都市の発展が目立ってきており、商業部門の劣勢が気になるところです。

（歴史）

鎌倉・室町時代を通じて下総守護千葉氏の勢力下であり、戦国時代には本佐倉城（酒々井町本佐倉）が築かれ、北総地域の行政・経済の中心地として発展してきました。

千葉氏が豊臣秀吉に滅ぼされた後、江戸時代初期に土井利勝が佐倉城を築き、その後、堀田氏の居城となりました。徳川幕府の東の守りとして、代々老中や大老といった幕閣の

重要人物を多く輩出し、幕末には堀田正睦（ペリー来航時の幕府大老）が蘭学を奨励したことから、明治時代になると医学界や教育界に多くの人物を排出しました。

明治初期には、佐倉県、次いで印旛県が置かれていましたが、やがて千葉県が誕生すると海に面している千葉村に県庁所在地が移りました。佐倉城址には軍隊（佐倉連隊）が置かれ、明治27年に総武鉄道（市川－佐倉間）が開業し、印旛地方の政治経済の中心として栄え、印旛支庁が置かれました。

戦後は、軍隊がなくなり、食料増産のため

に農業中心でしたが、昭和30年に佐倉町を中心に周辺の町村が合併し、佐倉市が誕生しました。

成田空港（新東京国際空港）の開港に伴い、総武快速電車や東関東高速道が整備されたことから人口が急増し、企業誘致によって工場群もあることから、比較的バランスのとれた都市ということができると思います。

ミスタープロ野球長嶋茂雄氏やマラソンの小出義雄監督などスポーツ界にも人物を輩出しております。

2. 佐倉市議会について

佐倉市議会の議員定数は28名です。地方自治法（第91条第2項第7号）の議員定数は34名ですが、議会改革の一環として今年の統一選挙前に減数条例が成立し、市制発足以来、30名であった定数を2名減らしました。現在の女性議員の数は、8名です。

（会派）

会派の構成は、さくら会（12名）・公明党（5名）・佐倉市民ネット（3名）・佐倉市民オンブズマン（2名）・みんなの党（2名）となっており、民主党・新社会党・共産党・無所属各1名です。

議会運営に関する重要な事項は、会派代表者会議で話し合われます。急激な都市化によって都市型市民が増加し、保守勢力が衰退する中で多党化が進んでいます。

（議会運営）

不祥事の露呈と保守勢力の衰退によって、佐倉市においても中央政治と同じように「何事も簡単には決まらない」議会が現出しました。昨年4月の改選前には、多くの議案が15対14の一票差で可決されることが多く、重要な案件（決算や自治基本条例など）が否決されることもありました。

改選後においては、震災の復旧や耐震対策が急がれることから、安定した議会運営が行われることが求められています。

（各種委員会）

常任委員会は、総務・文教福祉・経済環境・建設の4つの委員会で委員数は各7名です。常任委員会の他に議会運営委員会があり、特別委員会として、予算審査特別委員会や決算審査特別委員会が設けられています。また、

議長の諮問を受けて、議会改革推進委員会と広報公聴委員会があり、議会改革や議会報告会の在り方を検討しています。

委員会では、それぞれの議案について各委員が賛否について意見を述べてから採決が行われています。

(議会改革と議会基本条例)

佐倉市では、相次いで不祥事が発生しまし

た。都市計画道路の建設予定が予定されている土地にある霊園の移転問題で多額の使途不明金が発生したことや運動公園の工事が議会の補正予算審議前に発注されたことから、当時の市長が辞任に追い込まれました。また、最近も議員の働きかけ問題が発生したことをきっかけに議会基本条例が制定されています。

3. 佐倉市の行政課題と今後

財政的に見れば、大都市への通勤者が多く、財政力指数や借金ランキングでは全国的に良い方から上位であり、比較的恵まれている部類に入ります。

現在の佐倉市にとって最大の課題は、公共施設の耐震対策です。学校や保育園等の耐震工事を前倒しにして急いでいます。また、今年度中には全ての広域避難所に防災井戸を設置することにしています。

最近では、老朽化した市庁舎の耐震が問題

となっていますが、前市長時代に市庁舎の移転問題を取り下げたことから、移転先を含めて、どうするか対応が難しい状況です。

佐倉市においても、少子高齢社会への対応や放射能汚染対策、低迷する地域経済へのテコ入れなど、問題が山積しています。

こうした状況を打開するため、今年度から副市長を2人制にして国からの移入人事によって、解決を図ろうとしています。

新聞の切り抜き記事から



研究員 鶴岡 美宏

当センターで作成している、新聞の切り抜き記事ファイルから一部を抜粋して紹介します。

□**第10分冊**（2011年12月8日～2012年2月22日付け）冒頭の記事は「**千葉県議会一般質問 答弁要旨**」（千葉日報12/8,9）民主党の石井敏雄議員ほか8名の県議による一般質問及び当局の答弁を掲載。

「**八ッ場ダム建設 民主会派が反対 県議会議員会**」（朝日12/10）

民主党千葉県議会議員会（18人）が、議員総会で八ッ場ダムの建設に反対することを決めた。民主党が政権交代後、県議会と同ダムの建設反対を明確にしたのは初めてのこと。

「**国保料引き上げへ 収納率向上へ計画策定 12月議会代表質問**」（千葉日報12/9）

千葉市の熊谷市長は12月定例市議会で、深刻な財政難になっている国民健康保険事業について、来年度に保険料の引き上げを検討していることを明らかにした。

「**自治体 看護学生困り込み 奨学金を創設・拡充**」（読売12/14）

看護師不足が進む中、千葉県内の自治体では奨学金を創設・拡充するなどして、看護師の卵である看護学生を確保しようとする動きが加速している。

「**橋下市長の波紋**」上・下（日経12/15,16）

昨年11月のダブル選挙で大勝した橋下氏は、国政選挙に「大阪維新の会」の候補を擁立する可能性を示唆。その動向が既成政党に波紋

を広げている

「**市政10大ニュース**」（千葉日報12/23）

千葉市は22日、市政10大ニュースを発表した。1位には、国内最大のニュースでもある東日本大震災で「千葉市も大きな被害が発生」したことが選ばれた。

「**銚子市立病院、赤字穴埋め 議会が病院会計否決**」（朝日12/23）

銚子市議会は22日、赤字穴埋めに1億7,186万円を増額する市立病院の事業会計補正予算案を反対多数で否決した。

「**県政2011この1年**」1～5（千葉日報12/24～30）

千葉県政における1年間を12月4日から5回シリーズで「1.東日本大震災」、「2.アクアライン値下げ」、「3.原発事故の影響」、「4.震災直後の統一選」、「5.野田内閣発足」に分けて振り返る。

「**ブータン国王来日で脚光 『幸福度』自治体競う**」（日経12/26）

経済的指標より国民の幸福度を重視するブータンが注目を集めるなど世界的に幸福度がブームになる中、全国の自治体でも住民の幸福度を探り、政策立案に生かそうとする動きが広がった。幸福度をめぐる自治体の取り組みを追った。

「**ちば この1年**」上・下（毎日12/29,30）

大震災や原発事故など未曾有の災害に見舞われた一方、サッカー「なでしこジャパン」

における県ゆかりの選手の活躍など明るい話題もあった2011年。千葉県内の主な出来事の詳細を1月から12月まで時系列で掲載。

「前を向いて 地域発！ちば再生」1～5 (千葉日報1/4～8)

2011年の大震災により、千葉県内の農漁業や観光は大きなダメージを受けたが、その後再生に向け動き出した地域の取り組みを神崎町、浦安市、銚子市、富津市、中房総、南房総の順で紹介。

「今年の選挙 8市町村長選と5市町議選」 (読売1/6)

2012年は茂原、野田、印西など県内8市町村で首長戦、5市町で議員選挙が予定されている。また年内の衆院解散・総選挙も予想され、各党は千葉県内でも候補者擁立を進めている。

「地方首長 野田政権に要望」(日経1/9)

消費増税を目指す野田首相が地方分権を推進し、国民の理解を得るにはどうすべきか。全国知事会会長の山田啓二京都府知事ほか、地方の首長に野田政権への要望などについて聞いた。

「野田改造内閣の顔ぶれ」(毎日1/14)

平成24年1月13日に発足した野田改造内閣の顔ぶれを紹介。

「都構想法整備 各政党競う」(毎日1/18)

首相の諮問機関である第30次地方制度調査会(西尾勝会長)は、府県と政令指定都市の二重行政など大都市制度の問題に関する議論を開始した。13年夏までに最終答申を出す方針。

「330億円超、過去最大に 新年度予算案で香取市長」(千葉日報1/19)

昨年3月11日の大震災で大きな被害に見舞われた香取市は、2012年度当初予算案が過去

最大の330億円を超える規模となることを明らかにした。

「道州制 知事は静観『新たな一極集中』懸念」(毎日1/20)

大阪市の橋下市長が思い描く道州制について、毎日新聞が実施した全国知事・政令指定都市市長(4月移行の熊本市を含む)を対象としたアンケートからうかがえる全国の首長たちの意識は、次期衆院選をにらみ橋下氏になびく国政とは異なり冷ややかな印象。

「消費増税 自治体も責任を果たせ」(朝日社説1/24)

消費増税の道筋がみえてくるにつれ逆風が強まっているが、なぜ知事たちは増税の必要性を強調しないのか。さらに市町村長や地方議会議員も、負担増の必要性を説明すべきだ。

「公務員給与8%下げ 前進 労働基本権の付与なお溝」(日経1/26)

民主、自民、公明3党は国家公務員給与削減について大筋で合意した。2011年度の人事院勧告に基づき給与を平均0.23%削減し、さらに12,13年度は平均7.8%減、あわせて約8%引下げる。民主党が目指す公務員への労働基本権付与に自民、公明の両党は慎重で、支持母体の連合の反発は必至。

「県の人口 初の減少」(毎日1/31)

千葉県は30日、昨年1年間の人口が1920年の第1回国勢調査が実施されて以来、初めて前年より減少したことを発表した。

「改革途上の地方分権」①～⑤(日経1/30～2/3)

日本経済新聞は「時事解析」欄で①出先機関改革、②義務付け・枠付けの見直し、③補助金の一括交付金化、④国と地方の協議の場、⑤地方政府への道、と5回のシリーズで民主

党政権が掲げる地域主権改革を分析。

「政令市20年 転機の千葉市」①～④（日経1/31～2/3）

千葉市は4月、政令指定都市移行から20年を迎える。同市は政令市に見合う都市基盤の整備を急いだ結果とその後の景気低迷で、財政は19政令市の中で最低水準にある。20年を区切りに新たな将来像が描けるか、4回に分けてその課題を追った。

「復興交付金 香取、浦安、山武市が申請」（千葉日報2/4）

東日本大震災で被災した自治体の支援に向け、国が創設した「復興交付金」の対象となっている千葉県内27市町のうち、浦安、山武、香取の3市が1月末までに申請した。

「東金九十九里地域医療センター 14年開業へ県支援本格化」（千葉日報2/8）

東金市丘山台に建設が予定されている東金九十九里地域医療センターの助成関係費として2億8,787万円が、千葉県の2012年度一般会計当初予算案に計上されることが2月7日、発表された。

「県、新年度当初予算案 一般会計2.6%増、1.6兆円」（朝日2/8）

千葉県は7日、2012年度の当初予算案を発表した。一般会計は11年度より2.6%増の1兆6,001億800万円で、景気低迷で税収が落ち込む一方、震災への対応で歳出が膨らんだ。

「地方自治 国つくる『両輪』の期待 分権・地域主権改革が不可欠」（千葉日報2/9）

憲法は地方自治を、国民主権と民主主義確立の基盤と位置づけた。

首長と議会を直接選挙で選ぶ「二元代表制」は地方自治の根幹だが、ともすれば選挙限りの「お任せ民主主義」に陥りがちだ。重みを

増す地方自治が再構築を迫られる。

「2012県予算案のポイント」1～7（千葉日報2/9～2/20）

千葉県の予算案を1.震災対応、2.医療・高齢者福祉、3.子育て支援・教育、4.経済活性化・雇用対策、5.農林水産業の振興、6.観光振興、7.厳しい台所事情、に区分し2月9日から特集で分析。

「千葉市予算案2.1%増3,658億 基金借り入れ脱却」（読売2/17）

千葉市は16日、2012年度当初予算案を発表した。これまでの歳出削減が奏功し、10年ぶりに「禁じ手」ともいえる基金からの借り入れに依存しない予算繰りが実現した。

「点検 2012千葉市予算案」上・中・下（2/18～2/20）

【上】財政再建、【中】経済活性化、【下】防災対策・震災対応、と3回にわたり千葉市の予算案を分析。

「自治体 脱・東電広がる 値上げに反発 入札で調達」（日経2/18）

千葉市など首都圏の自治体で、電力を東京電力以外から調達しようとする動きが広がっている。4月からの事業所向けの電気料金引き上げ方針に反発。入札を実施し、電力コストを下げるのが狙い。

「大都市制度 課題多く 大阪都 特別自治市」（読売2/21）

首相の諮問機関・地方制度調査会が大都市制度問題の審議をスタートさせた。大阪市長と府知事が掲げる、大阪と堺の両政令市を廃止・解体して府に統合する「大阪都」。これに対し、政令市の市長会が主張するのが「特別自治市」。論点は何か、政治はどう動くのか。

今期の入手資料

センターでは、会員の皆様に資料の貸し出しを実施しています。
下記資料等をご入用の会員の方は事務局までご連絡下さい。

また、センターでは、2010年3月末以降分について、千葉県の地方自治に関する記事を中心に新聞の切り抜きを実施しています。ご入用の会員の方は事務局までご連絡下さい。

入手資料	著者	発行元	種類	日付
北海道自治研究 12月 東日本大震災からみた北海道の巨大地震と津波		北海道地方自治研究所	情報誌	2012. 1. 4
自治研静岡冬号 東海・東南海・南海地震と津波対策(1)		静岡地方自治研究センター	情報誌	2012. 1. 4
かながわ自治研月報 自治体再生のために一福島からの報告一		神奈川県地方自治研究センター	情報誌	2012. 1.16
月刊自治研 1月号 社会に希望をつくり出す		自治研中央推進委員会	情報誌	2012. 1.16
フォーラム大阪127 大阪ダブル選挙の結果をどう受け止めるべきか		大阪地方自治研究センター	情報誌	2012. 1.17
官製ワーキングプア研究会レポート		官製ワーキングプア研究会	情報誌	2012. 1.17
自治研とやま 1月 社会保障と税の一体改革の問題点		富山県地方自治研究センター	情報誌	2012. 1.18
自治総研 1月号 公務員制度改革関連法案と人事行政組織の再編		地方自治総合研究所	情報誌	2012. 1.23
信州自治研 1月号 地域の復興・再生とコミュニティ		長野県地方自治研究センター	情報誌	2012. 1.23
北海道自治研究 1月 地方分権の現在―「地域主権」―括法の意義と問題点		北海道地方自治研究所	情報誌	2012. 1.30
みやざき研究所だより TPP参加が経済に与える影響		宮崎県地方自治問題研究所	情報誌	2012. 1.30
ぐんま自治研ニュース 大阪ダブル選挙結果とその波紋		群馬県地方自治研究センター	情報誌	2012. 2. 6
徳島自治 1月 東日本大震災と自治体の課題		徳島地方自治研究所	情報誌	2012. 2. 6
とうきょうの自治 東日本大震災と自治体		東京自治研究センター	情報誌	2012. 2. 6
地方財政セミナー資料(政府予算等)		自治労	資料集	2012. 2. 8
月刊自治研 2月号 2012年度自治体財政と日本財政の焦点		自治研中央推進委員会	情報誌	2012. 2. 8
連合総研 職場・地域から『絆』の再生を		連合総合生活開発研究所	報告書	2012. 2. 8
新潟自治 1月 新エネルギーへの挑戦		新潟県地方自治研究センター	情報誌	2012. 2. 8
全国首長名簿 2011年版		地方自治総合研究所	資料集	2012. 2.13
市政研究 12月号 自治体間連携の時代はくるか		大阪市政調査会	情報誌	2012. 2.14
とちぎ 地方自治と住民		栃木県地方自治研究センター	情報誌	2012. 2.17
信州自治研 2月号「おひさま」の舞台・ロケ地としての取り組み		長野県地方自治研究センター	情報誌	2012. 2.20
自治総研 2月号 2012年度地方財政計画の特徴とこれからの課題		地方自治総合研究所	情報誌	2012. 2.21
自治権いばらき 2012年度地方財政計画と地方財政		茨城県地方自治研究センター	情報誌	2012. 2.27
検証・房総の地震 首都機能をまもるために	楡井 久	千葉日報社	単行本	2012. 2.27
自治研ぎふ 102号 長良川の流域ガバナンスと地域連携		岐阜県地方自治研究センター	情報誌	2012. 2.28
かながわ自治研月報 2012年度地方財政計画の特徴を読む		神奈川県地方自治研究センター	情報誌	2012. 2.29
北海道自治研究 2月 2012年度地方財政計画と地方財政		北海道地方自治研究所	情報誌	2012. 3. 5
フォト・ルポルタージュ 福島原発震災のまち	豊田直己	岩波ブックレット	写真集	2012. 3. 6
月刊自治研 3月号 震災から1年を迎えて		自治研中央推進委員会	情報誌	2012. 3.12
自治研究ふくしま 2月号 ジャーナリストが見た大震災、そして原発事故		福島県地方自治研究所	情報誌	2012. 3.12
とちぎ地方自治と住民 オランダの政治・行政と地方自治		栃木県地方自治研究センター	情報誌	2012. 3.19
信州自治研 3月号 人口減少社会における地域公共交通の役割		長野県地方自治研究センター	情報誌	2012. 3.19
地方自治ふくおか 食の自治と学校給食		福岡県地方自治研究所	情報誌	2012. 3.21
自治総研 3月号 分権改革のインパクトと地域政治の変容		地方自治総合研究所	情報誌	2012. 3.26
北海道自治研究 3月 イギリスにおける低所得者対策の現状と課題		北海道地方自治研究所	情報誌	2012. 3.27
市町村で何が出来る!?障害者の就労支援		大阪地方自治研究センター	政策資料	2012. 4. 2
自治研なら 104号 住民の視点に立った「情報開示」とまちづくりの推進		奈良県地方自治研究センター	情報誌	2012. 4. 2
埼玉自治研37 2012年度政府予算案にみる地方財政		埼玉県地方自治研究センター	情報誌	2012. 4. 2
shizuoka発 SUGESTION vol9		静岡県職員組合	報告書	2012. 4. 9
ながさき自治研53 地方議会の課題を語る		長崎県地方自治研究センター	情報誌	2012. 4. 9
新潟自治 4月5日 東日本大震災がもたらした現実		新潟県地方自治研究センター	情報誌	2012. 4. 9
月刊自治研 4月号 地域を支える絆		自治研中央推進委員会	情報誌	2012. 4.10
虚構の政治力と民意 自治総研セミナーの記録		自治総研ブックレット	報告書	2012. 4.10
ゼロからの自治 大潟村の軌跡と村長・宮田正道		自治総研ブックレット	報告書	2012. 4.10
とうきょうの自治 2012年度予算		東京自治研究センター	情報誌	2012. 4.16
信州自治研 4月号 食縁社会の構築に向けて		長野県地方自治研究センター	情報誌	2012. 4.16
自治研とやま 4月 2012年度地方財政計画と地方財政		富山県地方自治研究センター	情報誌	2012. 4.18
とちぎ地方自治と住民 VOL469 オランダの政治・行政と地方自治V		栃木県地方自治研究センター	情報誌	2012. 4.23
自治総研 4月号 公務における勤務条件決定システムの転換		地方自治総合研究所	情報誌	2012. 4.23
ぐんま自治研ニュース 東日本大震災と地域の未来		群馬県地方自治研究センター	情報誌	2012. 4.24
フォーラム大阪128 民からの提言・民間準拠の進歩を		大阪地方自治研究センター	情報誌	2012. 4.24
みやざき研究所だより66 歩みの鈍い男女共同参画社会への道		宮崎県地方自治問題研究所	情報誌	2012. 4.24
かながわ自治研 月報4 大都市問題とは何か		神奈川県地方自治研究センター	情報誌	2012. 4.25

※月刊自治研・自治総研のバックナンバー、取り揃えてあります。

一般社団法人 千葉県地方自治研究センターの概要

一般社団法人 千葉県地方自治研究センターは2009年12月10日に一般社団法人の認可をうけて自治研究をスタートすることとなりました。

当センターでは千葉県における地方自治及び都市問題に関する総合的な調査研究を行うとともに、自治体関係者、学識経験者及び県民の交流によって、地域に根ざした自治体の政策づくりを促進し、地方自治の振興に寄与することを目的とし、諸活動を行います。

基本目標

- I. 公共サービス基本法の制定や地域衰退という新たな状況のもと、公共サービスの再生を目指す。
- II. 地方分権を進めるため、基礎自治体の重要性を高め自治体政策づくりを行う。
- III. 活動の理論的基礎を学び、調査研究、情報発信など研究者や市民、議員、労働組合など幅広い交流研究活動を行う。

会員を募集しています!

1. だれでも会員になれます。
2. 会員は、以下のとおりです。

個人会員・正会員 1口(年額 5,000円) 賛助会員 1口(年額 3,000円)
団体会員・正会員 1口(年額 10,000円) 賛助会員 1口(年額 5,000円)

【※一括支払いをお願いします。】

特典

正会員になると・・・

- ・「自治研センター」機関誌が送付されます。(年3回)
- ・自治研センターの資料が活用でき、調査研究会などに参加できます。
- ・自治研センター主催の学習会・講演会に無料で参加できます。

賛助会員は・・・

- ・「自治研センター」機関誌が送付されます。(年3回)
- ・自治研センター主催の学習会・講演会の案内が送付されます。

●加入申込み書

年 月 日

FAX又はメールにて当センターまでお申込み下さい。

会費の種別	個人会員・・・正会員・賛助会員 団体会員・・・正会員・賛助会員	加入口数	()口
個人 または 団体名	ふりがな	ご住所	〒
職場 (勤務先)			

■お問い合わせは

一般社団法人 千葉県地方自治研究センター

〒260-0026 千葉市中央区千葉港4-4 千葉県労働者福祉センター5階
Tel.043-246-0511 Fax.043-246-3918 E-mail:chiba-jk@ubcnet.or.jp

自治研ちば既刊案内

2010年3月
(創刊号)



- 発刊にあたって
理事長 井下田 猛
- 政権交代と公共サービスの再考
東大名誉教授 大森 彌
- 連載① 数字で掴む自治体の姿
副理事長 宮崎 伸光
- 松戸市パワハラ訴訟の顛末と問題点
弁護士 小川 寛
- 連載「房総の自治脈」
理事長 井下田 猛
- 茂原市夏の風物詩
茂原市 鶴沢 輝光

2010年6月
(vol. 2)



- 巻頭言
理事長 井下田 猛
- 検証！民主党政権による社会保障の行方
淑徳大学准教授 結城 康博
- 千葉県一般会計当初予算について
千葉県議 天野 行雄
- 千葉市の平成22年度予算について
千葉市議 三瓶 輝枝
- 連載「房総の自治脈」第2回
理事長 井下田 猛
- 連載② 数字で掴む自治体の姿
副理事長 宮崎 伸光
- 歴史的資源を活用したまちづくり
香取市 吉田 博之
- 公共の担い手
NPO法人子育て支援グループハミングちば

2010年10月
(vol. 3)



- 巻頭言
副理事長 佐藤 晴邦
- 2010年度の地方財政計画と千葉県の財政状況
自治総研 高木 健二
- 銚子市立病院1年8ヶ月ぶりに再開
銚子市議 加瀬 庫蔵
- 小さな自治体の継続に向けて
酒々井町議 川島 邦彦
- 北総鉄道運賃値下げと地方自治
鎌ヶ谷市議 藤代 政夫
- 公共の担い手トータル介護サービスアイ
代表 大塚美知雄
- 連載「房総の自治脈」第3回
理事長 井下田 猛
- 連載③ 数字で掴む自治体の姿
副理事長 宮崎 伸光
- 連載③「東洋のドーバー」銚子屏風ヶ浦
銚子市 平野 寛

2010年2月
(vol. 4)



- 巻頭言
研究員 網中 肇
- 第7回千葉県地方自治研究会
「新しい公共」自治体でどう取り組むか
法政大学法学部教授 名和田是彦
副理事長 法政大学法学部教授 宮崎 伸光
白井市長 横山久雅子
ワーカースコープちば専務理事 菊地 謙
研究員 網中 肇
- 連載「房総の自治脈」第4回
理事長 井下田 猛
- 連載④ 数字で掴む自治体の姿
副理事長 法政大学法学部教授 宮崎 伸光
- 召しませ！白樺派のカレー
我孫子市役所 嶋田 繁
- 公共の担い手
特定非営利活動法人TRYWARP 代表理事
虎岩 雅明
- 自治研センター事務局より～
事務局長 高橋 秀雄
- 紹介・スクラップブック
「千葉県地方自治関係記事」
理事長 井下田 猛

2011年6月
(vol. 5)



- 巻頭言
副理事長 法政大学法学部教授 宮崎 伸光
- 今、地方議会に問われているもの
自治研センター講演会より
法政大学法学部教授 廣瀬 克哉
- 野田市長、巨大地震と公契約条例を語る
2011年4月15日 野田市役所にて収録
野田市長 根本 崇
理事長 井下田 猛
自治労千葉県本部委員長 佐藤 晴邦
(特集・東日本大震災)
- 東日本大震災見えてきた課題と今後の対応
銚子市職労 大網 裕弥
- 東日本大震災における浦安市の被災
浦安市市長公室長 中山 高樹
- 連載：数字で掴む自治体の姿
《番外編》：数字で伝わる震災の記録
副理事長 法政大学法学部教授 宮崎 伸光
- 地震・津波・原発震災と緊急提言私案
理事長 井下田 猛
- 平成の大合併とコミュニティの多重化
淑徳大学コミュニティ政策学部教授
佐藤 俊一
- 連載「房総の自治脈」第5回
理事長 井下田 猛
- シリーズ 千葉の地域紹介
発酵の里、健康笑顔のまち こうざき
神崎町役場 浅野 憲治
- 公共の担い手
地域コミュニティの再生に貢献
特定非営利活動法人 VAIC コミュニティアク研究所
- 自治体の事業紹介 千葉市の雇用推進事業
元千葉市就労相談員 東出 健治
- 新聞の切り抜き記事から
研究員 鶴岡 美宏
- 読者の声
佐倉市 井原 慶一

2011年10月
(vol. 6)



- 巻頭言 理事 衆議院議員 若井やすひこ
(特集・東日本大震災)
- 復興への地方財政の役割
一災害救助をとおして自治体財政を見る一
公益財団法人地方自治総合研究所研究員
菅原 敏夫
- 東日本大震災における習志野市の被災と今後の取組み
習志野市総務部生活安全室長
角川 雅夫
- 香取市長、震災対策を語る
2011年7月28日香取市役所にて収録
香取市長 宇井 成一
副理事長 佐藤 晴邦
事務局長 高橋 秀雄
- 通信部日記 東北の通信部で過ごした7年余
ジャーナリスト 塚本 弘毅
- 千葉県平成23年度補正予算から何を見るか？
理事 千葉県議会議員 ぶじしる政夫
- 連載：「房総の自治脈」第6回
理事長 井下田 猛
- 連載⑤：数字で掴む自治体の姿
副理事長 法政大学法学部教授 宮崎 伸光
- ミクロナシア連邦と日本の交流
NPO ミクロナシア振興協会の活動
NPO ミクロナシア振興協会事務局長
川崎 正和
- 若者に農業をやってみたいと思わせる魅力ある農業を！
八千代市農業委員 黒澤 澄朗
- 公共の担い手
千葉県成年後見支援センターの取組みについて
千葉県成年後見支援センター 所長 根岸 淳一
- シリーズ千葉の地域紹介
市川市 ガーデニング・シティいちかわ
• 新聞の切り抜き記事から (2011年4月6日～6月22日)
研究員 鶴岡 美宏

2012年2月
(vol. 7)



- 巻頭言 副理事長 佐藤 晴邦
- 自治研センター講演会・パネルディスカッション
「入札改革」社会的価値の追求と公契約
法政大学大学院政策創造研究科教授 武藤 博己
副理事長 法政大学法学部教授 宮崎 伸光
市川市副市長 遠峰 正徳
全建総連千葉県連合会執行委員長 鈴木 敏
理事 千葉県議会議員 藤代 政夫
- 地方自治と原簿行財政 一原簿交付金と
狭義の原簿マネーを中心として一
理事長 井下田 猛
- 脱原発へ… 小さな一歩でも！
脱原発・市川市民の会 能登 甚五
- 液状化に強い街へ
千葉県議会議員 (浦安市選挙区) 矢崎 堅太郎
- 東日本大震災と地方自治体の危機管理
東金市議会議員 水口 剛
- 連載：「房総の自治脈」第7回
理事長 井下田 猛
- 連載⑥：数字で掴む自治体の姿
副理事長 法政大学法学部教授 宮崎 伸光
- 公共の担い手 生活保護受給者と社会的
参加の場づくり
ワーカースコープちば専務理事 菊地 謙
- シリーズ千葉の地域紹介
鴨川市「自然と歴史を活かした観光・交
流都市」をめざして
- 新聞の切り抜き記事から
研究員 鶴岡 美宏

バックナンバーの
申し込みは
当研究センターまで
1部500円

編集後記

巨大地震と津波、台風、大雪、竜巻と日本列島に自然災害が続いています。防災対策やまちづくり等、自治体への役割と期待は大きくなるばかりです。

今号では千葉県で長く液状化問題を研究し、意見表明をしてきた楡井久先生の講演録を掲載しました。県職員時代から千葉県の液状化問題に警鐘を鳴らしていた先生の講演は多くの反響を呼び、地元紙千葉日報に取り上げられ、インタビュー記事も掲載されることになりました。

大阪都構想、日の丸、君が代の強制、職員のリストラはては大阪維新の会による国政進出など新聞に橋下市長の話題が載らない日はありません。今号では注目を浴びている大都市問題を中心に政令都市千葉市の熊谷市長にインタビューを行いました。東京自治研センターの佐藤研究員、当センターの綱中理事の3人による20代、30代のフレッシュなメンバーでの話し合いが実現しました。佐藤さんは事前準備として1日かかりで千葉市のまちを自転車で探訪し、会談に臨んでいただきました。

なお、大阪市政調査会の澤井勝先生による当センター講演会「大阪都構想の現状、橋下市政の6ヶ月」は次回の「自治研ちば」第9号に講演録を掲載する予定にしています。ご期待ください。

そのほか、会員の中から石井県議、井原市議に地域報告をしていただき、また、「公共の担い手」は我孫子を拠点に活動するNPO法人の多田さんの執筆で活動報告、さらに井下田理事長による連載記事を前号に引き続いて掲載しました。なお、宮崎副理事長の「数字で掴む自治体の姿」は1回休載とさせていただきます。

井下田先生の「房総の自治鉦脈」のファンが増えています。戦前に続き、戦後期の地方自治をめぐる動きが描かれています。まだまだ、連載は続きますが終了の時点で冊子にまとめる予定にしています。

次回講演会は9月22日(土)に自治労千葉県本部との共催による千葉県地方自治研究集会として宮崎副理事長と特別ゲストによる講演を予定しております。

事務局長 高橋 秀雄

次回講演会予告 (千葉県地方自治研究集会)

2012年9月22日(土) 13時30分

千葉県労働者福祉センター405, 406会議室

講師 宮崎 伸光氏 (法政大学法学部教授)

ゲスト 自治体首長 (交渉中)

テーマ 地方自治のいま (仮題)